# 年報 経営ディスクロージャー研究

第13号 2014年3月



日本ディスクロージャー研究学会

## 坂 上 学(法政大学)

編集作業が遅れ、本来であればとうに発刊されていなければならない『年報 経営ディスクロージャー研究』(以下、『年報』)第13号ですが、難産の末、ようやく発刊することができました。第13号より編集長が交代し、編集体制が刷新されたほか、査読プロセスの厳密化といった改革がなされました。また紙面のレイアウトが兄弟誌である『現代ディスクロージャー研究』と同じになり、そしてなによりも、新しいデザインの表紙に切り替わりましたことを、ご報告申し上げます。

『年報』は次号、第14号より編集規程の大幅な改訂がなされます。もっとも大きな変更は研究大会で報告された原稿については「論稿」というカテゴリー1つに絞り、原則として査読なしですべて掲載するという方針へと転換します。また、査読は希望者のみに限定することになりました。年報としての性格をより強化していこうというのが、その大きな理由です。

第13号では査読の厳格化を掲げて編集作業を進めてまいりましたが、それにより発行時期が遅れ、不採録となった論文の掲載機会が失われてしまう、などのデメリットが浮き彫りとなりました。『年報』なのだから、どのような研究報告がなされたのかが分かるような内容であってほしい、年度が終わってすぐにお届けできるように発行スケジュールの正常化がなされるべきだ、という判断のもと編集規程を変更することになりました。

本号は、巻頭の「特別寄稿」 1 篇、「論文」 2 篇、「プロシーディングス」 3 篇の計 6 篇の論稿が掲載されています。「論文」および「プロシーディングス」には、第13号の対象期間である第 7 回大会と第 8 回大会において報告された論稿が掲載されています。巻頭の「特別寄稿」は、第10回大会における会長講演の論稿で、本来であれば次号に掲載予定でしたが、いちはやく会員の皆様にお届けすべきとの判断で、第13号に掲載することになりました。執筆者の黒川行治会長(当時、現名誉会長)には、いろいろとご無理をきいていただきましたことを、この場を借りまして感謝申し上げる次第です。

このようなわけで『年報』は次号より、掲載される論稿数が大幅に増えるものと予想されます。『年報』の発行スケジュールの正常化と活性化をはかるべく、編集委員会一同で頑張っていきますので、皆様の積極的な学会報告と『年報』への投稿をお願いいたします。

## 年報 経営ディスクロージャー研究 No.13 2014年3月

## 日本ディスクロージャー研究学会

## 目 次

序	文	
—年	三報第13号の発刊にあたって—	
特別	寄稿	
ディ	スクロージャー研究アプローチの一試論 黒川 行治 (慶應義塾大学)	(1)
自由	論題	
【論	文】	
1	資本剰余金配当の実施を歓迎する投資家の着眼点と 当該配当実施企業の財務的特性	(13)
2	減損会計が企業の利益調整行動に及ぼした影響に関する一考察 一計算構造からの試論— 高橋 二朗 (名古屋市立大学大学院)	(35)
【プ	ロシーディングス】	
1	のれんの換算会計処理に関する理論的一考察	(49)
2	売上債権の増減、仕入債務の増減、たな卸資産の増減と 支払能力の関係についての一考察 古山 徹 (日経メディアマーケティング)	(61)
3	銀行業におけるヘッジ会計適用に関する考察 松山 將之 (日本政策投資銀行)	(69)

資 料	
-----	--

1	日本ディスクロージャー研究学会役員一覧	• (83)
2	日本ディスクロージャー研究学会第7回研究大会プログラム	• (84)
3	日本ディスクロージャー研究学会第8回研究大会プログラム	• (87)
4	日本ディスクロージャー研究学会	·· (89)
	第7回『現代ディスクロージャー研究』カンファレンスプログラム	

## 特別寄稿

日本ディスクロージャー研究学会第10回研究大会会長講演

## ディスクロージャー研究アプローチの一試論

黒 川 行 治(慶應義塾大学) Yukiharu Kurokawa, Keio University

## Ⅰ. 報告の目的

私は「会長メッセージ『専門知の復権と学者の 職業倫理』」(黒川行治(2014a))のなかで、本 学会の目的、本学会に期待される役割は、「人間 社会の其処此処に存在する情報の流通の実態とそ れの影響・効果というディスクロージャーに関連 する諸課題の解決に少しでも貢献すること」であ る。その為に、「それらの諸課題における利害関 係の解明と、ディスクロージャー(制度・基準・ 内容)の実態、関連するステイクホルダーの利害 関係へのディスクロージャーの影響、そして、ス テイクホルダーによるディスクロージャーの改変 への働きかけ等を研究することが求められてい る」とした。会長メッセージでは、「企業行動に 関連した研究課題」を例示したが、それらの課題 についての検討・考察をするまでには及んでいな かった。

そこで本報告の目的は、この解明すべき諸課題に対して、どのような研究アプローチが想定できるのかについて、その試みの一つとして社会学的な検討・考察を行なった結果を示すことにある。社会学的アプローチを試みるにあたり、私はコールマンの社会学(James S. Coleman (1990)、ジェームズ・コールマン著・久慈利武監訳 (2004))を随所に参考にした。

## Ⅱ. ディスクロージャー課題の例示

「人間社会の其処此処に存在するディスクロージャーに関連する諸課題」の検討という目的の遂行のため、いささか突飛に思われるかもしれないが、以下の5つの課題を設定する。

## (1) 絶望的な巨大隕石の衝突

近い将来、巨大な隕石が地球に衝突することが 隕石の軌道計算の結果判明し、その地球環境への 影響は、恐竜等の絶滅の一原因とも言われる規模 以上で生じると予測された。この情報を持つ政府 および関係者は、この絶望的な情報を地球市民に 対して公表するべきであろうか?

### (2) ゴジラの出現と来襲予報

東宝の「ゴジラ」映画第1作のなかで、日本領土内の島(伊豆大島か?)で初めてゴジラの存在が科学者の調査で明らかにされた時、この情報を政府として公表するべきか否かを巡って、国会で論争となった場面。すなわち、「重大なので公表できないとする政府首脳と、重大だから公表すべきとした野党と思われる女性議員達の意見対立」を、どのように解釈するのか?

### (3) 国債および円通貨の暴落

わが国中央政府の負債はGDP比200%を超え、

ギリシャの財政状況よりも悪い状態での消費税改定の先延ばしの決定、国債の格付け低下等の事態を受け、「日本国への不信認がもたらす国債価格の暴落・利子率の急上昇と円通貨価値暴落の危機に関する詳細な情報」を財務省等の中央政府と日銀(中央銀行)はどのような方法で公表していくべきか?

## (4) 地震の発生と地盤情報

直下型地震が起きた場合に「予想される震度と 流動化・液状化現象等が起きる可能性があるか否 か(その可能性の程度など)を示唆するハザード マップ」を地方自治体が公表することに対して、 反対する者はいないのか?

## (5) 医療サーヴィスへの不満(訴訟)と医師の モデル賃金

病院の医療サーヴィスの実績と医師の階層別モ デル賃金表の公表の影響は何か?

## Ⅲ. 分析の手順 — 利害に関する構成要素の特定

「利害」(interest)という用語は、①利害関係者(ステークホルダー)、②利害関心の内容、③利害関係者間の関係、という異なる3つの概念(construct)から構成されると考えるのが試論のアイデアである。そこで、分析の手順としては、先ずこれら構成要素の特定から始めることになる。5つの設例について3つの要素のそれぞれを検討した結果が、[表1 利害に関する構成要素]の一覧表である。

### 表1 利害に関する構成要素

「利害の3つの構成要素]

- ① 利害関係者 (ステークホルダー)
- ② 利害関心の内容
- ③ 利害関係者間の関係

[設例に関する構成要素の特定]

## (1) 絶望的な巨大隕石の衝突

- 人類すべて
- ② 死を迎えるまでの残された時間をどのように過ごすのか。為政者にとっては治安の維持。
- ③ 為政者対すべての国民

## (2) ゴジラの出現と来襲予報

- ① 為政者、治安・防災等に携わる公務員、企業(組織)の管理者および従業員としての市民、住民としての市民、
- ② 住民は来襲に備えどのように脱出すればよいか。為政者は住民のパニックをどのようにして防ぐか(治安維持の方策)。企業や住民にとって人的および物的損失を最小にする方法は何か。
- ③ 為政者対住民、為政者対公務員、企業(組織)の管理者対従業員

## (3) 国債および円通貨の暴落

- ① 中央政府、富裕層、中流・中間層、低所得層、年金生活者、債務者(個人の住宅ローン、企業の銀行からの借入)、国債保有者(個人と金融機関等)、輸出型企業、輸入型企業、多国籍企業、農業従事者・賃金労働者などの異なる職業
- ② 経済社会(実物市場、金融市場、労働市場等)と国政に起きる混乱の内容
- ③ 金融資産保有者対債務者、賦課方式の年金制度上の現役負担者対受給者、富裕層対中流・中間層対低所得層、 輸出型企業対輸入型企業対多国籍企業、農業従事者対賃金労働者、政府対国民

#### (4) 地震の発生と地盤情報

- ① 治安・防災等に携わる公的組織、現在の住民、潜在的な住民
- ② 公的組織および住民にとっての地震への防災対策、住民にとって自己の所有土地の時価の変動

- ③ 地方政府(自治体)対現在の住民、現在の住民対潜在的な住民(土地売買の当事者) (5)医療サーヴィスへの不満(訴訟)と医師のモデル賃金
- ① 医師、患者
- ② 患者にとって不満足な医療結果の実績(医師への訴訟の可能性)、医師に対する信頼の源泉
- ③ 患者対医師

## Ⅳ. 情報(ディスクロージャー)の利害への影響の検討

利害の各構成要素への情報の影響は何か。その情報を保有している利害関係者は、それらの情報を公表するのか否か、公表するとしたらどのような手段で公表するのであろうか、それらの公表に関する判断の背景には、如何なる倫理(哲学)・思想(主義)があるのであろうかということを考察してみよう。

### 1. 絶望的な巨大隕石の衝突

## (1) 利害関係者 (ステークホルダー)

この災難から逃れられる人はいない。すべての 人々が利害関係者である。この情報を得た人々は、 すべてにおいて同じ運命、帰結となることを知る。 しかし、この情報をいち早く保有するに至った為 政者および政府関係者と一般国民との間で、情報 の非対称性が存在する。

### (2) 利害関心の内容と予想しうる事態

- ① この情報を得たすべての人々の利害関心は、「個の消滅だけでなく、種の消滅を迎えるまでの残された時間をどのように過ごすのか」のみである。われわれの文明社会を形作るあらゆる造形物の何が残り得るのか。この地球環境を構成する自然がどれだけ変化し、多様な生物のなかで、どれだけの種が生存できるのであろうか。
- ② 残された時間で人々は日常の仕事をもはや行うとは考えにくい。したがって、電力、水道、エ

ネルギー資源、食糧の供給、公共交通その他、社会インフラと市場を介して形成されている公共社会のメカニズムは機能しなくなる。治安や防火に携わる人々、患者を抱えた医師たちは、彼らの職務をこれまでと同じように遂行するのであろうか。 ③ 略奪行為が起こっても放置される。恨みを持たれていた家族は焼き討ちに会うかもしれない。 人間の尊厳を守り、神の存在に思いをはせ、平静に残された時間をどのように過ごすのかは、彼らの生活する国、地域、コミュニティに存する社会規範の程度によってさまざまであろう。

## (3) 利害関係者間の関係とディスクロージャー の判断

- ① (為政者が誠実であれば)、情報を保有する為政者(政府の科学部門の関係者を含む)と、情報の需要者である一般の市民・国民との間に利害の対立は存在しない。為政者の願いは、人間の尊厳が崩れないような公共社会を維持して、文明社会の最後を迎えたいということであろう。
- ② 為政者は、この情報を一般市民に公表するべきか否か、もし、公表するとしたらいつの時点で公表するべきなのか。どのような方法で公表するべきか。公表するまでの間、どのように情報の漏洩を防ぐシステムを構築するのかなどについて、真剣に悩むであろう。
- ③ 意思決定の自由を最大限尊重する「レッセフェール(laissez-faire)」の思想に依拠し、個々人には情報を知る基本的権利があるとして、この情報をいち早く知らせる義務があるのか。あるい

は、絶滅の危機に関する嘆き、苦しみの時間は出来るだけ短いほうが国民にとって幸せであるとする「父権主義・温情主義(paternalism)」の立場に立つべきか。暴動などに対する防御手段の喪失が予想されるので、国、地域社会、コミュニティのなかに存在する社会規範を、どの程度信頼するべきなのかについての決断が必要である。

④ 為政者らは、情報公表方法(順序)に関して、まずもって宗教関係者に情報を伝えていくべきなのか。水、食糧、エネルギー源などの供給を、いつまで続けるかという約束を取り付けるため、あるいは、出張や旅行先にいる人々が家族の許に帰れるまでは、交通関係者には職務を果たしてもらうという約束を取り付けるため、これらの生活インフラに関連する業界関係者から情報を伝えていくべきなのか。それらが困難な社会では、いっそ、この絶望的情報を直前まで秘匿するという決定に至るかもしれない。

#### 2. ゴジラの出現と来襲予報

### (1) 利害関係者(ステークホルダー)

ゴジラは原子放射能をエネルギー源としているので、原子力発電所が標的となるはずであるが、どういう訳か東京湾から上陸し、首都の中心部である品川、銀座、霞ヶ関、新宿周辺を破壊する。したがって、直接の利害関係者は、首都中心部の住民、企業、そして、脱出、防衛、治安、防災を指揮する為政者とそれぞれの職務を担う公務員達である。

## (2) 利害関心の内容と予想しうる事態

① 「脱出パニックの理論」<sup>1)</sup> が大いに参考となる。各住民が自らを制御している日常の状態から、他者(政府および脱出職務にあたる公務員)に制御権を委譲し、秩序だった脱出を行なうことができるのか否かが最大の利害関心であろう。個々の

住民の利害関心は、個々の脱出行為(何を持参し、いつから、どの方面に向かうかなど)の方法である。

② ゴジラの来襲がかなりの確率で予測される状況であるが確実(確率が1)ではないので、脱出行為を行った方が得策なのか否かに迷う状況である。そこで、他者の行為(感情)を探りあうという期間が生まれる(これを「ミリング(milling)」と呼ぶ)<sup>2)</sup>。ただし、脱出行為の決定が遅くなるほど、スムーズに脱出できる可能性は低くなるので、時間経過に伴うリスクの増大がある。したがって、他者が脱出行為を始めると、われ先に行為を起こすことが得策であることから、集団としての整然とした脱出行動は乱れ、パニックが発生して大混乱となり、為政者およびその関係者の指揮・制御権は効力を失う。脱出時の混乱に乗じての略奪、窃盗行為などの発生も予想される。

## (3) 利害関係者間の関係とディスクロージャー の判断

- ① 危険地域に存する企業(組織)の**管理者対従業員の関係**は、民主主義国家であれば、大よそ対立的ではなく、まずもって管理者と従業員は人命尊重の規範に従うであろう。
- ② 為政者対公務員の関係は、各職務の地位を担っている個々人が自己の役割にどこまで忠実なのか、職務に対する使命感の問題である。政府の統治機構が「接合型の支配関係(conjoint authority relation)」すなわち、下位者の利害・目標が上位者の利害・目標と一致しているものとみなされる関係であるのか、そうではなく対立する「非接合型の支配関係(disjoint authority relation)」にあるのか、それらの程度次第で、脱出住民の指揮、防災、防衛等にあたる公務員が、為政者に対する自己の制御権の委譲をどこまで徹底して行うのかが決定される。(東日本大震災の

津波の来襲下で、職務に誠実に向き合い最後まで 防災放送で避難を呼びかけた若者を悼む。)

- ③ 為政者対住民の関係に、本設例の主たる関心がある。もし、ゴジラが来襲すれば、品川、銀座、霞ヶ関、新宿などの首都の中心地域は壊滅する。住民の脱出は必須であるが、為政者は、パニックをいかに小さくして、住民の郊外への整然とした脱出を指揮できるのか。多くの総合病院では、抱える患者をどのように移送するのか。民間人でありながら、職務上、自己よりも他者への貢献が求められる人々が、自己の生命の危険よりも社会的責任を重視する行為を行う社会的規範を、国民は果たして持っているのか。
- ④ 国民からの信頼が厚い政府、国民の間に社会 的責任を果たすという規範が浸透している国の政 府であれば、脱出パニックの発生の可能性を低く 見積もり、ゴジラの存在と来襲の危険性があると いう情報を為政者は公表するに違いない。「ゴジ ラ映画 | では、政府首脳は公表を躊躇うのである が、これは、政府首脳は脱出パニックの抑止に自 信がない。つまり、為政者に対する信頼が不十分 であり、国民、公務員等から為政者への制御権の 委譲が行われず、一方、国民がそれぞれの社会的 責任を果たすという規範の存在について、十分な 自信がもてないと政府首脳は感じているからなの ではないか。また、もし脱出パニックを発生させ ながらゴジラが来襲しなかった時、国民やマス・ メディアから起こるかもしれない政府首脳に対す る非難を怖れたのかもしれない。要するに、政府 首脳と国民との間に相互信頼の関係が存在してい ない状況である。
- ⑤ 一方、野党と思われる女性議員団が、「重大だから情報を公表するように」主張した背景には、たとえ、脱出パニックが生じる危険性があっても、民主主義の基本である「自由な意思決定、情報を知る権利」を思想として持っていたからであろう。

もっとも、野党なので、脱出パニックを発生させ ながらゴジラが来襲しなくとも、国民やマス・メ ディアから起こるかもしれない非難は政府首脳に 向かうという気楽さは否定できない。

## 3. 国債価格および円通貨の暴落

### (1) 利害関係者

中央政府、富裕層、中流・中間層、低所得層、 年金生活者、債務者(住宅ローンを抱える市民、 銀行から借入をしている企業)、国債保有者(個 人と金融機関等)、輸出型企業、輸入型企業、多 国籍企業、農業従事者、賃金労働者など、利害関 係者はすべての国民(個人と企業)であるが、異 質で多様な利害を持つと想定できる。

## (2) 利害関心の内容と予想しうる事態

- ① 最近では、ギリシャやスペイン等にみられるように、この状況が発生すると、経済社会を構成する実物市場、金融市場、労働市場等と国の政治体制に、非常に大きな混乱が生じ、パニックの発生が予想できる。発生の可能性は、わが国現政権の金融・財政政策が続くほど次第に高くなっており、回避できる機会と時間的余裕が減少していると考えられる。
- ② 発生しうるパニックとは何か。中央政府の歳出に対する歳入の不足が、毎年約40兆円に達し、それを国債(政府の債務)の発行によって賄ってきた。その結果、政府の債務残高は、約500兆円の国内総生産(GDP)の2倍となりギリシャ以上に悪化している。<sup>3)</sup>

金融市場が効率的であれば、国債の信用悪化に 伴い、国債の利子率は上昇し、国債の発行が次第 に困難になってくるはずのところ、日銀(中央銀 行)が巨大な購入者として現れた結果、マイナス 金利(保有していると損をする)でも国債の売買 が成立するという常識では理解しがたい事態も発 生している。理性的に考えれば、国債市場は効率 的ではなく、市場の価格調整機能は停止してい る。4)。

さらに、消費税改定の1年半の先送り決定を受けて、 $\Delta$ ーディーズは、日本国債の格付けを $\Gamma$ Aa3」から $\Gamma$ A1」に下げ、中国、韓国の格付より低くした。 $^{5}$ 

日銀による歳入不足の補填を「財政ファイナン ス」と呼ばずにおくことはできない。

③ 財政ファイナンスの最悪の結果は、第1次世界大戦後のドイツの歴史をみれば明らかである。 戦費調達による中央政府の負債の急激な増加、戦後の復興および死傷者とその家族に対する保障、 そして、戦勝国に対する賠償金支払いのために、 中央政府は破産状態となり、ライヒスバンク(中央銀行)による紙幣の印刷に頼った。

(第1次世界大戦前の)「1914年の為替レートは、1ドル4.2マルクだった。…1923年8月には1ドルが62万マルク、11月初めには6千3百億マルクとなり、…生活必需品の値段は十億単位となり、バター1キロが2千5百億マルク…。物価上昇のスピードは…2日で倍になった。」<sup>6)</sup>

④ 国債に対する信認が崩れ、国債価格の暴落と金利の上昇が生じると最終的にどうなるのか。財政ファイナンスを継続することは出来なくなった状態(資金繰りに行き詰った状態)、すなわち、中央政府と中央銀行の破綻の最終結果は、ドイツの例ほどではないにせよ、通貨の購買力の暴落・インフレーションの急速な進展を結果する。例えば、名目物価上昇率がオイルショック時に経験したような年率30%に達し、それが3年続けば貨幣価値は2分の1になり、商品等の実物資産の価格は名目値で2倍になる。非常に楽観的に考えて、名目売上高が2倍になり、賃金も名目2倍になり、税収も名目2倍になるとどうなるのか。この影響は国民すべてに同じような影響を与えない。

## (3) 利害関係者間の関係とディスクロージャー の判断

多様な利害関係者個々に検討することが必要で あるが、ここでは、顕著に利害が相反する利害関 係者を対比しながら推論しよう。

① 金融資産(とくに国債と預金)保有者対債務者(固定金利の住宅ローンを持つ個人や銀行からの借入企業、社債発行企業)の関係である。国債の暴落の恐れがあると国債保有者は市場で売却しようとするので、国債価格の暴落の引き金になる。また、銀行が国債を保有している場合、当該銀行には国債の評価損が多額に発生するので、預けた預金の安全性が心配になる。このような国債の売却パニック(売りが売りを呼んで価格が暴落していく)や銀行の取付けパニックが発生する可能性は高い。

保有する国債の売却や銀行からの預金引き出し は、個人にとって、元本回収が不可能になるリス クと受取利息のリターンとを天秤にかける決定で ある。「リグレット最小戦略」を取るとすれば、 国債を信認したがために保有し続けて評価損を被 ったり、預金の凍結によって貨幣の購買力損失を 被るという「タイプ [ エラー | (国債が危険なの に安全であると考える)と、いち早く国債を売却 し、預金を引き出したが、国債の暴落も預金の凍 結も生ぜず、利息受取りの機会を逸したという「タ イプⅡエラー | (国債が安全なのに危険であると 考える)との比較である。タイプ [エラーの損失 がタイプⅡエラーの損失よりも巨大なので、国債 暴落の発生に関する主観確率がよほど小さくない と、国債や預金を保有し続ける行為は危険である。 また、行動が遅くなると、国債の売却損や預金凍 結のリスクが増大するので、パニックの発生は、 いったん始まると、中央政府、中央銀行の力では 制御できない。機関投資家の間では、現在、前述 した「ミニング」の状態に成りつつあるのではな

いか。機関投資家の保有する国債の増減の動向を 注視する必要がある。

- 一方、**固定金利で借入している利害関係者**にとっては、名目貨幣の取得および保有量が増加して、ローンの返済が容易になり、また、固定金利の約束期間中では金利上昇リスクを回避できるのである。つまり、「債務者利潤」を得る機会が発生することになる。
- ② 賦課方式の年金制度上の現役負担者対受給者との関係を推論してみよう。賦課方式の年金制度では積立方式と異なり、現役の負担のもとに引退した者に対し年金を給付する。給付額は、インフレ率と連動して上昇しないと年金受給者の実質所得が減少し、生活が苦しくなるので、インフレ率と連動させる制度設計がなされる。しかし、現在のわが国には、「マクロ経済スライド制度」と呼ばれる、インフレ率との連動を抑制する仕組みがあるので、名目年金額の上昇は抑制される。つまり、年金受給者の実質年金受取額は抑制され、現役の賃金がインフレ率と同率で上昇すれば、年金資金負担者の実質負担率は減少するのである。もっとも、年金資金負担者もやがては年金受給者になることを忘れてはならない。
- ③ **富裕層**は、自己の保有資産のポートフォリオの管理に注意している。自国の通貨建て金融資産(例えば、預貯金)の価値が下落する危険を回避する手立てとして、外貨建ての金融資産や金、インフレ率よりも同率以上に価格上昇しそうな実物資産等に保有資金を移していく。一方、目ぼしい金融資産を保有しない低所得層にとっては、評価損の発生に関して、そもそも悩む必要がない。

最も損失の発生が予想できるのは、勤勉で投機 的な取引をしないある程度の預金をもつ**中流・中** 間層である。つまり、堅実で勤勉な中間層が損失 を被るという社会の在り様にとって皮肉な結果を 招くおそれがあるのである。中間層の没落は、中

- 間層の消滅、すなわち一部の富裕層と低所得者層から構成される社会を招き、社会的不平等・格差の増大は治安の混乱を結果する。
- ④ 輸出型企業と輸入型企業および多国籍企業に 対する影響は異なることが予想される。円通貨の 為替レートが安くなるので、非難をおそれず単純 に結論すれば、輸出型企業にとっては順風、輸入 型企業にとっては逆風となる。多国籍企業は海外 子会社の業績にもよるが、為替換算会計の恩恵を 受けて連結会計上の名目利益は上昇する。もっと も、これは、歯止めの利かないインフレーション 後に発生するであろう「大不況のリスク」(後述) を考慮に入れていない。
- ⑤ 農業従事者のような必需品を扱う職業と賃金 労働者との間でも、社会的混乱の影響は異なるで あろう。賃金労働者は農業従事者よりも負の影響 が大きいのではないか。
- ⑥ 中央政府対国民という視点で推論してみよう。過去の戦争時に発生した巨額の財政赤字は、 大体において戦後のインフレーションによってかなりの部分、解消されてきたといってもよい。中央政府が最大の債務者であり、債務者利潤を得るのは中央政府である。名目歳入が増加することによって名目値で固定された国債元本の返済は容易になる。もちろん、利子率の急激な上昇が生じるが、償還期限が長期の国債が有ればあるほど、短期的には借換えのための新規発行額は少なくて済み、平均支払い金利の上昇は緩やかになる。政府の財政状態の改善は、インフレーションによる名目税収額の増加が支払利子額の増加よりも大きいという条件が必須である。7)
- ⑦ これらの国債暴落に関するリスク情報をどのような方法で、為政者、財務省、日銀(中央銀行)は、公表していくべきなのか。財務数値(国の財務諸表や日銀の国債購入額)、兆候となりうる国債の格付け動向、各国通貨との為替レート変動率

の動向、国際ヘッジファンドの国債先物に対する 投機状況などの国債の信認状況に関係する客観的 情報は、主観的な解説なしで継続して公表してい くことができる。

- ⑧ ここで私が述べている国債と政府への不信認 の結果発生するかもしれない深刻な事態、各利害 関係者に対するそれぞれ異なる影響についての記 述は推論である。これを「解釈情報」と呼ぶこと にしよう。このような詳細な解釈情報が国民に提 供されないと、国民には中央政府の財政状態の深 刻さが理解できない。国民は、各自の置かれてい る境遇によって影響が異なるのであり、実現可能 性のある損失(あるいは利益)の詳細を知ること によって、初めて実感が湧くのである。そこで、 このような解釈情報や推測情報を中央政府・中央 銀行みずからが、公的手段によって詳細に示して いくことができるのであろうか。情報発信が公的 機関であるがために、それがパニックのトリガー になるかもしれない。よもや、当事者である中央 政府・中央銀行は、国全体に波及するパニックの 発生を望むことはないはずである。
- ⑨ 解釈情報としての推論を続けると、これまでの常識では、インフレパニックの後にはインフレーションを抑えるための金融引き締め政策が採られる。金融の引き締めによって、実物市場での大幅な景気後退と労働市場での高率の失業が待っている。現在のギリシャの状況を参考にすると、中央政府の財政状態が脆弱なままでは大不況になっても社会保障を優先する予算が組めないことから、国民の不満がますます高まる。経済社会の大混乱は、最悪の場合、カリスマ的な指導者への市民個々のもつ制御権の委譲が起こり、全体主義的な独裁者に政権奪取の機会を与えるリスクを、私は恐れるのである。8)
- ⑩ 情報の仲介者(解釈者)としての学者や新聞等のマス・メディアの役割が重要となる。国民が

情報の仲介者を信頼すれば、国民の行為に対する情報の仲介者の影響力は増加する。したがって、仲介者の中立性が問題となる。マス・メディアは、しばしば中立的な情報の伝達者としての役割を果たしているように見られるが、はたしてそうであろうか。新聞等で記載される記事の書きぶりに、背後にある思想が反映されていることはないのか。マス・メディアを、情報の解釈者として理解する必要があると思われる。9)

### 4. 地震の発生と地盤情報

## (1) 利害関係者

この設例の利害関係者の範囲は設例1から3と 比較して狭い。治安・防災等に携わる公的組織、 現在の住民、潜在的な住民などであろう。

## (2) 利害関心の内容と予想しうる事態

- ① 自治体および住民の「地震への防災対策」に とって、地盤情報は重要である。地盤が弱そうで あれば、新規に建築する者は、地盤の科学的調査 に費用を掛け、比較的安定した地盤まで基礎の杭 を打ち込むであろう。地震発生時の建物の揺れに 影響するからである。
- ② 明確に認識されることは稀であったと思われるが、保有する土地の時価の変動への影響を気に掛ける住民の存在を指摘したい。事情はさまざまであろうが、住所の移転を必要とし、あるいは移転を希望する住民にとっては、売却価格の変動は気になる。地盤が予想以上に軟弱であることが公表されると、周辺一帯の時価は下落する。想定していた金額で売却ができず、その後の計画に支障を来たすことにもなりかねない。一方、潜在的な購入者にとっては、其処に住むリスクをあらかじめ知り、建築上の配慮ができるし、何よりも、購入価格がリスクに見合って下落している。このように、住民は、「地盤情報の土地価格への影響」

にも利害関心があるのである。

## (3) 利害関係者間の関係とディスクロージャー の判断

- ① 公的組織対現在の住民との間には、防災という点では利害対立は存在しない。詳細な地盤情報の公表は、共通の目標である防災・減災対策を共通関心事として推進できる。
- ② 現在の住民対潜在的な住民の間には、土地の 売買の観点で、この情報の与える影響は対立的で ある。売却を希望する住民には、自治体等に対し て詳細で直截的な地盤情報の公表を阻もうとする インセンティブが存在するのである。したがって、 公的組織は、地盤の種類(田んぽの転換、旧河川 の流域による沖積層、低い丘の取り崩しなど)を 記載したマップや古地図など、それらを類推させ る情報を公表することになるかもしれない。

## 5. 医療サーヴィスへの不満(訴訟)と医師の階 層別モデル賃金

#### (1) 利害関係者

設例のなかでは、もっとも利害関係者の範囲が 狭く、ターゲットとなっている病院・医師と過去 および現在の患者、潜在的に患者となる可能性の ある病院所在地周辺の地域住民である。

### (2) 利害関心の内容と予想しうる事態

- ① 患者および潜在的な患者にとっての当該病院の「医療実績情報」は、もっとも関心が高い情報である。これまでの当該病院に患者となった人たちの医療結果に対する口コミ情報も、地域住民にとってはゴシップ情報として興味がわく。潜在的な患者にとっては、病院の選択という重大関心事の最重要情報となろう。
- ②当該病院の「医師の階層別モデル賃金」は、現 在当該病院で医療サーヴィスを受けている患者に

とって、担当医師への報酬が社会的に見て妥当な ものなのか否かの判断材料になる。

## (3) 利害関係者間の関係とディスクロージャー の判断

- ① **患者対医師の関係**は、患者になることが自己の制御権を担当医師に委ねることになることから、エージェンシー関係としても把握可能である。したがって、医療関係者のガバナンスの一環として、外部からの強制や要求の結果としての医療実績の公表、場合によっては業務監査等の導入による情報の信頼性担保も課題になる。また、医療実績の公表は、「ボンディング理論」を想起すれば、自己規律のための自発的情報提供として解釈することができ、ホームページ等で当該情報を公開し、地域住民からの信頼を得て、患者数の増加に寄与することもあろう。
- ② 不適切な医療実績の流布や患者の不満の口コミ情報は、「ゴシップ」による社会的サンクションとして理解可能である。ターゲット行為者である医師や病院が自分についての他者からの評価を内面化しているのであれば、彼らにとっては、自分のゴシップが広まっていることを知らされること自体が強い制裁となりうる。ゴシップは、規範の受益者(ゴシップを流す人とそれに耳を傾ける人の双方)がほとんど費用をかけずにサンクションを下せることへと導く。

ゴシップが流布するためには、ある行為者の行為から同じような影響を受ける(したがって、ゴシップを広めるように動機づけられる)人々の間に、比較的頻繁な接触が存在しなければならない。別の行為者の行為から同じ方向の外部性を受けている二人の行為者の間に存在するコミュニケーションの頻度を意味する「閉鎖性」の存在である。現代では、このコミュニケーションの場として、インターネットがその役割を果たしているであろ

う。<sup>10)</sup>

③ 当該病院の「医師の階層別モデル賃金情報」の影響を検討してみよう。患者と医師との間には「相互信頼」の関係があると思う。患者は医師への信頼なくして自身の制御権を担当医師に委ねることはできない。一方、医師は、患者に行なう医療サーヴィスが万が一、患者が期待した結果(期待は楽観的過ぎる可能性がある)にはならなくても、患者が不満を訴えないことへの信頼がなくては、当該医療行為を行うことに躊躇するであろう。近年、産婦人科を専門とする医師になろうとする医師の卵が激減しているが、訴訟リスクが大きすぎると彼らが判断しているからである。この問題については、相互信頼という「社会的資本(social capital)」の存在の有無で理解できる。

「従来、医師は文字通り患者の生死に関わることを制御し、患者は医師がもたらす膨大な恩恵には十分に報いることはできないと感じることがよくあった。医師への給付の一部は、感謝、尊敬、高い職業威信の形をとった。これらは、医師に対して感じるべき義務を形作り、治療の結果に不満な患者が医師を告訴しないようにする社会的資本の一形態であった。それが、つぎのような要因で変化した。

- ・医師による医療知識の独占が教育の普及によって弱められた。
- ・医師と患者の個人的関係が生じる公算が減った。患者が家族のかかりつけの医師や一般開業医を利用する傾向が弱まり、また(当初から)診療項目の専門医に診てもらう傾向が強まった。
- ・多くの医師が受け取る高所得である。これは サーヴィスと報酬が非対称であるという一 般大衆の認識を減じた。
- ・訴訟の財務コストを医師から保険会社に移す 医療訴訟保険を利用する医師の増加である。

こうして、患者が望まなかった治療結果を受けたときに医師を標的とする告訴を防ぐような(相互信頼という)社会的資本は減少したのである。」 (カッコ内は加筆)<sup>11)</sup>

もっとも、わが国の大学病院の医師は、世間が 予想するほどには給料が高くなく、住民は医師が もたらす膨大な恩恵には十分に報いることはでき ないと感じて、医師への感謝と尊敬を払うことに なるかもしれない。そうであれば、医師の階層別 モデル賃金の公表は、医師にとって好ましい効果 が期待できることになる。

## V. まとめ — キーとなる概念、観点、 論理

人間社会の其処此処に存在するディスクロージャーに関連する諸課題のうちには、ここで検討した5つの設例のどれかに類似するものがあるであろう。その場合に、本報告で提案する研究アプローチおよび言及したキーとなる概念、観点、論理が、その課題を検討する上で何かしら参考になるようであれば、本報告の目的は達成される。[表2 キーとなる概念、観点、論理]は、各設例の属性の違いを明確にするために、それらを一覧表にまとめたものである。なお、表中の各属性の評価は現時点での筆者の主観である。

私は本学会がますます多様な専門分野をもつ会員から構成されるようになり、個々の社会的課題に関して多角的な検討をする場となることを望んでいる。そして、一般社会に対して貢献する有力な「専門知」創出組織となることを心から祈念している。

	設例 1	設例 2	設例 3	設例 4	設例 5
	絶望的な	ゴジラの	国債および	地震の発生	医療サーヴィスへの
	巨大隕石の	出現と	円通貨の	と	不満(訴訟)と
	衝突	来襲予報	暴落	地盤情報	医師のモデル賃金
(1) 事象・イベントの重大性	絶望的	重大	重大	大	大
発生の確率	確実	高い	比較的高い	低い	比較的低い
(2) 回避手段の有無と時間的余裕	なし	なし	あり	あり	あり
(3) 利害関係者の広がりと多様性	すべて の生物	比較的広い	広い	比較的狭い	狭い
(4) 利害関心の類似性と異質性	類似性高い	類似性高い	異質性高い	類似性高い	異質性高い
(5) 利害関係者間の対立関係の有無	なし	なし	あり	?	?
閉鎖性(コミュニケーションの頻度)	低い	低い	低い	高い	高い
社会的資本(とくに相互信頼性)の程度			低い	高い	高い
(6) 情報の供給者と情報内容(事象・イベント) との関係―事象・イベントは情報供給者に関 連するものか	なし	なし	あり	なし	あり
(7) 情報の仲介者 (解釈者) が存在するのか	なし	なし	あり	なし	なし
(8) 公共社会における規範とサンクションの存在 (ゴシップを含む)	なし	あり	なし	なし	あり
(9) 事象・イベントと情報の発信は繰り返される のか-フィードバック・ループの存在の有無	なし	なし	あり	なし	あり

表2 キーとなる概念、観点、論理

《注》

- 1) 脱出パニック時の個人の行為を分析する2つのモデルがある。住民の集団を一つの実在(群衆)とみなし、群衆の行動に個人の行為が影響されるのか。他者一人ひとりを実在とみなし、他の個人の行為が、自分の行為に条件付けられると同時に、自分の行為も他者の行為に条件付けられる(これを「随伴性」と呼ぶ)と想定するのかである。James S. Coleman(1990)、pp.208-209。ジェームズ・コールマン著・久慈利武監訳(2004)(上)、321-322頁。
- James S. Coleman (1990)、pp.223-224。ジェームズ・コールマン著・久慈利武監訳 (2004) (上)、344-345頁。
- 3) 平成25年度(平成26年3月期)の一般会計と特別会計(外国為替資金特別会計、年金特別会計など、平成25年度末時点で合計18)を合算した「国の財務書類」によると、資産総額653兆円、負債総額1143兆円、資産・負債差額は490兆円の負債超過である。貸借対照表の資産の主な内訳は、有価証券(為替介入により取得した外貨証券など)が129兆円、貸付金(主として地方公共団体や政策金融機関などへの財政融資資金貸付金)が138兆円、運用寄託金(国民年金及び厚生年金積立金の運用寄託)が105兆円、河川や道路などの公共用財産が146兆円である。負債の主な内訳は、政府短期証券(為替介入時の円貨を調達するために発行した外国為替資金証券など)が102兆円、公債が856兆円(建設国債が260兆円、財投債が104兆円、特例国債が449兆円)、公的年

金預り金が112兆円、借入金が28兆円である。一方、フロー をみると、財源合計が105兆円、内訳は、租税等収入が51兆 円(所得税15.5兆円、法人税10.5兆円、消費税10.8兆円、揮 発油税2.6兆円、相続税1.6兆円、酒税1.4兆円、復興税1.5兆円、 印紙収入1.1兆円、その他6.2兆円)、社会保険料が41.1兆円、 その他の収入が12.8兆円である。他方、費用合計は140兆円。 内訳をみると、人件費4.7兆円、社会保障給付費46.5兆円(厚 生年金給付費23.6兆円、基礎年金給付費19.4兆円、国民年金 給付費0.9兆円、失業等給付費1.5兆円、その他1.1兆円)、補 助金・交付金が46.0兆円、地方交付税交付金等が20.3兆円、 支払利息が9.4兆円、その他費用が12.6兆円である。なお、 上記の補助金・交付金には、全国健康保険協会に対する保 険料等交付金8.2兆円、後期高齢者医療給付費等負担金3.3兆 円、生活保護費等負担金2.8兆円、介護給付費等負担金1.4兆 円、子どものための金銭の給付交付金1.4兆円などの社会保 障関係費27.6兆円が含まれているので、社会保障関係費総額 は、単純に合算すると約74兆円となる。(財務省主計局「平 成25年度「国の財務書類」のポイント(一般会計・特別会 計合算) | 平成27年1月。)

- 4) 日本経済新聞、2014年11月28日夕刊。
- 5) 日本経済新聞、2014年12月2日朝刊。
- 6) ライアカット・アハメド. 著・吉田利子訳 (2013)、147-150 頁。
- 7) 日本経済新聞、2014年12月18日朝刊によると、財務省は30 年債などの超長期の国債の発行額を、2015年度の24兆円か ら2016年度26兆円に増加させる方向で調整に入ったと報道

されている。しかし、この方針の主たる目的が高率なインフレーションの結果生じる債務者利潤獲得の効果を有効にすることであるようには思えない。何放ならば、平成30年までに償還期限が来る国債金額が毎年60兆円を超え、平成31年から35年に償還予定の国債金額にしても、毎年40兆円程度が見込まれている。つまり、既発行の社債の償還は10年以内に来るものが大半であることから、長期国債の発行残高を増加させることが喫緊の課題であるとする理由には合理性があると思われる。なお、この国債償還スケジュールの短期への偏りは、毎年多額の借換え債発行が必要であることを示しており、借換え債発行コストの上昇リスクが中・短期に存在することを意味している。

- 8) ファシズムの台頭に対する私の心配の理由については、黒川行治 (2014c) を参照されたい。そこでは、カール・ポラニーが『大転換』で主張した内容の要旨が記述され、この主張に共感していることがよく分かる。
- 9) 現在、黒川は財務省「財政制度等審議会」委員兼法制・公会計部会長の任にあるが、ここでの推論は、当学会の会員としての個人的見解であることは論を俟たない。なお、情報の解釈者としての学者やマス・メディアには、「風評被害」の発生を防止する役割も期待されている。
- 10) James S. Coleman (1990)、pp.282-286。ジェームズ・コールマン著・久慈利武監訳 (2004) (上)、441-449頁。

11) James S. Coleman (1990)、pp.308-309。同上、ジェームズ・コールマン著・久慈利武監訳 (2004) (上)、483-484頁

#### 《参考および引用文献》

- ・ライアカット・アハメド著・吉田利子訳 (2013). 『世界恐慌 (上)』筑摩書房.
- ・黒川行治 (2014a).「専門知の復権と学者の職業倫理」『現代 ディスクロージャー研究』No.14, 2014年10月.
- ・黒川行治 (2014b).「納税行為の意義―わが国の財務状況と消費税改定をどのように理解するべきか―」『産業経理』 Vol.74 No.1, 2014年 4 月.
- ・黒川行治 (2014c).「企業の海外戦略と国民の経済的繁栄」(論壇)『企業会計』、Vol.66 No.11, 2014年11月.
- ・James S. Coleman (1990). "Foundations of Social Theory", The Belknap Press of Harvard University Press. ジェームズ・コールマン著・久慈利武監訳 (2004). 『社会理 論の基礎(上)(下)』青木書店.
- ・財務省主計局「平成25年度「国の財務書類」のポイント (一般会計・特別会計合算)」平成27年1月.

## 論 文

## 資本剰余金配当の実施を歓迎する投資家の着眼点と 当該配当実施企業の財務的特性

The Viewpoint of Investors who Welcome Capital Surplus Dividends and the Financial Characteristics of Companies who Pay such Dividends

> **櫻** 田 譲(北海道大学) Yuzuru Sakurada, Hokkaido University

2014年4月11日受付:2015年1月11日改訂稿受付:2015年2月3日論文受理

#### 論文要旨

本研究は資本剰余金配当の実施を観察し、投資家が資本剰余金配当実施の情報を得た後に、いかなる評価を下すのかを明らかにする。そして次に資本剰余金配当を実施する背景を検討した。資本剰余金配当を実施する企業の有力な動機として、利益剰余金により配当を実施する企業に比し、財政状態が芳しくない点がこれまでの先行研究によって明らかにされている。そこで本研究ではさらに踏み込んで、資本剰余金配当を実施する企業の利益情報と資本市場参加者の反応の関係について明らかにする。本研究における問題提起は資本剰余金配当を実施する企業のうち、サンブルを新興銘柄と非新興銘柄に区分し、自己株式の保有比率を比較することにある。検討の結果、新興銘柄は非新興銘柄に比し、より多くの自己株式を保有する傾向が明らかになった。先行研究を含め本研究結果を踏まえると、資本剰余金配当を実施する新興銘柄には、資本市場における株価維持を目的として自己株式を保有する可能性が認められた。結果的に新興銘柄の一部には、資本剰余金配当を行うべきではない会社も散見されると本稿では結論する。

### Summary

The objective of this research is to observe the payment of capital surplus dividends and examine how it is evaluated by investors after they obtain information on capital surplus dividend payments. The research considers the reasons behind such payment. Past research has identified that the financial conditions of companies who pay capital surplus dividends are not as robust as companies who pay dividends from their retained earnings. This research extends further by clarifying the relationship between the profitability of companies that pay capital surplus dividends and the reaction of capital market participants. This research highlights companies that pay capital surplus dividends by dividing the sample companies into those that are listed in the emerging markets and those that are listed in the non-emerging markets. Among them, a comparison of shareholding ratio of its own stocks is made. The results indicate a clear trend for companies listed in emerging markets to hold a larger proportion of their own stock than companies listed in non-emerging markets. Based on the results of this and past research, companies listed in emerging markets who pay capital surplus dividends could be holding their own stock to maintain their stock price. Consequently, this study concludes that there appears to be some companies listed in emerging markets who should not be paying capital surplus dividends.

## I. はじめに

## 1. 問題の所在

本研究ではその他資本剰余金を原資とした配当

(以下、「資本剰余金配当」と略称)を実施する企業群に注目し、①当該配当に対する投資家の反応についての再検証と、②資本剰余金配当を実施する企業群の財務的特性を明らかにした。そして③

連絡先:櫻田 讓 〒060-0811 北海道札幌市北区北9西7 北海道大学経済学研究科

資本剰余金配当の実施企業の自己株式計上実態について、新興市場上場銘柄と非新興市場上場銘柄 (以下、共に「新興銘柄」・「非新興銘柄」と略称する)の間の有意な差を発見している。

①について本稿ではまず、資本剰余金配当を実施する企業の株価は資本市場において歓迎されるとの研究成果(櫻田,2012b)を再検証する。櫻田(2012b)では投資家は利益を原資とした配当に反応するのと同様に、資本剰余金配当の実施に対してもポジティブ反応を示すことをイベント・スタディによって明らかにしている¹)。その上で後掲(表1)において示す通り、サンプルを再構成してもなお、同様の成果を得られるのか明らかにした。結果的に分析対象を入れ替えてもなお、投資家は資本剰余金配当の実施を歓迎する実態が明らかになった。

次に②については資本剰余金配当を実施する企業の財務体質の一部を明らかにするが、資本剰余金配当の実施企業のいかなる財務的特性に注目して投資家が反応を示すのかを解明することで、一般的な投資家行動を浮かび上がらせる。この点における本研究の検証結果として、赤字である時や、自己資本成長率が改善するときに実施される資本剰余金配当に投資家は歓迎を示す傾向を捕捉している。

これに関連して資本剰余金配当の実施企業について財務体質を解明した数少ない論攻によれば、資本剰余金配当の実施企業は「業績が悪く利益剰余金がマイナスで従来の配当規制の下では配当を支払うことができなかった企業(野間,2012a,42)」とされる。また「負債比率が低い企業ほど、その他資本剰余金配当から配当を行う傾向にある」とされ、「債権者の監視の目が弱い企業において配当の継続を目的としてその他資本剰余金が活用されている(河内山,2014,15)」現状にある。これらを踏まえて本研究成果は野間(2012a)や

河内山(2014)の成果と整合するかをも検証する。 そして③についてであるが、自己株式保有に際 し、新興銘柄と非新興銘柄は異なる傾向を有し、 新興銘柄は非新興銘柄に比べ、自己株式をより多 く保有しがちであることを明らかにしている。こ れによって企業の成長段階に位置すると考えられ る新興銘柄が、資本剰余金配当や自己株式取得に よる会社財産の払い戻しを行うことの問題点を指 摘している。

資本剰余金配当についてはこれまで制度論を中心とした規範的分析手法による検討が繰り返されてきた。しかし本稿が目指す資本剰余金配当に関する実証研究はわが国において僅かに上記の先行研究<sup>2)</sup>が存在するのみで、依然として当該配当の実態が十分に解明されたとは言い難い。しかし資本剰余金配当制度の導入後10年以上が経過し、実際に資本剰余金配当を実施した事例が次第に蓄積されるにつけ、実証的分析手法による検証を試みる好機を迎えていると考える。そこで本稿ではこれまで実証分析の対象として見過ごされてきた資本剰余金配当制度について検証を試みることとしよう。

## 2. 基本的認識と問題意識

これまでの資本剰余金配当制度に関する規範研究成果を概観すると、資本維持制度の一部として当該配当制度が論じられており、隣接する検討領域としては剰余金の区分表示の意義や欠損填補時の取崩順序規定削除・最低資本金規制の廃止に対する批判、そして配当課税の是非など多岐に渡る。その中でも資本剰余金配当を解禁した平成13年商法改正について、資本維持の観点から当該配当制度の導入に対する否定的な見解も少なくない。例えば壹岐(2007,31)によれば「期間損益算定上の基礎数値としての期末元入資本、しかも、その中核である払込資本自体の社外流出を比較的自

由に認めるというのは、如何なものであろうか」とし、「払込資本の維持を通じた企業の維持という考え方は大きく後退」したと平成13年商法改正を批判している<sup>3)</sup>。

このように平成13年商法改正について資本維 持を中心に資本剰余金配当制度導入の適否を巡る 検討が行われたが、資本剰余金と利益剰余金の区 別が、会社法の定める剰余金分配に係る規制にい かなる含意を有するのかについて、結論の一端と して次の様な見解を看取することができる。それ によれば「会社法では、情報の提供を目的とする 計算書類については資産や負債の評価基準などが 企業会計に委ねられる一方で、分配可能額の計算 については会社法固有の領域とされ、必要な計数 は会社法の範疇で規定する原則が明確に示され た」という(田宮, 2007, 41)。つまり表示の問 題と分配の計算はそれぞれ別々に根拠を求めるこ ととなったが、純資産の部における剰余金区分の 強制に会社法が期待したのは、「投資家への情報 提供機能だけ」(尾崎, 2007, 38) とされ、この ような会社法現代化に伴う解釈論に比し、そもそ もの資本維持論との間に大きな隔たりを残してい る。

他方、改正会社法の施行後、現実には資本剰余金配当や自己株式の取得を含め、これら剰余金の分配によって資本維持機能が低下し、多くの倒産企業を発生させたなどの制度上の欠陥が指摘される論攷や新聞報道は見あたらない。例えば会社法第449条が定めるように資本金等の減少に際して債権者が異議を述べることが可能となっており、資本剰余金配当が実施される前に配当原資の発生段階で債権者保護手続きが確立されている。この様に資本剰余金配当の実施で危惧された資本維持機能の極端な低下に対し、債権者保護手続きを確保しながら、資本維持制度緩和の目標も達成するような調整が施されている。

したがって今のところ資本剰余金配当制度はバランスを維持して運用されている観があるが、実際には資本剰余金配当制度が投資家に如何に受容されているのかについて十分に解明されているとは言えない。この新たな疑問の解明のためには、資本剰余金配当制度の下で配当を享受する投資家側と配当を実施する企業側の両面を結びつける検証を行う必要があろう。しかしながら冒頭述べたとおり、資本剰余金配当制度を分析対象とした事後的検証、とりわけ実証分析による成果の蓄積はまさに始まったばかりと言える。そこで本稿では資本剰余金配当研究の問題意識をさらに掘り下げてみることにしよう。

本稿では資本剰余金配当を実施するとの情報が 市場に投入された際、投資家がいかなる情報に注 目して当該配当を評価するのかについて明らかに する。そしてそのような分析視角から資本剰余金 配当の実施公表によって投資家は資本維持機能の 低下を認識するのか否か、さらに投資家が資本維 持機能の低下を認識しないとすればなぜなのかに ついて、彼らの思考の一面を明らかにする。また 資本剰余金配当が新興銘柄において少なくない実 施例が認められるが、そのような実態についても 本稿後段において追加検証を実施する。

なお、本節 I. では上述の通り、研究上の問題 意識を明らかにしたが、次節以降の構成は以下の通りである。Ⅱ. においては分析対象を確定し、 櫻田 (2012b) の実証結果を再検証する。Ⅲ. においては II. における検証結果を踏まえ、資本剰余金配当の実施公表に対してポジティブ反応を示す投資家が、当該配当実施企業のいかなる特性に対して注目するかを明らかにする。続く IV. においては新興銘柄における利益剰余金や自己株式計上の実態をとりあげ、追加検証を実施する。最後に V. では本研究において得られた新知見をまとめ、資本剰余金配当制度に対する若干の提言を行

い、残された研究課題を指摘する。

## Ⅱ. 資本剰余金配当に対する投資家の 反応

## 1. 資本減少の周知とその意義

資本剰余金配当が商法に導入された平成13年 改正について、当該配当は資本維持を脆弱化させ るとの問題提起があったが、この問題と相似形を 成すのが投資信託の分配金に取り崩した投資元本 の一部、つまり特別分配金を混入させていた問 題<sup>4)</sup>である。投信の特別分配金が元本の払い戻 しであると周知することの重要性<sup>5)</sup>は、資本剰 余金配当の実施においても類似の問題を認識する と考えられ、実際に決算短信において純資産減少 割合が公表されている。このように現下の会社法 においては剰余金の分配時期が制限されなくなっ たため、配当に関する情報を決算短信により適時 に開示している。

資本の払い戻しを周知する趣旨から資本剰余金配当では純資産減少割合が公表されるが、利益を原資とする通常の配当では純資産減少割合は認識されず、当然周知もされない。にもかかわらず実態としては資本剰余金配当においても利益剰余金による配当においても純資産は減少する。したがって資本剰余金配当において純資産減少割合を公表することの重要性は実のところ、いかなる含意を認め得るのか疑問が残る。なぜなら配当原資が元本か利益かについて投資家が拘らないのであれば、会社法上の資本金等の減少を周知する意義はそもそも生じないとも考えられ、純資産減少割合の情報価値が存在しない可能性がある。

尤もこの疑問に対しては、純資産減少割合が公表される最大の理由として、投資家が資本剰余金配当を受け取った際の納税額算定のためと言うことができる。つまり当該割合が公表されなければ

投資家は納税額が計算できないため、純資産減少割合の公表は課税上の要請である。このように納税額計算のために純資産減少割合が公表されるのは、(例えば受取配当の益金不算入処理にも観られるように、)資本等取引に対する非課税措置を課税理論が徹底する結果である。したがって成道(2007,56)が指摘するように「税法における資本積立金と利益積立金の区分の厳格さは、まさに会計以上といっても過言ではない」となる。

しかし上述したとおり、純資産減少割合は単に 課税上必要とされる計数に過ぎず、それ以上の情 報価値が存在しないのであろうか。むしろ投資家 にとって純資産減少割合は、資本剰余金配当の実 施によって脆弱化する資本維持機能を表すシグナ ルとなるのではないか。もしもそのような仮説が 正しければ、純資産減少割合の多寡によって株価 超過収益率(AR: Abnormal Return)に影響が 及び、負の関係性が認められると期待する。そし て成道(2007.52)によって指摘されるように、 「配当としては不相当に高額である場合には、資 本の払い戻しと見る方が妥当と思われる場合もあ ろう」とし、実際に、高率な純資産減少割合を伴 って資本剰余金配当を実施する事例(以下「高率 事例」と略称する)が存在している。その一部に ついて櫻田 (2012b) では3事例<sup>6)</sup>を採り上げて いるが、その様な特殊な例は決して多くはないも のの、散見されている。本稿では紙幅の都合もあ り、これらの高率事例を分析対象とはせず、専ら 通常実施される様な低率の純資産減少割合による 資本剰余金配当事例(以下、「低率事例 | と略称 する)を本稿における分析対象とし、投資家の反 応を観察する。

### 2. リサーチ・デザイン

資本剰余金配当の実施公表日(決算短信公表日) をイベント日としたイベント・スタディでは、投 資家は資本剰余金配当を実施する企業を高評価する傾向を観察している(櫻田,2012b)。但し、この分析結果は資本剰余金配当の実施事例を平成21年6月以降の2年間で採集し、42件を対象とした結果に過ぎない。他方、平成19年度以降は決算短信によって資本剰余金配当の実施が公表され、周知されるようになった。それにもかかわらず、櫻田(2012b)における分析対象が短期間に限定されている点については再考が必要と考える。そこで本稿では分析対象とする資本剰余金配当事例を平成19年4月から同25年末までに拡張する。

さらに櫻田(2012b)について指摘される2つ 目の問題点とは、サンプルを構成する個々の資本 剰余金配当事例には、決算期の短信公表日におい て当該配当を実施すると公表した事例と、それ以 外の短信公表日において実施を公表した事例が混 在している。つまり、通常第1~第3四半期の短 信で公表される資本剰余金配当の実施と、決算期 の短信で公表される当該配当の実施では、公表さ れる利益情報量に差異が生じる。具体的には期末 の決算短信では利益率や予測配当性向、そして個 別業績(経営成績・財政状態)の概要が公表され るが、第1~第3四半期の決算短信ではそれらは 公表されない。このように市場に投下される情報 の質・量が共に異なれば、投資家の反応にもそれ らの差が投影され得ると考える。そこで本稿では 決算期における短信公表日において資本剰余金配 当の実施を公表した事例に限定してサンプルを構 成し、他方、第1~第3四半期において資本剰余 金配当の実施公表を行った事例を排除した。

この様なサンプリングによって投資家の資本剰余金配当実施に対する反応は、決算短信の内容、とりわけ利益関連数値に左右されるか否かを検証することが可能となる。つまり櫻田 (2012b) が明らかにした資本剰余金配当実施42事例に対する投資家のポジティブ反応が、実際のところ良好

な利益関連数値に対する評価に過ぎないのかを明 らかにすることができる。そこで次節においては これら2つの問題点を検証するために分析対象を 確定する。

## 3. 分析対象となる資本剰余金配当76事例

本稿における分析対象は(表1)の通り、平成 19年4月から同25年末までの6年超の期間に渡 り、それらサンプルの中に櫻田(2012b)におい て分析対象とした20事例が重複している。実際に は当該期間における資本剰余金配当事例は173件 を捕捉しているが、結果的に絞り込んだ当該76事 例は全て期末の決算短信公表日において当該配当 の実施を公表した事例である。逆に今回は分析対 象とならなかった97事例には、①第1~第3四半 期における決算短信において資本剰余金配当を実 施した事例や②分析対象となる決算短信データに 欠損が認められるため、本稿Ⅲ. 1. に示す分析 モデルによる検証が行えず、サンプルから排除し た事例も存在する。なお(表1)中、連結配当性 向の予想値はそもそも%表示により短信において 開示されていたが、当該数値の分散が大きいため、 自然対数による変換を施したことを付言してお く。また同表中の「決算短信情報」のうち、 Black 1~6は投資家が最も注目すると考えられ る利益情報であり、8項目を占めている。

ところで正司(2012)が示した資本剰余金配当の類型分類によると、本研究における分析対象の多くは組織再編(株式移転・株式交換)による事例と安定配当による事例によって占められると推察される。そのうち安定配当の観点から黒字・赤字が資本剰余金配当を実施させる動機として、如何に作用したかを考えてみたい。とは言え、資本剰余金配当の実施について、連結・単体と黒字・赤字のそれぞれ4通りの組み合わせが当該配当の実施に影響を及ぼすというより、直接的な要

## 表1 期末短信において資本剰余金配当実施を公表した76事例

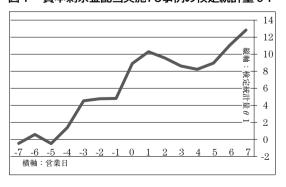
			表 1 期末短信に	ייטכני	- 貝	**	ツホ.	亜出しコ			1401	<i>∟1</i> 0 <del>3</del> 1		br to	Lift		Lebr +tt
						1			短信情	牧			複数回	柄属	<u>1</u>		情報
事例	イベント日	銘柄	資本剰余金配当実施銘柄	CAR (0,1)	連結黒	個別黒	連結・個別の	自己資本 当期純利	総資産経	売上高営	純資産	配当性向 (連結)予想	資本剩	上場廃止	新興銘	営業利益 成長率	自己資本成長率
No.	1.421.11	コード	貝华利尔亚比当天應到们	[%]		字で1/	画列リ 交差項/	当 新 純 利 益率 [%] /	常利益率		減少割合/	[%]/log	余金配	グミー		[%]/	[%]/
					Black1	Black2	Black3	Black4	[%]Black5	[%]/Black6	DRNAW	DPR	当実施 /TMTD	/DD	/EMD	GROI	EGR
1	20131114	3715	ドワンゴ	22,77	1	1	1	11.7	8.6	5.9	0.015	2.923	1	0	0	-19	-6
2	20131108	8767	ウェブクルー	-0.01	1	-	-	20.4	13.8	8.8	0.036	3.622	1	0		52.5	25.6
3	20131031	8889	アパマンショップホールディングス	1.00	1	1	1	28.2	2.7	6.3	0.024	2.282	0	0	1	5.89	1.41
4	20130712	7725	インターアクション	15.22	1	1	1	26	12.9	19.5	0.02	2.197	0	0	1	-603	94.3
5	20130515		あおぞら銀行	-4.41	1	1	1	9.6	0.8	34.8	0.029	3.726	0	0		42.7	7.5
6	20130514		特種東海製紙	-1.56	1	1	1	4.3	3.5	5.5	0.007	3.934	1	0	_	-15	-4.7
7	20130514	6791	日本コロムビア	-11.28	1	1	1	12.7	6.9	3.7	0.046	3.035	0	0		-42	20.9
8	20130513	8545	関西アーバン銀行	-6.58	0	0	0	-4.4	0.1	4.9	0.01	3.182	1	0	0	70.4	3.52
9	20130510	9478	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ	5.10	0	0	0	-14.7	-0.3	0.9	0.008	3.203	0	0	1	49.1	-3.4
10	20130510	6707	サンケン電気	9.05	1	1	1	6.3	2,8	3,7	0.013	2.741	1	0	0	-34	-0.7
11	20130509	5955	ヤマシナ	-4.22	1	1	1	1.7	1.5	3.1	0.015	4.519	0	0		-6.7	2.92
12	20130509	6989	北陸電気工業	3.40	1	0	0	4.6	1.7	0.9	0.018	3.584	1	0	0	-109.17	-12.65
13	20130507	2479	ジェイテック	7.80	1	1	1	10.1	6.8	2.4	0.017	2.833	1	0	1	-168	8.17
14	20130115	9972	アルテック	-0.65	1	1	1	0.3	1.3	1.2	0.008	4.048	1	0		-19	-2.8
15	20121114	3715	ドワンゴ	14.42	0	0	0	-2.7	5	3.7	0.024	2.851	1	0		-12	26.1
16	20121109	8767	ウェブクルー	0.44	1	-	-	26.1	20.1	10.9	0.039	3.273	1	0		59.2	-9.1
17	20121010	7513	コジマ	11.71	0	0	0	-30	-1.8		0.004	3.854	0	0		-68.79	0.29
18	20120912 20120514	6669 3708	シーシーエス 特種東海製紙	35.77 -4.98	1	0	0	-5.8 0.1	3.6	5.1 4.2	0.011	2.688 3.484	0	0		-195 -11	-0.5
20	20120514		北陸電気工業	-0.40	0	0	0	-11	-1.5	-0.5	0.007	3.484	0	0		576	21.4
21	20120511	6707	北陸电気上来   サンケン電気	-8.89	1	0	0	1.3	2.2	3.1	0.019	3.127	1	0	_	-212	-11
22	20120507	2479	ジエイテック	-11.76	1	1	1	8	6.1	1.8	0.013	2.313	1	0	1	-69	26
23	20120501	8143	ラピーヌ	-4.68	1	1	1	2.5	1.9	2.4	0.007	3.453	0	0		-120	-0.4
24	20120427	3598	山喜	-1.06	1	0	0	0.6	0.6	0.7	0.003	4.164	1	0	_	99.4	1.14
25	20120215	4840	トライアイズ	-2.25	1	1	1	0.4	0.4	0.2	0.015	5.011	0	0	1	32.3	-15
26	20120116	9972	アルテック	2.68	1	0	0	0.6	2	1.5	0.008	2.66	1	0	0	-40	-3.8
27	20120113	6664	オプトエレクトロニクス	14.93	1	1	1	10	3.2	6.8	0.01	2.104	0	0	_	-246	-0.2
28	20111115	8767	ウエブクルー	1.89	1	0	0	0.2	15.3	10.3	0.022	2.981	1	0		40.8	3.18
29	20110808	2757	オストジャパングループ	-6.88	1	1	1	28.1	9.8	3.7	0.037	1.758	0	0		-78	-37
30	20110518		サンケン電気	1.27	0	0	0	-2.6	3.8	4.2	0.012	3,371	1	0		12.1	-35 -16
31	20110513		AOCホールディングス  特種東海製紙	-9.05 -2.16	1	1	1	4.4 1.4	0.4	0.8 4.8	0.009	3.011 4.041	0	0	_	-86 589	2.56
33	20110512	2479	ジェイテック	-0.56	1	1	1	9.4	4.6	-2.9	0.007	1.589	1	0	1	-69	2.30
34	20110303	3598		-5.10	1	0	0	1.2	0.6	1.2	0.003	3,469	1	0	_	-163	1.5
35	20110125	8929	船井財産コンサルタンツ	2.19	1	1	1	6.8	2.9	3,8	0.039	3,343	0	0	_	-306	-80
36	20110210	6784	プラネックスホールディング	-3.90	1	1	1	16.2	10.1	15.5	0.016	2.041	1	0	_	-31	20.1
37	20101112	8767	ウェブクルー	5.70	1	0	0	9.1	11.4	8	0.012	3.035	1	0		7.05	-16
38	20101112	2388	ウェッジホールディングス	-14.77	1	1	1	11.2	8.5	21.7	0.007	1.841	1	0	1	120	86.1
39	20101111	3715	ドワンゴ	-6.96	1	1	1	9.5	9.5	6.3	0.025	3.339	1	0	_	378	6.78
40	20100520	8275	フォーバル	-4.61	1	1	1	10.9	3.1	1.6	0.016	4.034	1	0		-112	-40
41	20100514		フジスタッフホールディングス	-8.93	1	0	0	18.8	10.1	3.1	0.028	3.472	1	1	1	-50	-7
42	20100514	_	岡藤ホールディングス	-2.94	0	0	0	-11.4	-2.7	-14.2	0.004	4.349 3.231	1	0	_	125	-35 -9.4
44	20100514 20100514		リズム時計工業  特種東海ホールディングス	0.88 2.33	1	0	0	3,3	3.6	5.5	0.008	3.972	0	0	0	91.5 43.3	-5.9
45	20100514		関西アーバン銀行	-1.13	0	0	0	-30.9	-1	-39.6	0.007	6.32	0	0		-301	-12
46	20100514		文化シヤッター	11.60	0	0	0	-29.5	-4.3	-3.4	0.005	3.049	0	0		-112	-9.2
47	20100316	6784	プラネックスホールディング	2.01	1	1	1	22.2	12.4	17	0.024	2.104	1	0		-920	18
48	20100217	2330		0.17	1	1	1	5	2.6	0.8	0.013	3.211	1	0		-170	-8.8
49	20100212	6679	サイレックス・テクノロジー	-9.69	0	0	0	-42.3	-13.3	-22.7	0.009	7.034	0	0	1	-72	-33.3
50	20091113	8798	アドバンスクリエイト	4.98	1	1	1	9.1	6.2	12	0.047	4.413	0	0	1	-86	-28
51	20091113	8767	ウェブクルー	0.30	0	0	0	-	7	6.8	0.012	3.254	1	0		-28	-40
52	20091113		学習研究社	-1.55	0	0	0	-9.9	-4.2	-7.9	0.005	3.561	1	0		-77	-0.5
53	20091112	_	ドワンゴ	6.11	0	0	0	-5	1.6	1.5	0.027	4.421	1	0	_	378	6.78
54	20090825	3242		-2.40	-	0	-	-107.8	-14.2	-15.8	0.048	3,809	1	0		2.22	-63
55 56	20090520 20090520		フォーバル シダックス	5.71 -0.77	0	1	0	-35.5 2.3	0.1 7.4	0.3	0.016 0.028	5.148 4.458	1	0		-51 41.7	-13 -23
57	20090520		ショックス   トナミホールディングス	-0.77	1	0	0	0.5	0.9	0.5	0.028	3.45	1	0		-6.6	-23
58	20090514		サンリオ	0.03	0	0	0	-5	7.1	9.4	0.007	3.006	0	0		6.31	-8.8
59	20090512		第一三共	-6.42	0	0	0	-33.8	3.8		0.033	4.66	0	0		15	-2
60	20090508		ザ・トーカイ	13.37	0	0	0	-16.8	-0.2	5	0.015	2.791	0	0		-20	-6.9
61	20081113	3715	ドワンゴ	0.85	0	0	0	-12.6	0.4	0.5	0.022	4.951	1	0	_	244	-15
62	20080526		インボイス	-4.93	0	0	0	-101.4	0.7	1.9	0.031	0.833	0	1	0	-89	-31
63	20080523		ヴィア・ホールディングス	4.20	0	0	0	-25.2	1	1.2	0.019	3.689	1	0		43.5	5.82
64	20080516		岡藤ホールディングス	2.85	1	1	1	0.2	-1.5	-9.5	0.004	4.129	1	0		12	-20
65	20080516		シダックス	2.91	0	0	0	-37.4	9.3	5	0.025	2.667	1	0		24.4	3.5
66	20080516		学習研究社	8.10		0	0	-14.7	-3.5	-2.7	0.01	2.092	1	0		-116	-1.8
67	20080516 20071217		池田銀行  TASAKI	1.50 -1.51	0	0	0	-62.2 -5.8	-2.4 0.8	-72.5 4.2	0.001	2.741 3.896	0	0	_	14.5 -10	10.2 -4.6
69	20071217		TASAKI   インデックス	18.71	0	0	0	-23.5	2.4	0.2	0.005	3.054	0	0		-8.9	32.1
70	20071029		ジャパン・フード&リカー・アライアンス	-0.27	0	0	0	-20.6	0.7	1.3	0.003		0	0		-70	32.1
71	20070528		サイバードホールディングス	4.47	0	0	0	-59.4	-7.5	3.3	0.0033	2.175	0	1	_	-134	53.4
72	20070521		はせがわ	-1.53	1	1	1	0.2	2.2	3.7	0.0033	4.693	1	0	_	-42	-18
73	20070518		東海染工	1.88	0	0	0	-13.5	-1.1	-0.2	0.013	3.859	0	0		-104	2.57
74	20070518		アサヒペン	2.45	0	0	0	-20.8	0.7	2.8	0.025	3.875	0	0		-67	1.44
75	20070426		富士通	1.22	1	0	0	10.9	3.8		0.006		0	0		13.3	7
76	20070410		ケーヨー	8.21	_	1	-	8.9	3.6	2.3	0.011	2.526	0	0	0	-240	-22

因は親会社に留保利益が存在するか否かにあると 考えられる。したがって赤字企業であっても資本 由来の留保利益を有すれば、資本剰余金配当が実 施されても全く不思議ではない。しかしながら留 保利益のうち、利益由来の留保利益は毎期の黒字 の積み重ねであるため、現在の親会社の黒字は将 来も含めた配当実施の判断材料として投資家にと ってはとりわけ重要であろう。また子会社の黒字 は親会社にとって受取配当を呼び込み、この資金 が親会社の配当財源として活用される事例も考え 得る。その様に観てくれば、本研究において扱う データ上に現れてくる子会社の黒字は、親会社の 配当を可能とさせる有力な背景となる。

## 4. 仮説と分析結果

櫻田(2012b)による分析結果を再検証することが本稿の1つ目の目的であるため、本稿の分析結果が櫻田(2012b)による分析結果と比較可能となるようにARの算定過程を一致させるべきである。そこで本研究では櫻田(2012b)が採用した3ファクター・モデルを用いてイベント日周辺におけるARを算出する $^{7}$ )。またイベント・ウィンドウにおけるARの異常性を判定するために、累積株価超過収益率(CAR:Cumulative AR)ベースの検定統計量 $\theta$ 1はCampbel et al. (1997, 162) や広瀬・柳川・斎藤 (2005, 6-7) に基づき、

## 図1 資本剰余金配当実施76事例の検定統計量 01

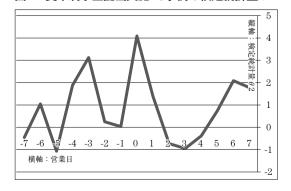


また ARベースで算出する検定統計量  $\theta$  2は山崎・井上(2006,30)に基づいて算出する。そして帰無仮説(H 1:投資家は資本剰余金配当の実施に対し反応しない)を検証する。

(図1・2) は共に縦軸は検定統計量を、横軸はイベント日t=0としたイベント・ウィンドウを表す時間軸を示しており、単位は「営業日」である。イベント・スタディによる分析の結果、資本剰余金配当を実施すると公表した日周辺における投資家の反応は櫻田(2012b)において示した結果に整合し、ポジティブ反応を示したため、上記帰無仮説を棄却する。この通り、イベントに対する反応を示した直後に当該ポジティブ反応を相殺するような強いネガティブ反応は観察されず、資本剰余金配当が投資家に好感されたと言える。

但し、1%水準有意のポジティブ反応は3日前にも現れており、これがいかなる理由を背景としているのか明らかではない<sup>8)</sup>。本研究はイベント日が全ての事例で同一日とならず、故にクラスタリングが生じにくい検証である。それにもかかわらず資本剰余金配当を実施する事例において一般的傾向として3日前に一旦強いポジティブ反応を示す実態をいかに解釈すればよいのであろうか。6日前、3日前、そしてイベント日当日とリズムを刻み、徐々にポジティブ反応を強めてゆく様は投資家の反応として正常の範囲であろうか。或い

図2 資本剰余金配当実施76事例の検定統計量 02



は逆にインサイダーを含め、不正取引が表出したと考えるべきか<sup>9)</sup>。本研究は資本剰余金配当に対する投資家の反応が当該配当実施企業のいかなる財務的要因によって引き起こされるかを明らかにする目的があり、インサイダー情報漏洩の有無、情報伝達経路の解明を目的としていない。したがって(図2)に描出された3日前の反応については推測の域を出ないため、今回は問題を指摘するに留めておく。

表2 資本剰余金配当76事例における検定統計 量の有意水準

	検定統計量										
t	θ1 from SCAR	有意水準10)	θ 2 from SAR	有意水準11)							
-7	-0.4523		-0.4523								
-6	0.5951		1.0474								
-5	-0.4739		-1.0691								
-4	1.4116		1.8855	*							
-3	4.5359	***	3.1243	***							
-2	4.7836	***	0.2477								
-1	4.8159	***	0.0323								
0	8.9062	***	4.0903	***							
1	10.2904	***	1.3843								
2	9.5620	***	-0.7284								
3	8.6135	***	-0.9485								
4	8.2285	***	-0.3851								
5	8.9654	***	0.7369								
6	11.0512	***	2.0858	**							
7	12,8283	***	1.7770	*							

## Ⅲ. 資本剰余金配当を実施する企業の 財務体質

## 1. 分析モデルの導出とデータの記述統計、相関係数表

本稿前節までの検証によって資本剰余金配当実施の公表日、即ち決算短信公表日において当該配当を実施する企業に対して投資家は統計的に有意なポジティブ反応を示すことが明らかとなった。そこで本節以下では資本剰余金配当の実施企業のCARが、当該企業のいかなる決算短信情報・銘柄属性・有価証券報告書総攬(以下、「有報」と

略称)情報の影響を受けて投資家のポジティブ反応を引き起こすのかを明らかにする。本研究では資本剰余金配当実施に対する投資家の反応を検証するために、イベント日と翌日のARの蓄積値、つまりCAR(0,1)を算出し<sup>12)</sup>、これを被説明変数とした回帰モデルを検証する。導出した回帰モデルは以下の通りとなる。

 $CAR_{i}(0,1) = \alpha + \beta_{1}Black_{i} + \beta_{2}DRNAW_{i} +$   $\beta_{3}LogDPR_{i} + \beta_{4}TMTD_{i} + \beta_{5}DD_{i} +$   $\beta_{6}EMD_{i} + \beta_{7}GROI_{i} + \beta_{8}EGR_{i} + \varepsilon_{i}$ 

当該回帰モデルにおける説明変数は大別すると次のように3分類される。3群のデータについて次節以降で詳述するが、第1群として資本剰余金配当の実施を公表した際の「決算短信情報」を分析モデルに投入する。以下、同様に第2群として「銘柄属性」を、第3群として「1年前の有報情報」を分析モデルの説明変数とし、分析モデルにおける説明変数は3群13変数となった。これらの数値に被説明変数を追加した14変数ついての記述統計量を(表3)として示し、それら14変数の相関係数表を(表4)に示した。重回帰分析を行う上で理想的な変量の分散は1であるが、(表3)より本研究における分析対象はサンプルサイズが小さいために、Black 4, 6, GROI、EGRは分布が歪んでいることを指摘しておく必要がある。

さらに(表 4)は説明変数間の相関係数表を示したが、第 1 群の変数内において強い相関が数カ所示されている。そこでこの結果を受けて第 1 群の変数は回帰モデルに交互に投入し、 $Model 1 \sim 6$ として検証を行うことが妥当との判断に至った。また多重共線性に関する詳細な分析結果 $^{13}$ )は次節以降において示すが、(表 4)の結果から CAR(0,1)との間で比較的高い関係性が期待されるのは、Black 1と EGRとなるであろう。

		記述統計量	N	平均値	標準偏差	第1四 分位数	第 2 四 分位数 (中央值)	第3四 分位数	
		CAR (0,1)		76	1.327	8.060	-3.660	0.235	4.403
		連結黒字ダミー	Black 1 (Dummy)	74	0.581	0.497	0	1	1
		個別黒字ダミー	Black 2 (Dummy)	74	0.419	0.497	0	0	1
	利益	連・個黒字ダミー	Black 3 (Dummy)	72	0.403	0.494	0	0	1
第1群	数值	自己資本当期純利益率	Black 4	75	-5.572	24.662	-13.500	0.600	9.100
- 第1件		総資産経常利益率	Black 5	76	2.980	5.554	0.400	2.500	6.175
		売上高営業利益率 Black 6		76	1.842	12.479	0.725	3.100	5.400
		純資産減少割合	DRNAW	76	0.016	0.011	0.007	0.013	0.024
		Log配性向予想值	Log DPR	76	3.408	1.022	2.794	3.341	3.963
	A4 LT	複数回配当実施ダミー	TMT Dummy	76	0.579	0.497	0	1	1
第2群	銘柄 属性	上場廃止ダミー	D Dummy	76	0.053	0.225	0	0	0
	柯山	新興銘柄ダミー	EM Dummy	76	0.434	0.499	0	0	1
第3群	1年前	営業利益成長率	GROI	76	-31.837	195.603	-88.233	-19.570	30.310
<b>弁</b> 3 併	有報情	自己資本成長率	EGR	76	-0.419	29.416	-13.273	-1.865	6.780

表3 被説明変数・説明変数の記述統計量

表4	説明変数の相関係数表

Pearson の相関	CAR (0,1)	Black 1 Dummy	Black 2 Dummy	Black 3 Dummy	Black4	Black5	Black6	DRNAW	LogDPR	TMT Dummy	DDummy	EM Dummy	GROI	EGR
CAR (0,1)	1.000													
Black1 Dummy	-0.257	1.000												
Black2 Dummy	-0.166	0.674	1.000											
Black3 Dummy	-0.160	0.711	0.971	1.000										
Black4	-0.069	0.707	0.567	0.560	1.000									
Black5	0.024	0.471	0.369	0.343	0.561	1.000								
Black6	0.020	0.340	0.297	0.294	0.480	0.489	1.000							
DRNAW	-0.094	0.057	0.222	0.187	0.169	0.452	0.378	1.000						
LogDPR	-0.165	-0.217	-0.167	-0.197	-0.133	-0.423	-0.286	-0.088	1.000					
TMT Dummy	-0.139	0.224	0.006	-0.020	0.275	0.259	0.117	-0.189	-0.022	1.000				
D Dummy	-0.098	-0.162	-0.209	-0.203	-0.523	-0.131	-0.347	0.018	-0.260	-0.154	1.000			
EM Dummy	0.105	0.131	0.275	0.242	0.169	0.288	0.122	0.158	-0.162	0.038	0.046	1.000		
GROI	-0.191	-0.150	-0.139	-0.150	-0.097	-0.160	-0.050	-0.045	0.229	0.140	-0.040	-0.280	1.000	
EGR	0.317	-0.059	-0.022	0.002	0.058	0.194	0.200	-0.191	-0.328	-0.089	0.045	0.103	-0.097	1.000

## 2. 説明変数の意義

群変数の検討~

前節に掲げた分析モデルにおける説明変数のう

ち、第1群のデータは決算短信より提供される情 (1) 株価に与える決算短信情報の影響 ~第1 報である。この第1群の情報は、大きく分けて6 つの利益情報と2つのその他の情報に区別され る。まず最初に、これらの中で利益情報を回帰モ

デルにおける変数として投入する意義について述べる。

第1群のデータのうち、6つの利益数値とは、最終利益について①連結黒字か否か、②個別黒字か否か、③連結黒字と個別黒字の交差項<sup>14)</sup>、さらに④自己資本当期純利益率、⑤総資産経常利益率、⑥売上高営業利益率である。これらの変数は本研究における分析の便宜上、モデル式において順に説明変数・Black 1~6と呼称する。また①~③は分析モデルにおける所謂ダミー変数であり、黒字の場合に1を与えている。

このように本研究では利益数値に対して重層的な分析を行うが、その理由として次の通りである。つまり野間(2012b)が明らかにしたとおり、赤字企業は配当を行わないのではなく、赤字企業であっても配当を行う傾向が認められるとの知見<sup>15)</sup>を本研究では踏まえ、黒字か赤字かが資本剰余金配当の実施といかなる程度、結びつきがあるのかを明らかにする。さらに連結と個別、そしてその両方の最終利益が黒字か否かに注目するのは、連結範囲の確定によって利益額が裁量的に算出される可能性や子会社による受取配当が、親会社における配当財源となる可能性を踏まえている。

しかしながら単に黒字か赤字かという大雑把な情報よりも、導出された利益が損益計算書の段階的な利益のうち、いかなる段階の利益に投資家は注目するのか、そして利益確保の持続性にも投資家は注目するのかをも明らかにしてみよう。検証する利益に関する変数Black 1~6は全て決算短信によって提供されるため、決算短信情報のいかなる部分に投資家が注目するのかをも検証可能である。このように資本剰余金配当の実施公表は、同時に決算短信において公表される利益情報に強い正の影響を受けると推定するため、利益情報であるBlack 1~6とCAR (0,1) の間に正の関係性が認められることが期待される。

この他、決算短信情報のうち純資産に関連する情報として、純資産減少割合(DRNAW:Decreasing rate of net asset worth)にも注目する。DRNAWの情報取得によって投資家は資本剰余金配当のうち、取得価額の修正部分とみなし配当部分を算出する。このようにDRNAWの情報価値とは最低限、納税手続きにおいて利用されるに過ぎないと考えるが、DRNAWに応じて持分が実際に減少する点を本稿では重視し、CAR(0,1)と当該指標は負の関係を示す可能性を期待している<sup>16)</sup>。

最後に配当性向(DPR: Dividend payout ratio)の予想値をとりあげる。DPRはサンプルを編成する過程で比較的多く欠損値が発生したものの、投資家にとって株主還元の程度を表す貴重な決算短信情報であると考えた。しかし決算短信情報によって提供されるそのままの数値は標準偏差が大きいため、自然対数による変換を行い、加工している。当該指標とCAR(0,1)の関係について、予測符号は正を示すと期待される<sup>17)</sup>。

## (2) 株価に与える銘柄特性の影響 ~第2群変数の検討~

第2群のデータとして、資本剰余金配当を実施した企業の資本市場における銘柄特性に注目し、次の3つの指標を説明変数として投入する。1つ目は資本剰余金配当の複数回実施ダミー(TMTD:Two or More Times Dummy)であり、当該配当を第1~第3四半期も含め複数回実施した実績がある銘柄に1を与えている。前述の通り、資本剰余金配当は資本維持の観点から問題を指摘する識者も少なくなく、この様な知見を踏まえれば、繰り返し資本剰余金配当を実施する企業に対し、投資家はいかなる反応を示すのか興味深い。したがって当該配当を繰り返し実施するとの情報は、企業自らが安定的に利益を計上できないことを伝えるシグナルとなるかも知れない。このような仮

定を踏まえると、CAR(0,1)に対してTMTDの 予測符号は負を示すと期待される。

銘柄属性について、2つ目に注目するのは上場 廃止ダミー(DD: Delisting dummy)である。 本稿執筆時点で上場廃止となった銘柄に1を与え ている。当該変数は今回の分析対象のうち、4件 を数えるのみである。したがってDDは主要な検 証変数と言うよりも、上場廃止の影響をコントロ ールする目的で投入するに過ぎないと付言してお く。

そして3つ目に新興市場において上場している 銘柄(本稿冒頭において「新興銘柄 | と略称して いる用語である)を表すダミー (EMD: Emerging market dummy)を投入する。当該変数は新興銘 柄に1を与えたが、分類はジャスダックや札幌ア ンビシャスなどの新興市場へ上場する企業とし、 東証1部や同2部、地方上場する企業と区別して いる。この様に新興銘柄か否かを説明変数として 取り入れる理由は次の通りである。つまり、資本 剰余金配当制度が導入された平成13年商法改正 について、自己株式の取得や資本剰余金配当の実 施を投資家への余剰資金の返還と捉えた論調も認 められた (小林、2002)。 仮にそうであれば余剰 資金が発生するのは成熟企業であって、新興銘柄 がキャッシュリッチであるとしても配当還元の余 剰資金とはならず、須く再投資資金となると推定 している<sup>18)</sup>。そのように考えれば新興銘柄の資本 剰余金配当実施に潜む動機として、単なる株価維 持を期待した配当実施の可能性がある。

この意味からすると新興銘柄の資本剰余金配当 は本末転倒とも考えられるが、実際には(表 1) において示すとおり、新興銘柄も資本剰余金配当 の実施は活発である。そこで本研究では新興銘柄 と非新興銘柄の間における資本剰余金配当実施に ついて、投資家の反応に差異が認められるのかを 明らかにする。分析の結果を予想すると、CAR (0.1) とEMDの間の関係性としてプラスとなれば新興銘柄の形振り構わぬ株価維持に投資家が好感していることを表し、逆にマイナスとなれば新興銘柄の資本剰余金配当実施に対して投資家は資本維持機能の低下を理由とするネガティブ反応を示すと考えることが可能だろう。

## (3) 株価に与える有報情報の影響 ~第3群変数の検討~

分析モデルにおける説明変数のうち、第3群のデータを投入する。第3群のデータは有報情報に由来する2つの指標である。有報と決算短信について、それぞれの公表の前後関係は、有報に先立って決算短信が公表される。このため資本剰余金配当の実施が公表される時点、つまり短信公表日における最新の有報は概ね1年前に公表されたもの以外に存在しない。したがって直前の有報と雖も、投資家にとっては実質的に一年前のデータが資本剰余金配当の実施公表時点において入手可能となるに過ぎない。故にそのような比較的旧い情報が投資家行動に影響を及ぼすのかについても明らかにする。

そこで今回は投資家の観点を重視する目的から 財務数値の成長性に関する2指標について注目 し、それぞれ損益計算書と貸借対照表由来の数値 を説明変数として1つずつ投入する。その2変数 のうち1つは営業利益成長率(GROI: Growth rate of operating income)であり、いま1つは 自己資本成長率(EGR: Equity growth rate) である。前者について本研究では多業種横断的に 資本剰余金配当を実施する企業を分析対象とする ため、財務活動の要素や特別損益項目の影響を排 除する目的で当該変数を選択した。また後者は資 本剰余金配当が資本維持低下に繋がるとの観点か ら、自己資本比率の成長が投資家の興味の対象と なるのかにも注目している。したがってCAR(0,1) と上記2変数の関係性について予測符号は共に正 を期待する。

### 3. 分析結果と解釈

### (1) 分析結果の概要

資本剰余金配当の実施を公表した日(イベント日)において投資家は統計的に有意な水準で好感を示すことを本稿前段で明らかにした。そしてこれに続く分析、つまりイベント日における投資家の反応がいかなる理由に基づくのかを解明した結果は、(表5)に示す通りである<sup>19</sup>。

#### (2) 有意な変数

本稿2. 2. におけるリサーチ・デザインとして 投資家の資本剰余金配当実施に対する反応は、実 は決算短信の内容、とりわけ利益関連数値に左右 される可能性があると指摘した。そして分析結果 はそのような仮説を概ね支持することとなった が、特筆すべきは利益数値の黒字によりポジティ ブ反応を示すとした予想を覆し、実態は利益数値 の赤字にポジティブ反応を示すことが明らかとなっている。このように意外な分析結果を導出する こととなったが、以下においては分析モデルにお ける有意な変数の出現順に3つにまとめて言及す る。

まず第1群の説明変数である利益数値について 最も有意性が高い説明変数がModel 1における連 結黒字ダミーであり、1%水準で有意である。さ らにModel 2,3では5%水準有意で個別黒字ダミ ーと連結・個別の黒字ダミーの交差項が有意であ る。しかしこれらの結果は予測符号に反して CAR (0,1) との間に負の関係性が認められる。 分析結果を導出する前の考察では、連結最終利益 が黒字か否かに反応する理由として利益を原資と した配当が可能か否かに投資家の強い関心が集中 すると考えたため、正の関係性を認めると期待し ていた。しかし実際には負の関係性が発見され、 資本剰余金配当の実施を公表した企業の最終利益 が黒字の時に投資家反応が強いネガティブを示す 実態が明らかとなった。これは裏を返せば、赤字 の場合に実施される資本剰余金配当について、投 資家は歓迎を示すことを示す。このような投資家 による反応から分析対象の一般的傾向を類推する と、赤字企業が行う配当に対して投資家がサプラ イズと受け止めて反応するのであろう。このため 本稿冒頭では資本剰余金配当実施企業に対する投 資家のポジティブ反応が、実際のところ良好な利 益関連数値に対する評価に過ぎないとした仮説は 支持されないことが明らかとなった。むしろ(表 1) に示すとおり、連結企業74事例の資本剰余金 配当のうち31事例(41.9%)を連結赤字が占める との実態や、「業績が悪く利益剰余金がマイナス」 である企業が資本剰余金配当を実施するとの野間 (2012a) の見解に整合すると言える。

そして2つ目の発見として上場廃止ダミーの検 証結果に注目すべきである。それによればModel 2.3.4にて5%水準で、またModel 1.6において10 %水準で負の関係性が有意である。この結果につ いてであるが、仮に今回の分析対象企業の中で上 場廃止企業がより多ければ、投資家は資本剰余金 配当を実施する企業のうち、いずれ上場廃止とな る企業を見破り、ネガティブ反応する可能性を指 摘できたと思われる。しかしながらこの興味深い 結果について付言しておかねばならないのは、サ ンプル76事例のうち実際に上場廃止企業は4事 例に留まるため、資本剰余金配当の実施事例にお ける一般的な傾向を示したと断ずるには難しい。 このためこの結果は内的妥当性を示したに過ぎ ず、上場廃止企業が過去に遡って実施していた資 本剰余金配当について、投資家の反応を今後も検 証する必要性を指摘しておく。

最後に3つ目の発見として、一年前の自己資本成長率が上昇すれば資本剰余金配当の実施を評価する傾向を捕捉した点である。EGRは全てのモ

デルで横断的に5~10%水準でプラスに有意であるものの、そもそもEGRの標準偏差が大きいことから、この成果はその分を割引して解釈せねばならない。しかし、それでも投資家がEGRに注目する理由に解釈を示しておくとすれば次の通りとなるであろう。その解釈とは資本剰余金配当

は資本維持を損ねるので、EGRの改善を歓迎するとの仮説である。そしてこの仮説とは表裏の関係となるが、純資産の増加が資本剰余金配当を経営者に実施させるトリガーとなる可能性も考えられる。

このようにCAR (0.1) とBlack 1~3の間の

表5 資本剰余金配当に対するポジティブ反応に関する原因分析結果

	予測		Mod	lel.1			Mod	lel.2			Mod	lel.3	
	符号	非標準 化係数	t	有意 確率	VIF	非標準 化係数	t	有意 確率	VIF	非標準 化係数	t	有意 確率	VIF
Black 1 (Dummy)	+	-5.375	-2.823	0.006	1.190								
Black 2 (Dummy)	+					-4.339	-2.219	0.030	1.194				
Black 3 (Dummy)	+									-4.683	-2.319	0.024	1.207
Black4	+												
Black5	+												
Black6	+												
DRNAW	?	-52.618	-0.616	0.540	1.149	-52.054	-0.586	0.560	1.199	-50.405	-0.532	0.596	1.176
Log DPR	+	-1.461	-1.483	0.143	1.369	-1.381	-1.383	0.171	1.353	-1.347	-1.319	0.192	1.380
TMT Dummy	_	-1.323	-0.697	0.488	1.184	-2.855	-1.496	0.140	1.146	-2.739	-1.399	0.167	1.157
D Dummy	-	-8.182	-1.995	0.050	1.160	-8.761	-2.048	0.045	1.200	-8.694	-2.011	0.049	1.207
EM Dummy	?	1.307	0.696	0.489	1.167	1.754	0.899	0.372	1.189	1.843	0.930	0.356	1.176
GROI	+	-0.006	-1.328	0.189	1.177	-0.006	-1.181	0.242	1.173	-0.005	-1.104	0.274	1.166
EGR	+	0.061	1.833	0.071	1.200	0.059	1.757	0.084	1.251	0.064	1.861	0.067	1.223
Cons		10.633	2.348	0.022		9.885	2.178	0.033		9.625	2.037	0.046	
adjR2			0.1	67			0.1	34			0.1	36	
F値(有意確率)			2.828	(0.009)			2.417	(0.024)			2.396	(0.025)	
obs			7	4	•		7	4			7	2	

	予測		Mod	lel.4			Mod	del.5			Mod	lel.6	
	符号	非標準 化係数	t	有意 確率	VIF	非標準 化係数	t	有意 確率	VIF	非標準 化係数	t	有意 確率	VIF
Black 1 (Dummy)	+												
Black 2 (Dummy)	+												
Black 3 (Dummy)	+												
Black4	+	-0.068	-1.560	0.123	1.436								
Black5	+					-0.115	-0.546	0.587	1.699				
Black6	+									-0.088	-0.954	0.343	1.664
DRNAW	3	-60.292	-0.707	0.482	1.196	-47.455	-0.505	0.615	1.431	-35.000	-0.380	0.705	1.385
Log DPR	+	-1.236	-1.227	0.224	1.346	-1.111	-1.064	0.291	1.421	-1.260	-1.206	0.232	1.439
TMT Dummy	_	-2.036	-1.057	0.294	1.152	-2.175	-1.079	0.284	1.253	-2.294	-1.195	0.236	1.148
D Dummy	_	-9.657	-2.039	0.045	1.439	-6.616	-1.546	0.127	1.156	-8.160	-1.745	0.086	1.393
EM Dummy	?	1.103	0.563	0.575	1.192	1.127	0.575	0.567	1.194	0.975	0.503	0.617	1.181
GROI	+	-0.006	-1.143	0.257	1.176	-0.005	-1.057	0.294	1.173	-0.005	-1.018	0.312	1.169
EGR	+	0.071	2.073	0.042	1.266	0.067	1.915	0.060	1.333	0.071	2.034	0.046	1.314
Cons		7.169	1.661	0.101		7.193	1.642	0.105		7.548	1.725	0.089	
adjR2			0.1	03			0.0	76			0.0	84	
F値(有意確率) 2.063 (0.052)			1.767 (0.099)				1.860 (0.81)						
obs			7	5			7	6			7	6	

負の関係性とCAR (0,1) とEGRの間の正の関係性を併せて解釈すると、赤字で実施される株主還元を好感するが、同時に自己資本の充実にも注意を払う投資家の着眼点が浮かび上がる。このことは投資家の着眼点の一部はあたかも債権者保護思考に沿うようにも見受けられる。

## (3) 有意とならなかった変数

分析結果から有意とならなかった変数について 以下に示す2点の発見がある。まず1つ目に純資 産減少割合がCAR (0.1) の多寡に影響を与えな かった。本稿冒頭において資本剰余金配当の実施 公表によって投資家は資本維持機能の低下をネガ ティブに評価するのか否か、さらに投資家が資本 維持機能の低下を認識しないとすればなぜなのか を検討する目的があるとしたが、この疑問に対し て投資家は資本剰余金配当の実施によって資本維 持機能の低下を認識しないと結論しても良いので あろう。本研究の問題意識としては資本剰余金配 当の実施に際し、DRNAW が資本維持の脆弱化 を表す指標としての情報価値を有すると仮定し た。しかしながら投資家反応を観る限り、彼らの 投資判断に影響を与える情報価値をDRNAWは 有しないと考えるべきだろう。

このようにDRNAWが投資家にとって情報価値が低い理由を考えると次の通りであろうか。つまりDRNAWは「前期末純資産額」に占める「減少する資本剰余金額」の割合である。しかしながら投資家は当該計算要素のうち「減少する資本剰余金額」を単に「減少する剰余金額」と捉えているのではないか。つまり投資家にとって減少する剰余金が資本由来か利益由来かは重要で無い可能性があり、その証左としてDRNAWの多寡に応じた株価の下方修正が生じないのかも知れない。そうであれば剰余金の会社法における表示上の区分、換言すると配当財源の資本性の有無を投資家は重視していない可能性がある。

さらに本研究における分析モデルにおいて有意とならなかった変数のうち、2つ目の発見は新興銘柄ダミーである。II. 2. (2)で示したとおり、企業の成長過程において成熟段階を迎えていない新興銘柄が資本剰余金配当を実施することを問題視すれば、投資家はネガティブ反応を示すと考えた。しかしながらそのような仮説を支持する分析結果は導出されない。この論点については次節において追加検証を試み、資本剰余金配当を実施する新興銘柄の純資産構成について、その一部を明らかにする。

## IV. 追加検証:新興銘柄による資本剰余 金配当の実施

## 1. 資本剰余金配当実施企業の純資産構成

前節までの結果に寄れば、投資家は新興銘柄と 非新興銘柄の違いから、資本剰余金配当実施に対 する反応に差異を示さなかった。そこで本節にお いては資本剰余金配当を実施した企業の当該配当 実施公表時点における純資産構成を観察し、とり わけ新興銘柄の純資産構成と非新興銘柄のそれの 間にいかなる相違が認められるかを中心に検討を 深める。問題意識は上場後の企業維持が不安定に 陥ることも少なくないと考えられる新興銘柄<sup>20)</sup> において、払込資本を社外流出させる資本剰余金 配当や自己株式の取得実施の妥当性を再考するこ とにある。

企業の成長段階において離陸期から成長期に位置する新興銘柄は、会社財産の払い戻しよりも再投資のニーズが圧倒するはずである。これらの企業は種々の利益率が入れ替わりながら時に高く推移し、時間をかけて安定してゆく。したがってそのような離陸期から成長期にあるはずの新興銘柄が資本剰余金配当を実施するとなれば、投資対象を見失う場合や需要の創出に失敗する等、事業上

の根本的な問題を内包し、事業縮小に向けた転換期にさしかかった可能性が指摘できる。そしてその結果、これら企業の将来性が乏しいと投資家に評価されるかも知れない。仮にそうであれば次なる対策として資本剰余金配当の実施と共に自己株式の取得に傾注する企業が現れる可能性がある。つまり投資家に自社株が割安であるとのシグナルを発し、事業の閉塞をカムフラージュするかも知れない<sup>21)</sup>。

そこで本節では(表1)に掲載した通り、本研究において分析対象となった76事例について、自己株式の取得の状況を(表6)によって示した。同表の数値計算に関して資本剰余金配当の実施74事例の連結貸借対照表と2事例の個別貸借対照表を有報から参照し、純資産の部に関するデータを収集した。そして企業毎に純資産の部における各表示項目の百分比を算出した後、上場市場の違いにより2つに区分して平均値を算出し、(表6)を完成させている。これらの表から読み取れることは、新興銘柄が非新興銘柄に比してマイナスの利益剰余金の計上割合が大きく、かつ自己株式の保有割合も大きいと言うことである。

表6 資本剰余金配当を実施した企業の株主資 本構成

	新興銘柄	非新興銘柄
観 測 数	33	43
	貸借対照表	
	純資産の部	
株主資本		(単位:%)
資 本 金	23.22	19.45
資本剰余金	23.96	18.75
利益剰余金	-2.04	3.11
自己株式	-5.32	-1.52
株主資本合計	39.82	39.80
純資産合計	41.35	40.78
負債純資産合計	100	100

### 2. 母平均の差の検定

前節において資本剰余金配当を実施する企業が

自己株式を取得する動機を指摘した。資本剰余金 配当の実施企業は結局のところ赤字企業であるか 黒字との境目付近に位置することも少なくないと 考えられ、そのような企業は市場での評価を維持 するために自己株式の取得をも企てると考えた。 このような因果連鎖を肯定するかのように(表6) は資本剰余金配当を実施する企業の中でも、とり わけ新興銘柄において自己株式保有が顕著である ことを示している。そこで(表6)に示した結果 について一層の頑健性を確保するために、新興銘 柄群と非新興銘柄群の2群を対象とした母平均の 差の検定を実施する。

本節で試みられる母平均の検定では精緻性を重 視して等分散性の検定も併せて行い、等分散性が 棄却された場合にWelchの方法によるt検定を実 施することとする。そこでまず等分散性の検定を 実施する上で帰無仮説(H<sub>o</sub>:新興銘柄と非新興 銘柄の自己株式保有割合について母分散は等し い)を検証する。この等分散性の検定結果から、 統計量:Fは59.1390となり、P値0.0000を得た。 このことから1%を遙かに凌駕する水準でH2を 棄却した。そこでWelchの方法によるt検定を実 施し、帰無仮説(H<sub>3</sub>:新興銘柄と非新興銘柄の 自己株式保有割合について母平均は等しい)を検 証する。このt検定の結果、統計量:tは1.7419と なり、P値0.0453を得た。このことから5%水準 有意で新興銘柄と非新興銘柄の自己株式保有割合 について母平均は等しくない。つまり自己株式保 有に際し、新興銘柄と非新興銘柄は異なる傾向を 有し、新興銘柄は非新興銘柄に比べ、自己株式を より多く保有しがちであることが明らかとなっ

なお、P値は片側検定の結果を参照しているが、 自己株式の保有が純資産の部において計上される とき、全て負の数値で表されることを根拠として いる。また利益剰余金の計上割合についても新興 銘柄と非新興銘柄の間で母平均の差の検定を実施 したが、こちらは両側検定によって分散・平均共 に帰無仮説を棄却できなかったことを付言してお く。

## V. おわりに

## 1. 資本剰余金配当制度に対する若干の示唆

本研究成果として、まず1つ目に資本剰余金配当の実施公表日において投資家がポジティブ反応を示すとの先行研究の結論を追認することで、一般的傾向として資本剰余金配当に対して投資家は好感を示すことを強い確証を以て明らかにした。このことから次のことが想像できる。つまり資本剰余金配当に仮に資本維持機能の低下を含意するネガティブ評価が存在したとしても、それを上回る当該配当への歓迎が示されているということである。

しかしネガティブ評価を凌駕するポジティブ評 価によって、その相殺値としてCARがプラスに 現れたと考えるよりも、そもそも資本剰余金配当 の実施に対する投資家の判断には、資本剰余金配 当と利益剰余金配当を同質とみなしていた可能性 もある。その様に考えられるのは、例えば資本剰 余金配当を実施する企業は組織再編を経た事例も 少なくないとの所見に基づく。つまり「株式移転・ 株式交換後の親会社と株式移転・株式交換前の各 会社とは、経済的に同一である」と言え、「組織 再編により、従前の利益剰余金がその他資本剰余 金になっていることから、(中略-引用者) その 他資本剰余金を原資とする配当は、そのほとんど は、経済的実質としては利益剰余金からの配当(正 司,2012,54)」とみなすことが可能であるとい う。 さらに正司 (2012) によれば、資本剰余金 配当実施の類型の中で、安定配当を志して資本剰 余金配当を実施する企業の中には持株会社が散見

されるため、従来利益剰余金とされていたにもかかわらず、組織再編を経てその他資本剰余金に振り替えられ、配当財源となって資本剰余金配当に至った事例もあるとされる。したがって資本剰余金配当を実施しても、利益剰余金配当が実施されると同様、投資家がポジティブに反応する理由があるのかも知れない。

次に本稿Ⅲ. における資本剰余金配当に対する 投資家のポジティブ反応の原因分析であるが、資 本剰余金配当実施企業の最終利益が赤字である場 合に投資家が好感を示す強い反応を発見した。勿 論、債権者保護と投資家保護はトレード・オフの 関係にあるから、片方が好ましいことは他方が割 を喰うことになる。しかしながらそのような関係 があったとしても従来、黒字企業の配当に対して 示す投資家の好感は健全と考えられてきた。だが、 本研究が明らかにしたような赤字企業が実施する 資本剰余金配当に対して投資家が示す好感は、健 全性を欠いていると問題提起できるのではない か。仮に前述したような組織再編を経ていない企 業が資本剰余金配当を実施した事例であればなお さらである。

この様な観点、つまり脆弱化する債権者保護の 観点から、本稿後段では追加検証を試み、資本剰 余金配当企業であり、かつ新興銘柄について自己 株式の保有割合を明らかにした。そして新興銘柄 の一部が行う資本剰余金配当と自己株式の保有に ついて、株価維持のために万策尽くした結果と本 稿では結論する。これら企業の配当のライフサイ クルにおいて、離陸期に位置するにもかかわらず、 早々に株主還元を行う妥当性を検討する必要があ ると考える。つまり新興銘柄において実施される 資本剰余金配当は、非新興銘柄において実施され る当該配当に比し、債権者保護機能の観点から適 正性が疑われる事例が混在する可能性を指摘して おきたい。

### 2. 本研究の限界

本研究では、上場廃止となった企業が過去にお いて資本剰余金配当を実施した際に、投資家はい かなる反応を示していたのかをも検討の一部とし た。換言すれば資本剰余金配当を実施する企業が 将来的に上場廃止へ至ることを投資家は予見した のか否かをDDダミーによって検証を試みたが、 当該ダミー変数の適用事例は4件に留まる。この ためDDダミーが説明変数として有意であるとし ても、「コントロール変数という分析モデルにお ける役割においてしという限定が付く。したがっ て資本剰余金配当は資本の取り崩しによる社外流 出であり、その様な配当の実施が遠因となって上 場廃止へと至ることを投資家が予想したと断言可 能な実証結果ではないと今は指摘するに留める。 この点が本研究における限界であるが、今後のサ ンプルの追加を待ち、資本剰余金配当を行った企 業で上場廃止となった企業についてより一層の事 例収集を待ち、再度の分析が試みられるべきであ ろう<sup>22)</sup>。

また資本剰余金配当の実施企業を分析対象とし た先行研究である野間(2012a)や河内山(2014) はロジット回帰を分析手法とすることで、資本剰 余金配当実施企業のみならず、利益剰余金配当実 施企業をも分析対象に取り込み、サンプルサイズ の拡大に成功している。そのように大規模サンプ ルによる変量の解析は高度な正規性を確保して展 開されたと考えられ、導出された結果は頑健性が 高い。片や本研究のサンプルサイズはそれら先行 研究に到底及ばないが、それでもなお、Black 1 ~3が負の関係性を示した結果を無視すべきでは ない。つまり資本剰余金配当を実施する際、投資 家は赤字企業であれば強い歓迎を示すという事実 は、荒唐無稽な検証結果と断ずるべきではない。 尤もその他に有意な説明変数と判定されたEGR は分散が大きい分、用心して検証結果を割り引き

解釈する必要はあろう。

最後に本研究のみならず資本剰余金配当を分析 対象とした実証研究の役立ちについて言及してお く。それらの研究の意義として、資本剰余金配当 を可能とした現行会社法が規定する債権者保護機 能に対する検証作業に資する成果の導出が可能か 否かが問われる。野口(2009.26)は資本剰余金 配当を可能とさせた会社法には「払込資本と留保 利益の区分を当事者間の合意に優先させるべきし との思考がその基底に存在し、「債権者保護とい う目的を達成する上で、その方が優れているとい う証拠を示す必要がある」と問題提起してい る<sup>23)</sup>。このことから資本剰余金配当の実施企業を 分析対象とした実証研究には、当該配当を実施し ても債権者保護が損なわれないという証拠、また はその反証の一部を示す役割が期待される。しか し小稿においてかかる問題意識の全てに答えるこ とはできず、一部を明らかにしたのみである。な ぜなら資本剰余金配当の妥当性の検討には、会社 法の分配規定そのものの検証を行う必要があるほ か、加えて払込資本と留保利益の区分についても その意義を再考せねばならない。この問題は複雑 な構造を抱えており、これらの遠大な検討課題に 対する回答は、小稿に期待される範囲を超えてい る。

### 3. 残された課題

実証研究上も高率事例と低率事例の境目を明らかに出来ていない。強いて区分するとすれば、本稿における分析結果が示すように資本剰余金配当の実施が表明されて株価が上昇する事例が低率事例と言え、他方、櫻田(2012, 24-26, 34-36)に示すように株主持分の減少を契機とする株価の下方修正が現れる事例を高率事例と区別することが可能かも知れない。そのため本稿においてもこれら双方の定義が曖昧なままに分析を進めたが、今後、追加の検証が行われ、2つの事例の境界が明らかにされるべきであろう。そしてその境目の確定によってみなし配当課税の在り方にも影響が出てくると考えられる。

2つ目に掲げる今後取り組むべき課題として は、資本剰余金配当を実施する企業におけるガバ ナンス構造の解明であろう。本研究では新興銘柄 が自己株式の取得を比較的熱心に行うと指摘し た。これら企業の最終利益が赤字であるにもかか わらず、単に多額の現金保有という背景から資本 剰余金配当と自己株式の取得の実施が一般化され るとすれば、そのような判断を行う企業のガバナ ンスとは、いかなる特性があるのか明らかにする 必要がある。例えば本研究成果から新たに導出さ れる問題意識として、①社外取締役数や社外監査 役数の多寡が資本剰余金配当の実施を牽制する働 きの有無や、また②資本剰余金配当の実施は機関 投資家の存在感、つまり彼らの持株比率の多寡に 影響を受けるか否か、さらに③企業価値を意識し て資本剰余金配当を実施するのか等、新たな分析 視角による資本剰余金配当実施企業の実態解明の 意義は大きく、引き続き新たな対象を追加し、これ ら残された課題に向けて取り組むべきと考える。

《注》

て、理論的な考察を行った先行研究は少なくないので、今後は、それらの中に示されている仮説について、データに基づいて検証する作業を進める必要がある。まず、考えられるのが、イベント・スタディである。具体的には、取り崩される法定準備金が、資本準備金であるか、利益準備金であるかによって、証券市場の反応に違いが見られるか否か、あるいは、290条(利益の配当)として株主に払い戻される会社財産の財源が、未処分利益なのか、その他資本剰余金なのかによって、証券市場の反応に違いが見られるか否か、などについて確かめることになる(野口、2004、132)」との指摘がある。本研究は野口(2004)の研究構想の一部を具現化し、新知見を獲得することを目的としている。

- 2) この他、実証研究ではないが、資本剰余金配当の実態調査 として正司(2012)が存在する。
- 3) 同様の論調に安藤(2003, 2004) が挙げられるが、資本維持に関して『會計』(第175巻第1号, 128-134) における円卓計論での富岡発言はより先鋭的である。それによると資本剰余金配当の契機となった平成13年6月の商法改正について富岡幸雄名誉教授は「議員立法によって破綻しかかった銀行を救済するために資本準備金の取り崩しをし、配当原資に充てる緊急措置」であるとし、「産業経済政策的な臨時立法」を会社法において恒久化したことを批判している。これに対して野口晃弘教授は「会社法になったから、払込資本と留保利益の区別が崩されてしまい、日本の企業会計が混乱したかというと、そのような事態は招かなかった」と応じている。
- 4) 日経新聞 平成25年6月23日「投資損益分かりやすく」朝刊3頁/同9月3日「元本、一部取り崩しも」朝刊5頁参照のこと。
- 5) 日経新聞(平成24年5月2日「投信分配金本当に得?」朝刊17頁/平成25年2月13日「投信、分配金偏重の10年」朝刊21頁)の報道によると、「『分配金が支払われた分だけ基準価格が下がる』ことを認識している人はわずか17%」とか、「3割」という調査結果が示されている。
- 6)日本オラクル(平成23年6月30日・0.313)・UTホールディングス(同22年5月14日・0.267)・ガイアックス(同22年2月10日・0.191)が高率の純資産減少割合を伴い、資本剰余金配当を実施している。なお、括弧内は決算短信による情報公開日・純資産減少割合を示す。これに対して後掲(表3)が示すとおり、低率事例における純資産減少割合の平均値は0.0151となる。
- 7) 3ファクターモデルは、CAPMが株式の期待収益率を正し く測定しないとして提唱されたマルチファクターモデルの 中の1つである(Ehrhardt, 1994)。本稿では紙幅の都合を 配慮し、本脚注においてARの算出過程を次のように示す。 Fama and French (1992)の3ファクター・モデルを基と した次のモデル(1式)によって正常収益率を測定する。

 $R_{i,t} - R_{f,t} = a_i + b_i(R_{M,i} - R_{f,t}) + s_i SMB_t + h_i HML_t + e_{i,t}$  (1式) 続いて個別に得られた $a_i$ ,  $b_i$ ,  $s_i$ ,  $h_i$ の推定値を用い, (2式)

<sup>1)</sup>本研究における検証の重要性について次の様な提言がある。 それによると「払込資本と留保利益を区別する論拠につい

を通じて各分析対象企業のARを求める。

 $AR_{i,t} = R_{i,t} - R_{i,t} - \hat{a}_i - \hat{b}_i(R_{M,t} - R_{i,t}) - \hat{s}_i SMB_t - \hat{h}_i HML_t(2\mathbb{R})$ 

最終的に算出されたARの $t_i$ 時点から $t_2$ 時点までの累積した値をCARとし、(3式)により算出する。

$$CAR_{t} = \sum_{k=t}^{t_{2}} AR_{i,k} \quad (3 \ \vec{x})$$

また AR が有意に「異常な」収益率であるか否かを判定する ために、AR を標準化して SAR (Standardized AR) を求 める。なお、標準化に用いる $\hat{\sigma}_i$  は推計期間80営業日におけ る誤差項の標準偏差として次のように定義される。

$$SAR_{it} = \frac{AR_{it}}{\hat{\sigma}_i} \qquad \hat{\sigma}_i = \sqrt{\sum_{.87}^{-8} \frac{AR_{it}^2}{80-2}}$$

同様にCARiを推計期間の $\hat{\sigma}_i$ で標準化した値としてSCARi (t1, t2) を求め、これを単にSCARiと表現する。

$$SCAR_i = SCAR_{i(t1,t2)} = \frac{CAR_{i(t1,t2)}}{\overset{\bullet}{\alpha}_i}$$

このようにして各銘柄毎に算出したSCAR,を単純平均する と次の式となる。なお次の式においてNは分析対象となっ た資本剰余金配当事例数であるが、本研究では「76」とした。

$$\overline{SCAR} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^{N} SCAR_{i}$$

次に検定統計量  $\theta$ 1と  $\theta$ 2を次のように定義する。

$$\theta 1 = \sqrt{\frac{N(L-4)}{L-2}} \left( \frac{1}{N} \sum_{i=1}^{N} SCAR_{ii} \right) \stackrel{a}{\sim} N(0,1)$$

$$\theta 2 = \sqrt{\frac{N(L-4)}{L-2}} \left( \frac{1}{N} \sum_{i=1}^{N} SAR_{ii} \right) \stackrel{a}{\sim} N(0,1)$$

ちなみに本稿における分析対象76事例のAR算出においてはイベント日をt=0とした場合、推計期間を-87≦t≦-8(80 営業日)に設定することで櫻田(2012a, 37-40)と整合性を確保している。しかし分析対象をなるべく多く確保するために出来高のない銘柄については前日株価を引き継ぐ方法を採用した。この1点において櫻田(2012)と本稿はサンプリング方法が異なる。なお、ARの算出には3FMのデータとして「日本上場株式 久保田・竹原Fama-French関連データ」を用いている。また3ファクター・モデルの推計モデルとしての卓越性は久保田・竹原(2007)を参照されたい。

- 8) 移転価格税制に関する情報の資本市場への投入についてイベント・スタディを実施した大沼ら(2012)や加藤ら(2015)も移転価格税制報道日をイベント日として、投資家の反応を検証しているが、これらも資本市場への情報投入日3日前からネガティブ反応をすることを発見している。
- 9) 近時、企業ホームページにおける情報公開前にサーバに不 正アクセスし、公表数時間前に未公開情報を抜き取る犯罪 が発生している(日経新聞 平成25年3月14日「ネット準

備の隙突く」朝刊43頁参照)。この事件は情報の抜き取りが会社関係者や第一次情報受領者でなければインサイダー取引として規制対象にならず、不正アクセス禁止法が適用されるのみである。さらにこの様な事態に対し今や会計士が資本市場の番人であるというには余りに力不足であり、問題の発生場所がサイバースペースへと移り変わる中、事件が複雑化し、対応が後手に回る傾向がある。今回の分析結果から、もし仮に不正取引の結果が(図2)に表出しているとすれば、前提として未公開情報が3日前にサーバに格納され、それに対する不正アクセスが生じた結果の反応を疑うべきか、より古典的な会社関係者等によるインサイダー情報漏洩を疑うべきか。いずれにせよ興味は尽きないが、本稿の目的から外れるため、ここまでの言及に留めておく。

- 10), 11) (表 2) における\*は有意水準10%を、以下同様に\*\*は 5%、\*\*\*は1%を示している。
- 12) CARの算出過程については前掲脚注7を参照のこと。
- 13) 各説明変数の多重共線性については後掲(表 5) において VIFを示すことで明らかにするが、「一般的にはVIFは 5 以 上、あるいは10以上のとき、重大な多重共線性が存在する(石 川, 2009, 183)」との知見を本稿においても踏まえること とする。
- 14) 近時のわが国において、配当と株価の関係を解明する代表 的研究として石川 (2009. 154-160) が挙げられる。当該研 究では6月末時点の株価を基礎とした時価総額を被説明変 数とする一方、説明変数の一つに連結・個別の黒字・赤字 を採用した回帰モデルを検証している。石川(2009)の 1万社を超えるサンプルサイズは信頼性の高い分析結果を 導出している。他方、本研究は資本剰余金配当の実施が公 表された日周辺のARを日次ベースの株価を蓄積させて被 説明変数とし、資本剰余金配当の実施事例に限定して当該 配当が行われる背景を明らかにしようとしている。このよ うに被説明変数の違いや、そもそもの研究目的の違いから 石川(2009)の研究成果の全てが本研究にフィットするわ けではないが、それでもなお石川(2009)は本稿にとって 重大な示唆をもたらす先行研究といえる。とりわけ本稿後 段において言及するが、黒字でない場合、つまり赤字であ る場合に資本剰余金配当を実施する企業のCARが高まると の本研究成果は、石川 (2009, 158) による「市場が単独黒 字ではなく連結赤字に着目(いずれも傍点-引用者)」する との指摘に整合し、興味深い。
- 15) 野間 (2012b, 6-7) の試論では赤字企業で配当が実施される現象には「経営者および金融機関による株式保有が多い」ことを突き止めているが、「損失を計上していても配当を支払う可能性が高い論理」について今後の検討課題とある。また同様の問題意識から河内山 (2014, 15) は「その他利益剰余金が無い場合に配当を実施した企業は、倒産可能性および負債比率が低く、また役員持株比率が高い傾向にある」としている。これら2つの先行研究を踏まえ、本稿では赤字企業による資本剰余金配当実施の背景を明らかにする。
- 16) なお、櫻田 (2012a) において示した高率 3 事例では投資家

- 持分の修正による株価下落が反映されている。この高率 3 事例はDRNAWが著しく高い事例である反面、本稿における分析対象76事例は専ら低率事例である。したがって CAR (0.1) と DRNAW の間に明確な負の関係が見いだせないかも知れないが、当該指標が僅少であったとしても、理論的には CAR (0.1) との間に負の関係が予想される筈である。
- 17) DPRはいわゆる経営者予想値であるが、当該数値が本研究の回帰モデルに投入される意義について次の所見を根拠としている。それによると、「経営者予想は、自社の情報に最も熟知している経営者自身による時期の見通しであり、投資者の投資判断に重要な影響を与える(石川、2010、8)」としている。
- 18) 新興銘柄について再投資のニーズが圧倒する根拠について砂川・川北・杉浦 (2010, 265) によれば、「ライフサイクル初期の成長段階にある企業は、豊富な投資機会をもつが資金源に乏しい。成長企業は、事業活動から生み出されるキャッシュフローの殆ど全てを有益な投資機会に投下する。それでも投資資金が不足することが多い。株主への配当は行わない。配当より再投資した方が高いリターンをもたらすからである」と指摘している。同様の指摘は石川 [2010, p.9] にもみられる。さらに配当のライフサイクル仮説について、これまでマイクロソフト社は成長企業として無配でも株価上昇を続けてきたが、配当を開始するとの情報に対し、投資家はネガティブ反応を示している。この件の解説について例えば石川 (2010, 137) を参照のこと。
- 19) (表5) における変数 Cons は回帰モデルの定数項であるこ とを付言しておく。また次のようなデータ収集上の理由か ら、重回帰分析における分析対象が減少した。つまりイベ ント・スタディを行うべく株価が収集された事例は76であ るが、当該76事例の株価反応の原因を明らかにする重回帰 分析を行うべく決算短信情報を収集した結果、欠損値がみ つかった。その内訳についてであるが、(表1)における事 例No.54のアーバネットコーポレーションと同76のケーヨー は連結企業ではないため、個別業績の公表に限られ、連結 の最終利益についてのデータは存在しない。次に事例 No.2・同16のウェブクルーは連結企業であるにもかかわら ず、決算短信において個別業績を公表していない。このた め観測数はModel.1.2でそれぞれ74事例となり、交差項を投 入したModel.3でサンプルが72事例と縮小する。最後に事例 No.51のウェブクルーは自己資本当期純利益率のみ欠損して いるため、Model.4で75事例が分析対象となった。以上から 全てのデータがそろった分析はmodel 4,5 において実現し、 対象が76事例となる。
- 20) 新興企業は株式時価総額や総資産額が成熟企業に比し小さいため、買収の危機にさらされる。この点について福田(2007,48)は、「該当企業(「1991年1月から1996年12月までにJASDAQに店頭登録された企業で、JASDAQ市場統計年報に基づいた」企業 -引用者注)で1年目に収集された企業数は518社であったが、合併吸収等の理由で、廃止される企業が増加してゆくため9年目にはサンブルの企業数は326社まで減少している」と報告している。また胥(2006.

- 6) によれば「高収益の投資機会に恵まれる成長企業におい て、潤沢なキャッシュ・フローが必要不可欠」と指摘し、 その上で買収されやすい企業には、「フリー・キャッシュ・ フローが高く、負債比率が低く、株式持合比率が低い(胥. 2006, 15)」という特徴を挙げている。このことから、新興 銘柄の多くが成長企業であるとすれば、それらは現金保有 が大きいと仮定でき、故に買収の危機にさらされ、潜在的 に株価維持の動機が強くなることが推察される。そこで安 直に資本剰余金配当の実施へと至る企業もあるのではない か。このように新興企業が買収の脅威に晒されていると言 う背景から、株価を維持せねばならない強い動機付けが考 えられる。なお、再投資のために保有される現金は、経営 者の自由裁量を増加させ、エージェンシー問題を生じさせ ると考えられるが、資本剰余金配当を実施する新興銘柄が エージェンシー問題の解決のために資本剰余金配当を行う のかも知れない。
- 21) 自己株式の取得について、取締役会決議日をイベント日と したイベント・スタディにおいて投資家の強いポジティブ 反応を明らかにした研究として、廣瀬・柳川・齋藤 (2005) がある。
- 22) 尤も上場廃止が倒産に直接的に結びつくわけではないが、 それでも上場廃止と倒産の関係について若干の解説を試み る必要がある。本研究の分析対象の中で上場廃止となった 企業はフジスタッフホールディングス (経営統合)、インボ イス (MBO)、池田銀行 (経営統合)、サイバードホールデ ィングス (MBO) である。フジスタッフホールディングス は人材派遣業界の再編を理由とした買収であり、また池田 銀行は池田泉州ホールディングスとして経営が引き継がれ たが、データ分類上は共に上場廃止である。他方、インボ イスとサイバードホールディングスはMBOによる上場廃止 であるが、MBO実施例の中には放漫経営によって資本市場 から自ら退出したカラカミ観光の例や、MBO買い取り価格 におけるプレミアム算定に関して情報操作を駆使した結果、 株主との間で訴訟に発展したレックスHDやサイバードホ ールディングスの例がある。このようにMBO実施に至るま でにこれらの企業には、経営成績の悪化による大幅な株価 の下落やガバナンスの低下が背景にあると考えられるが、 それらMBO実施の前駆症状の一つとして資本剰余金配当の 実施が関連付けられるのか、その関係性の一部を本研究で は検証する目的がある。
- 23) 同様の指摘について、「會計」第175巻第1号,132. における円卓討論での野口発言として、「払込資本と留保利益の区分に関連して分配規制の話をするのであれば、債権者保護に役に立つか、役に立たないかの証拠が要ります。十分な実証研究の蓄積なしに、払込資本と留保利益の区分を分配規制に採用しなければならないとは、私は主張できません」とある。本研究成果は、ここで求められている実証研究の蓄積の一つとして貢献する目的と意義がある。

#### 【参考文献】

- Brown, S. J. and J. B. Warner. 1985. Using Daily Stock Returns. The Case of Event Studies. Journal of Financial Economics 14, 3-31.
- Campbel, J., Lo, A. and A. C. MacKinlay. 1997. The Econometrics of Financial Markets, Princeton University Press. (『ファイナンスのための計量分析』 祝迫得夫ほか訳書 共立出版2007年)
- Cavusoglu, H., B. Mishra, and S. Raghunathan, 2004, The Effect of Internet Security Breach Announcements on Market Value: Capital Market Reactions for Breached Firms and Internet Security Developers, International Journal of Electronic Commerce, 9 (1), 69-104.
- Damodaran. 1999. Applied Corporate Finance: A User's Manual. (『コーポレート・ファイナンス 戦略と応用』兼広崇明ほか訳書東洋経済新報社2001年)
- Ehrhardt, M. C., 1994. The Search for Value; Measuring the Company's Cost of Capital, Harvard Business School Press. (『資本コストの理論と実務 [新しい企業価値の探求]』 真壁昭夫・鈴木毅彦訳書 東洋経済新報社 2001年)
- Fama, E. and K.R. French.1992. The Cross-Section of Expected Stock Returns. Journal of Finance. 47 (2), 427-465.
- Ghosh, C., Giambona, E., Harding, J., Sezer, O., and C. F. Sirmans. 2010. The Role of Managerial Stock Option Programs in Governance: Evidence from REIT Stock Repurchases, Real Estate Economics, 38 (1), 31-55
- Grullon, G., Michaely, R., and B. Swaminathan .2002. Are Dividend Changes a Sign of Firm Maturity?, The Journal of Business, Vol. 75, No. 3, 387-424
- 安藤英義, 2003. 「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『會計』第 164 巻第 3 号, 1-14.
- 安藤英義, 2004. 「資本制度の揺らぎ」『企業と法創造』第三号, 108-117.
- 壹岐芳弘, 2007. 「資本と利益の区分」『企業会計』Vol.59 No.2. 25-32.
- 砂川伸幸・川北英隆・杉浦秀徳,2010. 『日本企業のコーポレートファイナンス』日本経済新聞社
- 石川博行, 2009. 『配当政策の実証分析』中央経済社
- 石川博行, 2010. 『株価を動かす配当政策』中央経済社
- 尾崎安央, 2007, 「剰余金区分原則の会社法的意義」『企業会計』 Vol.59 No.2. 33-40.
- 大沼宏・櫻田譲・加藤惠吉,2012.「移転価格税制の適用と資本市場の評価」『税務会計研究』第23号,259-265.
- 加藤惠吉・大沼宏・櫻田譲, 2015. 「移転価格税制の適用と資本市場の評価に関する実証研究」『研究年報経済学』第75巻第1-2号, 2015年3月 掲載頁未定
- 久保田敬一・竹原均、2007. 「Fama-French ファクターモデル の有効性の再検証」『現代ファイナンス』No.22、3-23.
- 河内山拓磨, 2014. 「その他資本剰余金を原資とする配当の決定 要因に関する実証分析」日本会計研究学会第73回大会 報告資

料

- 小林量, 2002. 「商法の債権者保護機能との関係」『企業会計』 Vol.54, No.7, 27-35
- 櫻田譲, 2012a. 「資本剰余金配当に対する投資家の選好と資本 維持制度」『経営ディスクロージャー研究』第11号, 35-46.
- 櫻田譲, 2012b.「みなし配当・みなし譲渡課税が資本剰余金配 当に与える影響について」『第35回日税研究賞入選論文集, 11-50
- 櫻田譲・大澤弘幸,2015.「高率な純資産減少割合を伴う資本利 余金配当の異質性について―自己株式取得との共通点を踏ま えて―」『企業経営研究』第17号,31-44.
- 島田佳憲, 2013. 『自社株買いと会計情報』中央経済社
- 正司素子, 2012. 「資本剰余金を原資とする配当の実態調査」『現 代社会と会計』第6号, 51-61.
- 胥鵬, 2006. 「どの企業が敵対的買収のターゲットになるのか」 REITI Discussion Paper Series 06-J-008 独立行政法人経済 産業研究所編.
- 田宮治雄, 2007. 「資本剰余金と利益剰余金を区分する意義の再考察」『企業会計』Vol.59 No.2, 41-49.
- 成道秀雄、2007、「剰余金の分配|『税研』No.134、51-56、
- 野口晃弘, 2004. 「払込資本と留保利益の区別」『企業と法創造』 第三号, 130-134.
- 野口晃弘, 2009. 「現代における会計制度の役割」 『會計』 第175 巻第 1 号, 24-33.
- 野間幹晴, 2012a. 「資本剰余金を原資とする配当の決定要因」「企業会計研究のダイナミズム」 伊藤邦雄先生還暦記念論文集編集委員会編 中央経済社, 33-44.
- 野間幹晴,2012b.「赤字企業の配当政策」日本経営財務研究学 会第36回全国大会 報告資料.
- 広瀬純夫・柳川範之・齋藤誠, 2005.「企業内キャッシュフロー と企業価値」特定領域研究『制度の実証分析』ディスカッションペーパー No.56.
- 山崎福寿・井上綾子,2006.「特許法35条と職務発明制度についての理論と実証―報奨をめぐる判決・和解と制度改定のイベント・スタディ―」『法と経済学研究』第3巻第1号,9-55.
- [後記] 本稿は日本ディスクロージャー研究学会 第8回研究大会 (於 専修大学 平成26年1月11日) における自由論題報告に加筆 修正を行っている。報告当日は柴健次先生 (関西大学) から、また本稿を査読論文として採録していただくにあたって匿名のレフリーからも大変貴重なコメントを頂戴しており、これらのことに対し、心よりの感謝を申し上げます。なお、本稿において潜在する誤りについては筆者への責めに帰すべきことは言うまでもありません。
- また本稿は次の研究助成による成果の一部であることについても謝してここに記します。① 平成25年度 財団法人 石井記 念証券研究振興財団/② 平成25年度 科学研究費基盤研究 (C) (課題番号22530494)/③ 平成25年度 科学研究費基盤研究 (A) (課題番号23243060)/④平成26年度 科学研究費基盤研究(C) (課題番号23530562)

## 論 文

## 減損会計が企業の利益調整行動に及ぼした 影響に関する一考察 ―計算構造からの試論―

The Effect of Accounting Standards for Impairment on Earnings Management: from the Perspective of the Structure of Accounting for impairment

> 高 橋 二 朗(名古屋市立大学大学院) Jiro Takahashi, Nagoya City University

2014年5月2日受付:2015年1月8日及び3月26日改訂稿受付:2015年4月7日論文受理

#### 論文要旨

本稿は、利益計算に与えられた解釈の変化から経験的に検証可能な仮説の導出を試み、実証分析を行うものである。減損会計の計算構造に焦点をあてた先行研究では、減損会計基準の設定によって利益計算に与えられた経験的な解釈に少なからず変化が生じていることが明らかにされている。利益計算に与えられた経験的な解釈の変化に焦点をあてたとき、減損会計基準の設定後に企業は割引率(資本コスト)見合いの利益水準の稼得を意識した利益調整行動をとる傾向が強くなると予測され、検証結果は当該仮説と整合していることが明らかになった。本稿のように利益の計算構造と実証研究の接点を模索するというスタンスは、利益の計算構造に関する研究蓄積が多大であるわが国において重要な意義を有していると考えられる。

#### Summary

The purpose of this paper is to empirically analyze the effect of accounting standards for impairment on earnings management. We develop the hypotheses on earnings management by focusing on the structure of accounting for impairment. As a result, it is suggested that firms pay more heed to operating earnings after cost of capital after the accounting standards for impairment became effective.

#### 1. はじめに

いわゆる会計ビッグバンで最も注目を集めた基準の一つであった固定資産の減損に係る会計基準 (以下、単に減損会計基準)が公表・適用される ようになってから一定年数が経ち、事業投資に係 る減損会計が実務に浸透・定着している。この間、減損会計に焦点をあてた実証研究も蓄積されつつある。それらの多くは、減損会計を企業の利益調整の一つの手段として捉え、減損損失の計上と利益調整のインセンティブを示す変数との関連性を検証したものである。

付記:本論文は科学研究費補助金(若手研究(B)23730436)による研究成果の一部である。

謝辞:本稿の改訂にあたり、編集委員長の坂上学先生及び匿名の2名の査読委員の先生方から大変有益なコメントを賜りました。ここ に記して感謝申し上げます。

連絡先: 高橋 二朗 〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1 名古屋市立大学大学院経済学科研究科 電話・FAX: 052-872-5747 E-Mail: jiro,takahashi@econ.nagoya-cu.ac.jp これに対し、本稿では、減損会計基準の設定による利益の計算構造の変化が企業の利益調整行動に及ぼした影響を考察することを目的とする。減損会計の計算構造に焦点をあてた先行研究では、減損会計基準の設定によって利益計算に与えられた経験的な解釈に少なからず変化が生じていることが明らかにされている。本稿は、そのような利益計算に与えられた解釈の変化から経験的に検証可能な仮説の導出を試み、実証分析を行うものである。その意味で、利益の計算構造に関する議論と実証研究の接点を模索する試みの一つとして捉えることができる。とりわけ利益の計算構造に関する研究成果が多大であるわが国において、このような分析手法を模索することには十分な意義があると考えられる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2 節では減損会計に関する先行研究を整理し、本稿 の位置づけを明確にする。第3節では利益の計算 構造に関する議論から仮説の導出を試み、第4節 では当該仮説を検証する。

### 2. 先行研究

企業の利益調整行動のうち減損会計に焦点をあてた先行研究は、減損会計基準設定前の期間を分析対象としたもの、減損会計基準の早期適用を分析対象としたもの及び減損会計基準の強制適用を分析対象としたものに分けて捉えることができる。

減損会計基準設定前の期間を分析対象とした先行研究は、米国において数多く見ることができる。 米国で初めて減損会計基準が公表されたのは、 1995年に設定されたSFAS121号であった。当時、 減損会計に関する具体的な会計基準が存在しなかったことを利用した利益調整行動が様々な実証研究によって明らかにされた<sup>1)</sup>。そこでは、経営者 が具体的な認識・測定基準が存在しないことを利用した機会主義的な行動をとっているのではない のかという問題認識に基づいた実証研究が行われ たのである。

先行研究では、主に負債仮説、規模仮説、ビッ グバス仮説、利益平準化仮説などに基づき、利益 調整のインセンティブを示す変数と資産の評価損 計上の関連性が調査されている<sup>2)</sup>。それらの研究 によれば、相対的に業績の悪い企業が、経営者の 交代を理由に多額の評価切下げを実施していたこ とが明らかにされたのである (Strong and Meyer, 1987; Elliott and Shaw, 1988; Zucca and Campbell, 1992; Francis et al., 1996)。また、 過去に資産の評価切り下げを実施した企業は将来 も評価切り下げを行う傾向があることも明らかに されている(Elliot and Hanna, 1996)。すなわち、 具体的な認識・測定基準がない状況での経営者の 裁量的な評価切り下げ行動は、機会主義的な行動 としての利益減少型会計手続きの一つとして解釈 されたのである<sup>3)</sup>。このことは、わが国の減損会 計基準設定前を分析対象とした高橋(2008a)で も同様の結果が示されている<sup>4)</sup>。

また、わが国の減損会計基準の早期適用に焦点を当てた経験的証拠も数多く存在している。それらの先行研究の結果を要約すると、早期適用企業は平均的に業績が良く、相対的に規模及び固定資産比率が大きく、利益を圧縮する目的で減損会計基準を早期適用したことが明らかにされている(辻、2005;山本、2006;榎本、2007;川島、2007;木村、2007;高橋、2008a)。

さらに、減損会計基準の強制適用に関する実証研究も蓄積されつつある。Riedl (2004) は、減損会計基準設定前と設定後の経済的要因に関する変数と利益調整のインセンティブに関する変数を調査した。その結果、減損会計基準設定後は経済的要因と減損損失の関連が弱くなったのに対し、

利益調整のインセンティブに関する変数と減損損失の関連が強くなったということが明らかにされている。これは、減損会計基準として明示的に評価切下げが認められたことにより、評価切下げが新たな利益調整手段として利用されやすくなったということを示唆しているという。同様に、わが国の減損会計基準の強制適用を分析対象とした榎本(2008)、大日方・岡田(2008)、胡・車戸(2012)、高橋(2013)では、経済的要因と減損損失計上に関連性が認められること、減損会計基準を手段とした利益平準化行動やビッグバス行動が行われている可能性があることが明らかにされている。

以上の先行研究はいずれも減損会計を利益調整 行動の手段の一つとして捉えたうえで、経営者の 機会主義的な行動を析出することに主眼が置かれ ているといってよい。その意味では、会計基準設 定前から強制適用に至るまで数多くの経験的証拠 が蓄積されているといえる。しかしながら、減損 会計基準が適用された前後で利益計算に与えられ ている経験的解釈が変化しているはずであるが、 この点に踏み込んだ分析は筆者の知る限り行われ ていない。したがって、以下では、減損会計基準 の設定による利益の計算構造の変化が企業の利益 調整行動にどのような影響をもたらし得るのかに ついての議論を試みることとする。

#### 3. 仮説の導出

#### 3.1 減損会計の計算構造

ここでは、減損前後の利益の計算構造の変化を 考察するために、まず、減損が生じていない場合 の利益の計算構造を確認する<sup>5)</sup>。また、より単純 な想定のもと得られる分析結果により本質的な事 象が含まれているという問題認識のもと、以下で は単一の資本財に焦点を当てて分析を進める。減 損会計の主な対象となる資本財への投資は事業投 資の一つとして位置付けられるため、企業は取得原価以上のキャッシュ・フローの稼得を期待して投資を行っていると想定される。一般的に、取得原価と企業が期待しているキャッシュ・フローの現在価値(使用価値)との差額は主観のれんとよばれ、企業独自のノウハウ、ブランド力ないし競争力に起因して発生するものと捉えられている。使用価値をV、取得原価をKとすれば、企業は投資時(0期)に $V_0$ - $K_0$ = $G_0$ の主観のれんの稼得を期待していると考えられるのである。

現行制度上、当該主観のれんの稼得という投資 時の期待を実際のキャッシュ・フローの稼得という事後の事実に照らして確認することが企業会計 の目的とされている(斎藤,2007)。投資家は資 本財への投資に期待されたキャッシュ・フロー (主観のれんの稼得)が実際にどの程度実現した のかを知ることによって、その後のキャッシュ・ フローに関する期待(主観のれんの実現度合いの 予測)を修正することができるものと考えられる (米山,2003)。その意味で、各期の利益は投資家 への意思決定情報として有用なものとなるのであ り、事後的な業績評価としての役割を担っている のである。

このような企業会計の目的を達成するために、 資本財の利益計算においては、実際に稼得された キャッシュ・フローと取得原価 $K_0$ が比較される 形で利益計算が行われることとなる。すなわち、 実際に稼得されたキャッシュ・フローをCC、aを取得原価 $K_0$ の価値減耗を示すパラメータとす れば $^{6)}$ 、各期(t期)の利益は実現したキャッシュ・ フローから減価償却を控除した金額 $(CC_t - aK_0)$ となる。結果として、企業固有のキャッシュ・フローが反映された $\Sigma_{t=1}^n CC_t$ が収益として認 識され、市場平均の期待キャッシュ・フローが反 映されている取得原価 $K_0$ が費用として認識され ることから、投資期間をとおして、主観のれんの 実現分が各期の利益に含まれることとなる $^{7}$ 。ここで、資本財の価値減耗を示すパラメータ $\alpha$ が予め固定されている制度上の正規の減価償却によっているとき、 $\alpha$ は減損損失を適時に捉えることができず、正規の減価償却に加えて減損損失の認識が必要とされることになる $^{8}$ )。

それでは、まず、減損会計基準が適用される場合の利益計算において、減損が生じた固定資産の測定属性として使用価値が採用されている場合についてみてみよう。このとき、減損時点の(事後的に見積り直した)資本財の使用価値を $V_t$ とした場合、減損損失はt時点の帳簿価額と減損時点の資本財の使用価値との差額  $(K_t - V_t)$  となり、そこには未償却残高のうち回収不能分という意味が与えられることになる。すなわち、減損損失を認識する結果、未償却残高は回収可能額を示すこととなるのである。

また、減損後の各期の利益は、実現したキャッシュ・フローから減損時点の資本財の使用価値による減価償却を控除した金額( $CC'_t-\alpha V'_t$ )となる。ここで、 $\alpha V'_t$ を減損資産の使用価値の減少分とすれば(すなわち、 $\alpha V'_t=V'_{t-1}-V'_t$ )、各期の利益は期首の使用価値に対する利子 $rV'_t-1$ ということとなる。これは、各期の利益を $CC'_t-(V'_{t-1}-V'_t)$  とし、 $V'_t\frac{CC'_t}{t-(1+r)^2}+\frac{CC'_{t+1}}{(1+r)^2}+\cdots+\frac{CC'_n}{(1+r)^n}$  と $V_t=\frac{CC'_{t+1}}{(1+r)^2}+\frac{CC'_{t+2}}{(1+r)^2}+\cdots+\frac{CC'_n}{(1+r)_{n-1}}$  をそれぞれ上記の各期の利益に代入して整理することで導出される。

要するに、減損後には、期首の使用価値に見合う利子相当額の利益が稼得されたか否かによって業績評価が行われることとなるのである。ここで、制度上、利子(割引率)の具体例として、企業の加重平均資本コストや資産または資産グループのみを裏付けとして大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積もられる利率などがあげられている<sup>9)</sup>。このような割引率は、概念的

に資本コストと同義であると考えられる。言い換えれば、減損後の経営者の業績は、投資家からの最低限の要求利益水準である資本コストに見合う利益が稼得されているか否かにより判断されることになる。このような考え方は、事後的に投資の失敗が判明したなかで、企業が減損資産を継続利用することについて投資家が許容するという観点からも意味を持つと考えられる。

ただし、制度上、資本財の使用価値の減少分を継続的に見積もって利益計算に反映させることは、利益操作防止や会計数値の検証可能性の確保といった観点から断念され、減損後も資本財の価値減耗を示すパラメータ $\alpha$ が予め固定される正規の減価償却によって利益計算が行われることとなる。そこでは、各期の利益が期首の使用価値に利子率を掛けた金額に一致するとは限らない。これは原価配分方法と利子配分方法との相違に起因するものであり $\alpha$  $V_t$ Er $V_{t-1}$ O大小関係によって、利子分の利益が将来に繰延べられたり、見越計上されたりすることとなる。

一方、減損会計基準が適用される場合の利益計 算において、減損が生じた固定資産の測定属性と して正味売却価額が採用される場合について考え てみよう100。減損時点の資本財の使用価値 V,が 正味売却価額 K'tを下回るとき、資本財に帰属す る主観のれんは消滅したと考えられるため、合理 的な経済主体であれば当該資本財を売却するとい う意思決定を行うはずである。その意味で、資本 財を利用することで利益を稼得するという投資プ ロジェクトは終了しているのであり、減損を契機 として資本財を売却(処分)するという投資プロ ジェクトへと投資に寄せられた期待が変質したと 考えられる。したがって、減損損失は(K, -K', )となり、そこには資本財を K',でいったん売却・ 再投資した際に生じる精算損失という意味が付与 されることとなる。さらに、最も単純な想定のも

とでは、減損後の利益はゼロになる。

#### 3.2 仮説の設定

減損会計基準が適用されて減損資産が使用価値 で測定される場合、計算構造上、減損損失認識時 の見積り通りに将来キャッシュ・フローが実現す れば、減損後は割引計算に用いられた資本コスト に見合う利益が配分されることとなる。換言すれ ば、減損後の経営者の業績は、資本財の継続利用 に関する投資家からの最低限の要求利益水準であ る資本コストに見合う利益が稼得されているか否 かにより判断されることになる。すでに述べたよ うに、各期の利益が期首の使用価値に対する資本 コストと一致するのは限定的なケースのみである が、とはいえ、最も単純な想定のもとでの基本的 な利益の計算構造が資本コストに見合った利益を 各期に計上するものであることに決定的な意味が あると思われるのである。これに対し、減損資産 が正味売却価額で測定される場合、減損損失認識 時の期待通りに将来キャッシュ・フローが実現す れば、減損後の利益はゼロとなる。

減損資産の測定属性が何であれ、従来通り資本 財を利用し続け、製品販売が終了し投資リスクから解放されるまで収益が認識されることはない。 減損後にも経営者は引続き収益をより多くあげる ために、販売によった財の引渡しやサービスの提 供に注力することになるものと思われる<sup>11)</sup>。いず れにしても減損の有無に関らず、収益は投資リス クから解放される時点で認識されるため、その意 味で、販売による財の引渡しやサービスの提供に 経営者が注力するよう求められることに変わりは ない。

しかしながら、減損資産が使用価値で測定される場合において、減損後の営業利益が営業努力によって資本コストに見合う利益を稼得できたか否かを示すように変化している点は注意が必要であ

る。最も単純な想定のもとでの利益の計算構造が このような形で変化していることに本質的な意味 があると考えられるためである。この意味におい て、減損会計基準の設定によって減損が生じた資 産は資本コストに見合う利益が稼得されたか否か により業績評価がなされるように変化しているた め、経営者は資本コストにも注目するようになる と考えられる。なぜなら、減損が生じた資産が資 本コストの観点から業績評価がなされることを通 して、経営者の資本コストに対する意識に変化が 生じると考えられるためである。この点に関し、 徳前(2006)では、減損会計基準の適用によっ て企業の事業投資や投資評価に対する意識の変化 があったことがアンケート調査により明らかにさ れている。また、篠田(2007)では、減損会計 基準の設定が企業の管理会計(会計実務)に変化 をもたらしたことが示唆されている。このような 企業ないし実務の意識の変化は、上述した減損資 産が使用価値で測定される場合の計算構造の変化 をひとつの契機としていると考えることができよ う<sup>12)</sup>。そうだとすれば、経営者の資本コストに対 する意識の変化を契機として、資本コスト見合い の利益水準の稼得といったことが企業経営にとっ て一つの業績達成基準となり、資本コスト見合い の利益が稼得されそうにない場合、経営者は何ら かの利益調整を行うと考えられるのである。

ここで、利益調整のターゲットとなり得る段階 損益として、減損資産が使用価値で測定される場 合、継続利用による利益稼得が資本財への投資に 寄せられた期待である以上、営業利益が一義的な ものとなり得る。また、減損会計基準においても 減損の兆候として営業活動から生じる損益やキャ ッシュ・フローが挙げられていることから、営業 利益は減損損失の認識プロセスと関連して経営者 が意識する段階損益とも考えられる。これらに対 し、経常利益や当期純利益には資本財である事業 投資以外の金融投資に関する巧拙も含まれてしま うこととなる。

このような減損資産が使用価値で測定される場 合に対して、減損資産が正味売却価額で測定され る場合においては減損後の利益がゼロか否かが一 つの業績達成基準となり得るため、経営者は損失 回避の動機を有すると考えらえる13, とはいえ、 減損会計基準の設定の有無にかかわらず、すでに 国内外の多くの先行研究において、経営者の損失 回避行動が観察されていることに鑑みれば14,減 損会計基準の設定前後で一貫してすべての段階損 益で損失回避行動が観察されることが想定され る。実際、本稿の分析過程でも各段階損益で損失 回避行動が観察された。その意味で、減損資産が 正味売却価額で測定される場合の計算構造の解釈 から経営者の利益調整行動に関する「新たな」イ ンプリケーションを導き出すことは難しいと考え られる<sup>15)</sup>。

以上から、本稿では、減損会計の計算構造の議論によって経営者の利益調整行動に関する新たなインプリケーションを引き出すことができる減損資産の使用価値での測定に焦点を当て、以下の仮説を設定する。なお、減損資産の測定属性の選択に関する実態調査を行った川島(2011)によれば、正味売却価額の算定頻度が低下しているのに対し、使用価値の算定頻度は2006年以降一貫して上昇しており、2009年では34.1%に達していることが指摘されている。実態調査の観点からも減損資産の測定属性として使用価値に注目する重要性が高まっているということがいえよう。

仮説1:減損会計基準の適用後において、企業は 資本コスト見合いの営業利益の稼得を 意識した利益調整を行っている可能性 が高い。

また、強制適用を分析した高橋(2013)では、減損会計基準の適用後も減損損失を一度も計上し

ていない企業が一定数あることが示されている。 このような企業については、実質的に利益計算に 与えられえる経験的解釈に変化が生じていないと 考えられるため、以下の仮説も設定する<sup>16)</sup>。

仮説 2:減損会計基準の適用後に減損損失を一度 も計上していない企業は、資本コスト見 合いの営業利益の稼得を意識した利益 調整を行っている可能性が低い。

## 4. 分析方法と検証結果

#### 4.1 分析方法

すでに述べたとおり、減損会計基準設定後は資本コスト見合いの利益水準の稼得といったことが企業経営にとって一つの業績達成基準となると考えられるため、資本コスト見合いの利益が稼得されそうにない場合、企業は何らかの利益調整を行うものと考えられる。このように、企業の業績を評価する際に何らかの目標値が定められており<sup>17)</sup>、業績目標が達成されそうにないとき、企業は何らかの利益調整を行ってその目標値を達成させようとするであろうという問題認識に基づいた先行研究としてBurgstahler and Dichev (1997)を嚆矢とする分布アプローチがある<sup>18)</sup>。

ここでは、仮説を検証するために、分布アプローチによって企業の資本コストに対する意識の変化を調査することとする。具体的には、減損会計基準設定前(2001年度・2002年度)と減損会計基準設定後(2005年度から2011年度)の資本コスト控除後の営業利益の分布の変化を検証するものである<sup>19)</sup>。その際、仮説2を検証するために、減損損失を一度も計上したことのない企業(減損非計上企業)と減損損失を計上したことのある企業(減損計上企業)にサンプルを分けて分析することとなる。

サンプルは以下の抽出基準をすべて満たしたも

のである。①東証1部に上場している3月決算の企業である、②金融業に属さない、③連結財務諸表を公表している、④決算期の変更を行っていない、⑤調査対象年度の株価を『株価CD-ROM2013年度版』(東洋経済新報社)から、財務数値を『日経財務データDVD版(一般事業会社)』(日本経済新聞デジタルメディア)ですべて入手できる。この結果、サンプルは延べ8,950企業/年となった。

資本コスト控除後の営業利益を求めるために、まず、サンプル企業の株主資本コストを推定する必要がある。株主資本コストの推定自体、ファイナンスの領域では重要テーマの一つとして数多くの議論がなされている<sup>20)</sup>。Graham and Harvey (2001) や砂川他 (2008) で多くの企業がCAPM (資本資産価格モデル)を用いていることが明らかにされていること、太田他 (2012) でわが国ではCAPMによる推定方法が相対的に安定した結果が得られることが明らかにされていることに鑑み、ここではCAPMにもとづき株主資本コストを求めることとする。すなわち、サンプル企業の株主資本コストは以下の式により求められることとなる。

$$r_{i,t} = rf_t + \beta_{i,t} MRP_t \tag{1}$$

ここで、 $r_{i,t}$ はi企業のt期における株主資本コストを示しており、 $rf_i$ はt期のリスクフリーレートで、長期国債応募利回り(10年物)を用いてい

る。また、 $\beta_{i,t}$ はi企業のt期における株式ベータを示しており、過去60ヶ月の月次データを用いて個別企業の株式リターンと TOPIX リターンを回帰した結果得られるヒストリカルベータを用いている $^{21}$ 。 $MRP_t$ はt期におけるマーケットリスクプレミアムを示しており、砂川他(2008)で、マーケットリスクプレミアムについて日本の代表的な企業は5%前後に設定していることが明らかにされていることから、本稿では4.5%としている $^{22}$ 。

株主資本コストの記述統計量は図表1に示すとおりである<sup>23)</sup>。本来、資本コストの算定方法は企業によって異なるものと考えられるが、遠藤・白木(2007)で多くの企業が減損会計における使用価値の割引率を4から6%の水準で設定していることが明らかにされていることに鑑みれば、当該推定結果には一定の合理性が認められると思われる。また、図表1の結果は、企業の資本コストの実態を調査した砂川他(2013)とも整合している。

次に、資本コスト控除後の営業利益を以下の式により算定する。なお、資本コスト控除後の経常利益(経常利益から株主資本コストを控除したもの)と資本コスト控除後の当期純利益(当期純利益から株主資本コストを控除したもの)も同様に分析を行っているが、以下では紙幅の関係上、仮説と直接的に関係のある営業利益の結果のみを示すこととする<sup>24</sup>。

			E42( )	\frac{1}{2} = \frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}{2} = \frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}{2} = \frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}{2} = \frac{1}{2} \frac{1}{2} = \frac{1}{2} \frac{1}{2} = \fr	- /\   \ \/ DL				
	2000年度	2001年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
平均值	0.0559	0.0576	0.0581	0.0604	0.0636	0.0554	0.0535	0.0553	0.0548
中央値	0.0537	0.0555	0.0554	0.0581	0.0619	0.0539	0.0519	0.0542	0.0538
最大値	0.2181	0.2001	0.1558	0.1388	0.1550	0.1233	0.1122	0.1357	0.1409
最小值	0.0042	0.0056	0.0080	0.0066	0.0059	0.0122	0.0113	0.0131	0.0058
標準偏差	0.0230	0.0239	0.0236	0.0215	0.0224	0.0188	0.0179	0.0200	0.0208
観測数	894	919	994	1,017	1,061	1,061	1,088	1,101	1,119

図表1 株主資本コストの記述統計量

$$OP\_CC_{i,t} = OP_{i,t} - r_{i,t-1}MV_{t-1} - IE_{i,t}$$
 (2)

ここで、 $OP\_CC_{i,t}$ はi企業のt期における資本コスト控除後の営業利益を示しており、以下の分析ではt-1期の総資産で除されている。また、 $OP_{i,t}$ はi企業のt期における営業利益、 $r_{i,t}$ -1は(1)式で計算されたi企業のt-1期(前期末)における株主資本コスト、 $MV_{t-1}$ はi企業のt-1期(前期末)における株式時価総額 $^{25}$ 、 $IE_{i,t}$ はi企業のt期における支払利息割引料、社債利息、社債発行費等の他人資本に関する金融費用を示している。なお、図表2には資本コスト控除後の営業利益に関する記述統計量が示されている。

#### 4.2 検証結果

図表3は、資本コスト控除後の営業利益の分布 が減損会計基準設定前後に分けて示されている<sup>26)</sup>。各グラフのデータ区間が0の箇所に補助線 (点線)が引かれており、補助線より左側のデー タ区間は資本コスト控除後の営業利益がマイナス を、補助線より右側のデータ区間はプラスを示し ている。仮説を検証するために、資本コスト控除 後の営業利益のデータ区間が0付近で分布の不連 続性があるか否かを確認することとなる。図表3 から、全体的に、減損会計基準設定前にはデータ 区間が0付近で分布の歪みが観察されなかったの に対し、減損会計基準設定後にはデータ区間が0 より少しマイナスの区間(-1区間)の頻度(企 業数)が少なくなっていることがわかる。

図表3のヒストグラムにおける各データ区間の期待値を隣接するデータ区間の平均値であると仮定したうえで、各データ区間の期待値と実績値の差を標準化することによって、当該期待値と実績値の差が統計的に有意に大きいか否かの検定を行うことができる。この標準化された差額は標準化差異と呼ばれている<sup>27)</sup>。図表4はデータ区間が0より少しマイナスとプラスの区間(-2区間~+2区間)の標準化差異が示されている。

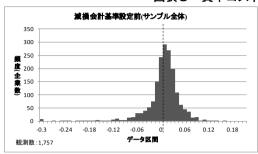
図表4から、減損会計基準設定前はデータ区間が0より少しプラスの区間(+1区間)で5%水準で有意なプラスの値が観察されたのに対し、減損会計基準設定後はデータ区間が0より少しマイナスの区間(-1区間)で5%水準で有意なマイナスの値が観察され、データ区間が0より少しプラスの区間(+1~+2区間)で1%水準でプラスの大きな値が観察された。この傾向は、減損非計上企業より減損計上企業の方が顕著であることがわかる。これらのことは、減損会計基準設定後に、営業利益段階でより資本コストを意識した利益調整が行われるようになったことを示唆しており、仮説1及び仮説2と整合する結果であると考えられる。

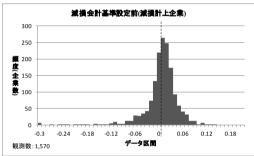
ここでは、さらに仮説 2 を検証するために、利益調整が疑われた 0 より少しプラスのデータ区間  $(+1\sim+2)$  に該当する企業の裁量的会計発生 高について、減損非計上企業と減損計上企業で中

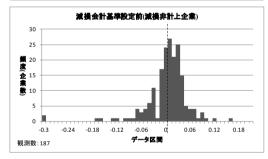
図表2 資本コスト控除後の営業利益に関する記述統計量

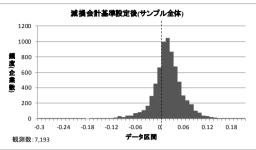
	2001年度	2002年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
平均值	-0.0078	0.0088	0.0211	0.0098	0.0121	-0.0040	0.0125	0.0244	0.0221
中央値	-0.0003	0.0118	0.0211	0.0119	0.0124	0.0028	0.0125	0.0219	0.0196
最大值	0.1370	0.1564	0.2056	0.2595	0.2329	0.2873	0.2885	0.1921	0.2522
最小值	-0.5484	-0.4673	-1.1179	-0.6864	-0.4392	-0.5670	-0.3769	-0.2020	-0.2407
標準偏差	0.0512	0.0451	0.0535	0.0482	0.0430	0.0566	0.0438	0.0361	0.0407
観測数	868	889	963	984	1,004	1,047	1,045	1,068	1,082

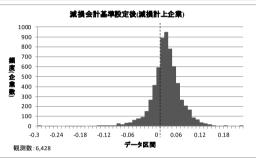
図表3 資本コスト控除後の営業利益の分布

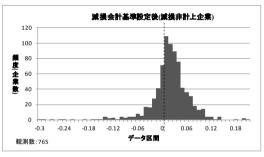












図表4 標準化差異の検証

	検証区間								検証区	間以外	
	-2区間	-1区間		+1区間		+2区間		平均值	中央値	最小値	最大値
減損会計基準設定前 (サンプル全体)	-0.6328	1.3168		1.9165	**	1.3781		-0.4041	-0.4434	-2.8349	1.4880
減損会計基準設定後 (サンプル全体)	-0.9129	-2.1264	**	4.1109	***	3,2647	***	-0.4344	-0.3249	-2.6698	2.1460
減損会計基準設定前 (減損計上企業)	-1.0026	1.2650		1.7562	**	1.7393	**	-0.3516	-0.2791	-2.7571	1.7374
減損会計基準設定後 (減損計上企業)	-0.6051	-2.1073	**	3.6120	***	3.4398	***	-0.4921	-0.3278	-3.4673	1.9551
減損会計基準設定前 (減損非計上企業)	0.9851	0.3693		0.8000		-0.9445		-0.3318	-0.2915	-4.9324	2.1617
減損会計基準設定後 (減損非計上企業)	-1.0942	-0.4114		2.1337	**	0.0000		-0.2093	-0.0701	-2.2600	1.7020

\*\*:5%水準で有意, \*\*\*:1%水準で有意

央値(平均値)の差の検定を行った<sup>28</sup>。仮説 2 に よれば、減損会計基準設定後における当該区間に 該当する企業群について、減損計上企業の裁量的 会計発生高は減損非計上企業の裁量的会計発生高 より大きいことが推察される。裁量的会計発生高 は以下のCFO修正 Jones モデルにもとづき年度 ごとのクロスセクションで推定し、その残差と定 義する。

$$\frac{TA_t}{A_{t-1}} = \alpha \frac{1}{A_{t-1}} + \beta_1 \frac{(\Delta REV_t - \Delta REC_t)}{A_{t-1}} + \beta_2 \frac{PPE_t}{A_{t-1}} + \beta_3 \frac{\Delta CEO_t}{A_{t-1}} + \varepsilon_t$$
 (3)

ここで、 $TA_t$ はt期の会計発生高 $^{29}$ 、 $A_{t-1}$ はt-1期の総資産、 $\Delta REV_t$ はt期における売上高の変化額、 $\Delta REC_t$ はt期における売上債権の変化額、 $PPE_t$ はt期における償却対象固定資産、 $\Delta CFO_t$ はt期における営業キャッシュ・フローの変化額を示している。

検証結果が図表5に示されている。その結果、減損会計基準設定前において、減損計上企業の裁量的会計発生高は減損非計上企業のそれと有意な差がなかったのに対し、減損会計基準設定後において、5%水準で有意に大きいことが確認された。このことは、減損会計基準設定後に減損計上企業の方がより資本コスト見合いの営業利益水準の稼得を意識した利益調整を行っていることを示唆していると思われる。

#### 4.3 頑健性のチェック

本稿の減損会計基準設定後の期間にはリーマン ショックや東日本大地震といったイベントが含ま れている。これらのイベントが検証結果に与えた 影響を検討するために、2008年度、2010年度、 2011年度を除いて同様の分析を行った。その結 果、裁量的会計発生高について減損計上企業と減 損非計上企業との間に有意な差がみられなかった ものの、資本コスト控除後の営業利益の分布の状 況については同様の結果となった。すなわち、資 本コスト控除後の営業利益の分布について、減損 会計基準設定前にはデータ区間が 0 付近で分布の 歪みが観察されなかったのに対し、減損会計基準 設定後にはデータ区間が0付近で分布の歪みが観 察され、その傾向は減損非計上企業より減損計上 企業の方が顕著であるという点で4.2の検証結果 と同様であった。

#### 5. おわりに

以上みてきたように、減損前後で利益計算方法 に与えられた解釈の変化に着目することで、実証 研究への新たなインプリケーションを得ることが できた。減損会計基準の設定後には、割引率たる 資本コスト見合いの営業利益水準を稼得すること

図表5 裁量的会計発生高の検証

パネルA:減損会	会計基準設	定前						
	観測数	平均	中央値	最小值	最大値	標準偏差	<i>t</i> 検定の <i>t</i> 値	MW検定の $U$ 値
減損計上企業	512	-0.0001	0.0020	-0.2958	0.4179	0.0380	-1.0930	0.7514
減損非計上企業	48	0.0065	0.0013	-0.0837	0.1844	0.0400		
パネルB:減損会	計基準設	定後						
	観測数	平均	中央値	最小値	最大値	標準偏差	<i>t</i> 検定の <i>t</i> 値	MW検定のU値
減損計上企業	1,180	-0.0002	0.0013	-0.1861	0.3308	0.0340	1.4262	2.2189**
減損非計上企業	207	-0.0038	-0.0047	-0.1388	0.1528	0.0320		
								· = 0/ 1.25 +

\*\*: 5 %水準で有意

が一つの業績目標となり得ると考えられる。そのため、減損会計基準の設定後において、企業は資本コストを意識した利益調整行動をとる傾向が強くなると予測されるのであり、検証結果は当該インプリケーションと整合していたのである。このように、利益の計算構造と実証研究の接点を模索することは、日本会計研究学会・課題研究委員会(2010)で示されているように利益の計算構造に関する研究蓄積が多大であるわが国において、重要な意義を有していると考えられる。

なお、本稿の主眼が利益の計算構造と実証研究 の接点を模索することにある関係上、実証分析の 部分については改善の余地がある点、注意を要す る。まず、株主資本コストの推定について CAPM以外の方法でも検証する、裁量的会計発 生高の検証について他の方法でも検証するなどさ らなる頑健性チェックが必要であることが挙げら れる。減損会計基準設定前の期間について、対象 期間を増やすことでサンプル数を大規模化する必 要もあるように思われる。また、減損資産の測定 属性として正味売却価額のみを採用している企業 を分離することで、測定属性の相違から経営者の 利益調整行動が異なるか否かをより詳細に検討す ることも今後の課題として考えられる。さらに、 本稿で考慮していない他の要因が検証結果に与え ている可能性があることから、減損会計基準の設 定による企業の利益計算の解釈の変更の実態や資 本コストの意識の変化などについてアンケート調 **香やインタビュー調査で検証結果を補完する必要** もあろう。

《注》

1) 米国において、評価切り下げはSFAS 5 号を根拠として行われていた。具体的な認識・測定基準まで示していない SFAS 5 号を利用した利益調整行動を抑制するために、 SFAS121号が設定されたとする見解が一般的である。

- 2) この時期の先行研究は須田(2001)が詳しい。
- 3) 一方、数少ない実態開示仮説を検証したものにRees et al. (1996) があり、減損計上期に異常会計発生高が見られ、減損計上後に会計発生高の反転現象が生じなかったことから実態開示であったと結論付けている。
- 4) その他、裁量的な特別損益項目に焦点をあてた乙政 (1997) や特別損益の純額を価値損傷と捉えて分析した岡部 (1998a)、岡部 (1998b) も存在する。
- 5)本節の計算構造に関する議論は高橋 (2008b)をベースにしている。勝尾 (2000)、勝尾 (2002)、斎藤 (2001)、斎藤 (2013)、 米山 (2003)、米山 (2008)なども同様に資本財や減損に関する計算構造に関する詳細な議論がなされている。
- 6) 通常、 $\alpha$ は0< $\alpha$ <1の値をとると考えられる。なお、 $\alpha$  = 0のときは非償却を、 $\alpha$  = 1のときはいわゆる即時償却を意味する。また、価値減耗を市場価額の下落率で捉えた場合、市場価額の上昇によって $\alpha$ がマイナスになることもあり得る。
- 7) 制度上、資本財の価値減耗を予め固定する正規の減価償却 によった利益計算が行われるため、厳密にいえば、各期の 利益は主観のれんの実現分と期間的なズレが生じることと なる。議論の詳細は勝尾(2009)を参照されたい。
- 8)減損損失の認識の必要性をどのような観点から考えるのかについては、様々な見解があり得る。議論の詳細は高橋(2008b)を参照されたい。
- 9) 減損会計基準の適用指針第124~127項参照。
- 10) 川島 (2007) では、減損会計基準が導入された時期の実務 では正味売却価額の適用例が多いことを報告している。
- 11) Watts (1992) では、このことが収益認識において実現主 義が長年にわたり制度として機能している理由であると述 べられている。
- 12) 経営者の資本コストへの意識の変化をもたらした原因を、 単に割引計算をするという減損会計の技術的・表面的な側 面にとどめるのではなく、利益計算の解釈の議論にまで踏 み込んで経営者の意識の変化の原因を特定していることに 本稿の意義があると考えられる。
- 13) ここでの段階損益は、固定資産の処分が想定されていることから、営業外損益ないし特別損益が反映される経常利益ないし当期純利益になると考えられる。また、段階損益だけでなく、固定資産売却損益の金額自体が注目されることになるかもしれない。
- 14) そもそも減損会計基準の設定に関わらず、経営者に損失回 避の動機は存在すると考えられる。
- 15) 減損会計基準の設定によって、経営者が損失回避行動をと る可能性がより高くなるということはいえるかもしれない。
- 16) 仮説2について、利益計算の解釈の変更を経由しなくても 設定可能とも考えられる。例えば、減損損失を計上した場合、 その分収益性の悪化が投資家に伝達され、さらなるイメー ジ悪化を回避するために企業は利益調整を行う動機が強く なるというものが考えられる。しかしながら、本稿では利 益計算の解釈の変更の議論の結果出てくる資本コスト控除 後の営業利益に注目しており、この点に計算構造に関する

- 議論を行ったうえで当該仮説を導出した意義があると考えられる。
- 17) 一般的には減益や損失計上の回避、アナリスト予想達成のための利益調整行動が知られている。わが国のそのような利益調整行動を検証した代表的なものに首藤(2010)がある。
- 18) 分布アプローチに関する先行研究のレビューは奥村 (2004) が詳しい。
- 19)本稿では、減損会計基準の早期適用の時期を分析対象から除外するとともに、連結財務諸表が主体となった期間を分析対象としている。
- 20) 議論されている推定方法として、CAPM、Fama-French3 ファクターモデル、Carhart4ファクターモデル、インプラ イド資本コストなどが挙げられる。推定上の問題は久保田・ 竹原(2007)が詳しい。
- 21)本稿の計算結果は、リターンの計算として純収益率を用いたものである。対数収益率にもとづいてリターンを計算した場合も、本稿と同様の結果が得られている。
- 22) Ibbotson Associates の2006年の報告書によれば、1976年~2005年の30年間のマーケットリスクプレミアムは4.4%であり、長期的なマーケットリスクプレミアムの数値として一定の合理性があると考えられる。
- 23) 以下の分析では、分析対象期間 (2001年度~2002年度、 2005年度~20011年度) の期首時点の株主資本コストが用い られるため、2000年度~2001年度、2004年度~2010年度末 時点の株主資本コストの記述統計量が示されている。
- 24) 後述するように、減損会計基準設定前後で資本コスト控除 後の営業利益の分布に変化がみられたのに対し、資本コスト 上空除後の経常利益、当期純利益については減損会計基準 設定前後で一貫してゼロの付近で分布の不連続性が観察された。このことは、減損会計基準の設定によって経営者が 減損資産の業績評価と関係している営業利益段階で資本コ ストを意識した利益調整行動を行うようになったことを示 唆していると考えられ、本稿での減損会計の計算構造の議 論の内容と整合的である。
- 25) 株式時価総額は、3月末時点の株価を用いて計算している。 具体的には、3月末時点の終値×(発行済株式総数-自己 株式数)で計算している。
- 26) 筆者の知る限り、ヒストグラムの階級幅の設定方法に決定的なものはないようである。本稿では永田(1992)の方法に基づきヒストグラムの階級幅を計算した。その結果、ヒストグラムの階級幅は0.01としている。なお、階級幅を0.005とした場合も検証結果に大きな違いはなかった。
- 27)標準化差異の具体的な計算手続きは、Burgstahler and Dichev (1997) や首藤 (2000) を参照されたい。
- 28) Mann-WhitneyのU検定とWelchのt検定を行った。
- 29) ここでは会計発生高を当期純利益 営業キャッシュ・フローとして定義している。

#### 《参考文献》

- Burgstahler, D. and I. Dichev, 1997. Earnings Management to Avoid Earnings Decreases and Losses. Journal of Accounting and Economics 24, 99-126.
- Elliot, J. A. and W. H. Shaw, 1988. Write-Offs as Accounting Procedures to Manage Perceptions. Journal of Accounting Research 26 (Supplement), 91-119.
- Elliot, J. A. and J. D. Hanna, 1996. Repeated Accounting Write-off and the Information Content of Earnings. Journal of Accounting Research 34 (Supplement), 135-155.
- 遠藤美紀・白木俊彦,2007.「固定資産の減損会計―減損会計適 用の実態―」『南山経営研究』第22巻第1号,59-83.
- 榎本正博, 2007. 「減損会計基準の適用における利益マネジメント―早期適用企業を用いた分析―」『管理会計学』第15巻第10号, 41-56.
- 榎本正博, 2008. 「減損会計基準の適用時期の選択と経営者の会計行動に関する実証分析」『会計プログレス』第9号, 23-38.
- Francis, J., J. D. Hanna and L. Vincent, 1996. Causes and Effects of Discretionary Asset Write-Offs. Journal of Accounting Research 34 (Supplement), 117-134.
- Graham, J. R. and C. R. Harvey, 2001. The Theory and Practice of Corporate Finance: Evidence from the Field. Journal of Financial Economics 60 (2-3), 187-243.
- 砂川伸幸・杉浦秀徳・川北英隆, 2008. 『日本企業のコーポレートファイナンス』日本経済新聞出版社.
- 砂川伸幸・川北英隆・杉浦秀徳・佐藤淑子, 2013. 『経営戦略と コーポレートファイナンス』 日本経済新聞出版社.
- 勝尾裕子,2000. 「事業資産の評価における見積もりの改訂―費 用配分と減損処理―」『学習院大学経済論集』第37巻第2号, 135-150
- 勝尾裕子, 2002. 「実現概念と投資の回収可能性」『會計』161巻 1号 98-114
- 勝尾裕子, 2009. 「原価配分の必然性と自己創設のれん」『會計』 第175卷第5号, 83-97.
- 川島健司,2007. 「W-2 回収可能価額の測定に関する実証分析―平成17年3月期の減損会計・早期適用企業を中心に―」 齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社,188-301.
- 川島健司, 2011. 「(研究ノート) 固定資産の回収可能価額の測定に関する実態調査」『経営志林』第48巻第3号, 103-116.
- 木村晃久,2007. 「減損会計基準の早期適用による利益マネジメント―基準設定主体が早期適用期間を設けた趣旨は達成されたか―」『産業経理』第67巻第2号,122-128.
- 胡丹・車戸祐介, 2012. 「日本における減損会計に関する実証分析」『会計プログレス』第12号, 43-58.
- 久保田敬一・竹原均,2007.「加重平均資本コスト推定上の諸問題」『経営財務研究』第27卷第2号,2-25.
- 日本会計研究学会・課題研究委員会,2010. 『日本の財務会計研究の棚卸し―国際的な研究動向の変化の中で―』.
- 大日方隆・岡田隆子, 2008. 「減損計上企業の会計行動」『経済 学論集』第73巻第3号, 2-75.

- 太田浩司・斉藤哲朗・吉野貴晶・川井文哉, 2012. 「CAPM, Fama-French3ファクターモデル、Carhart4ファクターモデルによる資本コストの推定方法について」『関西大学商学論集』第57巻第2号, 1-24.
- 岡部孝好, 1998a.「価値損傷損失の会計と日本企業の裁量行動 (1)」『會計』第154巻第5号, 1-12.
- 岡部孝好, 1998b.「価値損傷損失の会計と日本企業の裁量行動 (2)」『會計』第154巻第6号, 110-120.
- 奥村雅史, 2004.「報告利益管理に関する実証研究の方法と課題 について」『早稲田商学』第400号, 263-282.
- 乙政正太, 1997.「日本企業の利益圧縮行動―ビッグバスの実証 分析に向けて―」『會計』第151巻第4号, 67-69.
- Rees, L., S. Gill and R. Gore, 1996. An Investigation of Asset Write-Downs and Concurrent Abnormal Accruals. Journal of Accounting Research 34 (Supplement), 157-169.
- Riedl, E. J., 2004. An Examination of Long-Lived Asset Impairments. Accounting Review 79 (3), 823-853.
- 斎藤静樹, 2001. 「会計上の評価と事業用資産の減損」『會計』 第159巻第4号, 13-27.
- 斎藤静樹編著, 2007. 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社.
- 斎藤静樹, 2013. 『会計基準の研究(増補改訂版)』中央経済社. 篠田朝也, 2007. 『会計の経済理論分析―会計とゲーム理論・ファイナンスの学際的研究―』滋賀大学経済学部研究叢書第44
- Strong, J. S. and J. R. Meyer, 1987. Asset Writedowns: Managerial Incentives and Security Returns. Journal of Finance 43 (3), 643-661.
- 須田一幸, 2001. 「減損会計の実務と情報内容」『会計プログレス』 第2号, 23-35.

- 首藤昭信, 2000. 「日本企業の利益調整行動」『産業経理』第60 券第1号, 128-139.
- 首藤昭信, 2010. 『日本企業の利益調整―理論と実証―』中央経 済社
- 高橋二朗,2008a. 「戦略的会計行動としての自発的ディスクロージャー―減損会計基準の設定前及び早期適用の事例分析―」 『京都大学経済学会院生モノグラフ』京都大学経済学会, No.200810161. 1-38,
- 高橋二朗,2008b.「減損会計の計算構造と機能に関する一考察 一考えられる会計処理と現行制度の比較を通して一」『經濟論 叢』第182券第5-6号,78-107.
- 高橋二朗, 2013. 「減損会計における経営者の裁量行動と経済的 帰結」『名古屋市立大学経済学会ディスカッションペーパー』 名古屋市立大学経済学会、No.572, 1-49.
- 徳前元信, 2006「減損会計に関するアンケート調査」『産業経理』、 第65巻第4号, 106-118.
- 辻 正雄, 2005. 「減損会計早々期・早期適用企業の財務分析」『企業会計』第57巻第4号, 4-11.
- 永田靖, 1992. 『入門統計解析法』日科技連出版社.
- 山本 卓, 2006. 「減損会計早期適用企業の財務的特性」『経済 科学論究』第3号, 53-65.
- 米山正樹, 2003. 『減損会計―配分と評価―(増補版)』森山書店. 米山正樹, 2008. 『会計基準の整合性分析―実証研究との接点を 求めて―』中央経済社.
- Watts, R. L., 1992. Accounting Choice Theory and Marketbased Research in Accounting. British Accounting Review 24 (3), 235–267.
- Zucca, L. J. and D. R. Campbell, 1992. A Closer Look at Discretionary Writedowns of Impaired Assets. Accounting Horizons 6 (3), 30-41.

## プロシーディングス

## のれんの換算会計処理に関する理論的一考察

A theoretical study of foreign currency translation accounting of goodwill

澤 井 康 毅(慶應義塾大学大学院商学研究科) Koki Sawai, Keio University

#### 論文要旨

本稿の目的は、換算会計処理後ののれん価額と為替換算調整勘定の意味を理論的に考察することである。一般的にのれんは原価ベースで測定され、換算会計処理の対象とする必要はない。しかし、投資の実態に着目すれば、のれんの測定値にはいくつかのパターンがあり、時価での測定や換算会計処理もありうる。換算後ののれん価額の意味を解釈するにあたり、為替相場を購買力平価説により定義した。これによりのれんの換算会計処理は資本維持会計の一環として捉えることができる。維持すべき資本額によって、為替換算調整勘定とのれん価額の解釈、そして最終的な評価損益の額が異なる。名目資本維持会計のもとでは、換算後ののれん価額は回収可能価額の一部を示し、為替換算調整勘定はその他包括利益となる。実質資本維持会計を意図するのであれば、換算後ののれん価額は修正原価となり、為替換算調整勘定は修正資本勘定となる。

#### Summary

This article focuses on the interpretation of converted value of goodwill and foreign currency translation adjustment. To interpret converted value of goodwill, I define foreign exchange rate by the theory of purchasing power parity. It helps to grasp foreign currency translation accounting as a part of inflation accounting. Difference of capital maintenance affects the interpretation of the objectives and final profit and loss. Under nominal capital maintenance system, converted value of goodwill is a part of current price and foreign currency translation adjustment is other comprehensive income. Under real capital maintenance system, converted value of goodwill is revised cost and foreign currency translation adjustment is revised capital.

### 1. はじめに

2009年、わが国の在外子会社に関する連結会計基準が改訂され<sup>1)</sup>、その要点は、のれんを換算会計処理の対象としたことにあった。従来、在外子会社の連結により新たに認識されたのれんは、企業結合時点の為替相場を適用した円価額で固定され事後測定が行われていた。しかし、改訂後の日本基準は、米国・国際会計基準に倣い、のれんを毎期末の為替相場で換算しなおすことを要求する。その論拠は、のれんは在外子会社に元々存在

する資産であり、その他の資産と同様に換算会計 処理を行うことが、在外子会社の財務比率の維持 に資するというものである。これにより、財務諸 表上に認識されるのれん価額は為替相場の影響を 受けることになったが、当該価額および併せて生 じる為替換算調整勘定の意味については明らかで ない。そこで、それらの意味を理論的に考察する ことが本稿の主題となる。

第2節では、のれんの換算会計処理がもたらす 財務的影響を概観する。まず、米国・国際会計基 準を用いて財務諸表を作成している国内企業を調

謝辞:黒川行治教授からは、常日頃よりご指導を賜っており、テーマ設定、内容に関して多くの御示唆を頂いた。ここに記して感謝申 し上げます。ただし、本論文の内容に関しては、すべて筆者の責任である。

連絡先:澤井 康毅 慶応義塾大学大学院商学研究科 後期博士課程 E-Mail:dencirdx@a6.keio.jp 査し、のれんの期中変動総額中に占める為替換算調整勘定が相当程度存在することを示す。また、米国・国際会計基準、改訂前日本基準、改訂後日本基準が要求する会計処理が、のれんに関する項目の測定値をどのように異ならしめるかを設例とともに明らかにする。続く第3節では、のれんを換算会計処理の対象とする妥当性を、理論的に考察する。のれんの一般的性質、投資の実態からのれんの測定をみる。そして、提示したいくつかの測定値の意味を、購買力平価説や資本維持会計の視点を用い明らかにする。換算会計処理により生じる為替換算調整勘定や、減損損失額の意味についても併せて考察する。第4節ではのれんの測定および為替換算調整勘定の認識方法について言及し、第5節では要約と結論を述べる。

## 2. のれんの換算会計処理を研究対象と する財務的意義

# 2.1. のれんの換算会計処理がもたらす財務的影響額に関する実態調査

まずは、のれんの換算会計処理が財務諸表に与えた影響を実態調査により示す。具体的には、米国基準、国際会計基準を用いて財務諸表を作成する国内企業の開示状況を調査する。両会計基準を採る企業を調査対象とする理由は、日本基準を採る企業に比して、のれんの期中変動要因の内訳に関する開示が充実しているためである。また、これらの企業は日本基準が改訂される2009年より前からのれんの換算会計処理を導入している<sup>2)</sup>ため、利用可能なデータが多い。

2008年度から2012年度までの、のれんの期中変動要因に占める為替の影響を数値で示したものが表1である。過去5年間にわたり、のれんの変動額およびのれんにかかる為替換算調整勘定を把握できる企業は19社であり、これは2012年度末

までに米国基準ないしは国際会計基準を採る企業 全37社の約半数となっている<sup>3)</sup>。

表1を見ればわかるように、のれんの為替換算調整勘定がのれんの期中変動総額に占める割合は相当程度に上る。中には、為替相場だけがのれんの変動要因となっている企業もある。特に、ここ数年間は、東日本大震災を契機とした急激な円高、日本銀行主導の金融緩和による円安を経験しており、それに応じてのれんにかかる為替換算調整勘定も大きく変動している。のれんを換算会計処理の対象とするか否かで、のれんの価額は大きく異なるといえる。

#### 2.2. 各会計基準が要求するのれん価額の比較

次に、日本基準と米国基準および国際会計基準に則ってのれんの会計処理を行った場合、のれんに関する項目の測定値にどれほどの差異が出るかを確認する。各会計基準が要求するのれん価額を、設例により示す。

設例 - 各会計基準が要求するのれんに関する測 定値 -

#### 前提条件

- ・2011年4月1日、日本企業P社は米国企業S 社が発行する株式の100%を取得した。
- ・買収時点の為替相場は80円/\$であり、のれんの当初認識価額は8,000円(\$100)であった。
- ・2013年3月31日に減損の認識が必要となり、 減損時点におけるのれんの公正価値<sup>4)</sup>は\$30 (3,000円)であった<sup>5)</sup>。
- ・規則的償却を行う場合には10年でのれんを償却する。
- ・2012年3月31日、2013年3月31日の為替相場 はそれぞれ90円/\$、100円/\$とする。

耒 1	のれんの期中変動総額中に占める為替換算調整勘定の割合	(絶対値)
42 1	- リメルルリカマタ 判験物中に口は分詞自治兵訓走がルリョロ	

	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度
小松製作所	41.25%	23.32%	332.13%	19.03%	73.08%
日立製作所	25.61%	11.77%	54.62%	6.93%	36,20%
東芝	41.97%	2.39%	77.40%	306.64%	137.61%
日本電産	21.19%	14.60%	13.82%	69.51%	1527.61%
オムロン	72.80%	0.92%	2266.67%	21.16%	7.96%
ソニー	78.77%	3.68%	57.52%	166.40%	11.86%
TDK	60.67%	149.70%	100.00%	88.18%	16.89%
京セラ	30.52%	6.23%	101.45%	65.36%	1.88%
キヤノン	91.87%	9.77%	0.00%	6.10%	182,52%
リコー	93.82%	20.63%	101.05%	278.15%	5.68%
日本電信電話	86.83%	53,72%	5.09%	4.27 %	76.14%
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	23.93%	238.51%	43.72%	0.57 %	95.03%
コナミ	100.00%	100.00%	257.89%	100.00%	100.00%
伊藤忠商事	108.03%	0.67%	44.86%	5.94%	58,36%
丸紅	11.22%	141.63%	52.11%	0.12%	0.50%
三井物産	27.08%	31.52%	35.64%	9.30%	39.84%
野村ホールディングス	4087.02%	28.52%	75.83%	38.04%	72,21%
オリックス	15.68%	294.12%	22.59%	85.38%	168,21%
住友商事	65.53%	19.19%	38.33%	49.00%	191.80%
平均	267.57%	60.57%	204.48%	69.48%	147.55%
中央値	60.67%	20.63%	56.07%	38.04%	72.21%

#### 表2 2012年3月31日ののれん価額と期中仕訳

米国・国際会計基準	改訂前日本基準	改訂後日本基準		
期末のれん価額 \$100×90円/\$=9,000円	期末のれん価額 8,000円 - 8,000円×(1/10) = <b>7,200</b> 円	期末のれん価額 \$100-\$100×(1/10)=\$90 \$90×90円/\$=8,100円		
仕訳 (借方) (貸方) のれん 1,000/ 為替換算調整勘定 1,000	仕訳 (借方) (貸方) のれん償却費 800/のれん 800	仕訳 (借方) (貸方) のれん償却費 900/のれん 800 為替換算調整勘定 100 のれん 900/ 為替換算調整勘定 900		

米国・国際会計基準は、規則的償却を行わず、減損会計処理のみによる事後測定が行われる。したがって、期末において、当初認識価額の\$100にその時点の為替相場を乗じてのれん価額を算出する。改訂前の日本基準は、規則的償却を行うが、期末時における換算会計処理が必要ないため、当

初認識価額の8,000円から期中償却額800円を差し 引いて期末のれん価額とする。対して、改訂後の 日本基準は、規則的償却を行う点は改訂前と同様 であるが、期中償却額と期末価額に対して換算会 計処理を要求する点で異なる。外貨建の期中償却 額と期末のれん価額に、期末時点の為替相場を乗

米国・国際会計基準	Į.	改訂前日本基準	改訂後日本基準		
減損損失額 \$100 - \$30 = \$70 \$70×100円/\$ = <b>7,000</b> 円		減損損失額 {7,200円 - 8,000円 × (1/10)} - 3,000 円 = 3,400円	減損損失額  \$90-\$100×(1/10)}-\$30=\$50 \$50×100円/\$= <b>5,000</b> 円		
仕訳 (借方) (貸方) のれん 1,000/ 為替換算調整勘定 のれん減損損失 7,000/ のれん	1,000 7,000	仕訳 (借方) (貸方) のれん償却費 800/のれん 800 のれん減損損失 3,400/ のれん 3,400	仕訳 (借方) (貸方) のれん償却費 1,000/のれん 800 為替換算調整勘定 200 のれん 700/ 為替換算調整勘定 700 のれん減損損失 5,000/		

表3 2013年3月31日ののれん減損損失額と期中仕訳

じることで<sup>6)</sup>、それぞれの円建価額を算出している。

米国・国際会計基準は、規則的償却を行わないため、当初認識価額の\$100を減損前帳簿価額として、減損後の公正価値\$30と比べている。差額の\$70が、減損損失額であり、減損時点の為替相場を乗じることで円建の測定値を算出することができる。改訂前の日本基準は、当初認識価額8,000円から2期間分の償却費を差し引いた6,400円を減損前の帳簿価額とし、減損後の公正価値3,000円との差額を減損損失額としている。改訂後の日本基準は、当初認識価額\$100から2期間分の償却費を差し引いた\$80を減損前帳簿価額とし、減損後の公正価值\$30と比べる。\$50の外貨建減損損失額は、その時点の為替相場を乗じることで、円建の測定値となる。

このように、各会計基準に則して会計処理を行った結果認識されるのれんの測定値は相当に異なる。特に、日本基準の改訂前後におけるのれん減損損失額の相違は興味深い。その原因は、のれんを換算するか否かで、円建の償却原価額(減損前の帳簿価額)が変わってしまうことにある。のれんが為替リスクを負わない場合に換算会計処理を強制すれば、減損損失額の中に為替の影響が混入し、収益力の低下を適切に表すことはできない。

本節で示した財務的影響に鑑みても、のれんの 換算会計処理を研究対象とする意義はあると考え る。

## 3. のれん<sup>7)</sup>の測定属性と換算会計処理 の理論的検討

# 3.1. のれんの性質に照らしたのれんの測定属性 と換算会計処理

第2節では、のれんを換算会計処理することによる財務的影響の大きさを示した。円高下では、のれん価額は減少し、円安になればその価額は増加する。為替の影響を織り込んだ測定値、織り込まない測定値、いずれがのれんの本質を表しているのかを検討する必要がある。のれんは、そもそも、為替リスクを負う資産なのかが問われる。為替リスクがないにも関わらず、のれんに関して為替換算調整勘定を認識することは、不必要にのれん価額と包括利益を増減させることになる。

為替リスクに曝されているのは、資産そのものというよりも将来回収されるキャッシュ・フローである。このように解釈すれば、為替の影響を測定値に織り込む必要のある財務諸表項目は、将来キャッシュ・フローの大きさを測定属性とするものである。具体的には時価(割引現在価値または

市場価格)で測定される財務諸表項目であり、売 却益や評価益を得ることを目的として保有される 金融資産がそれに当たる。容易に売却可能な市場 が存在し、市場価格の客観的把握も比較的容易で あるため、一部の金融資産には、将来キャッシュ・ フローの大きさを表す時価が付される。しかし、 買収により認識される買入のれん価額は、将来キ ャッシュ・フローの大きさを示してはいない。買 入のれんの当初認識価額は、取得対価と被取得企 業の純資産時価の差額として測定する。自己創設 のれんと異なり取得対価を伴っているため、取得 原価主義の観点から認識が許容されている。した がって、当初認識以降ののれん価額は、将来キャ ッシュ・フローを回収するまで資本に拘束される 投下資本額の一部をなす。のれんの発生源である その他の事業資産とともに、有限の期間にわたり 費消され、収益獲得に貢献する。けっして、将来 キャッシュ・フローそのものの価額、すなわち時 価を示しているわけではない。このようにのれん は、自身から期待される超過収益が実現するまで 原価評価されるのが一般的であるため、為替相場 の変動をのれんの測定値に織り込む必要はない。

ところが、のれんが為替リスクに曝される場合 も投資の実態によってはありえるのではないかと 疑問がわいた。そこで以下では投資の実態に着目 して、のれんの測定属性、換算会計処理を論じる。

# 3.2. 投資の実態に照らしたのれんの測定属性と 換算会計処理

投資の実態とは、まず第1に、取得企業がいかなる意図をもって在外子会社への投資を行ったかである。そして第2に、買収が円貨と外貨のいずれにより行われたかである。買収目的によりのれんの測定属性が決まり、買収通貨のいかんによりのれんの換算会計処理の必要性が決まる。順にみていこう。

#### 3.2.1. 投資の目的

まずは、実質的な事業投資にあたる買収から述べる。取得企業は、被取得企業の資本を実質的に支配し、経営にも干渉する。目的は、連結企業集団全体の企業価値を最大化することであり、事前に見込んだ結合シナジー<sup>8)</sup>の実現である。取得企業は、長期的な視点からグループ経営を企図しており、短期的な配当や子会社株式売却益を得ることを主眼に置いていない。したがって、結合シナジーを含むのれんは、将来超過収益を回収するまで資本に拘束されるため、原価による測定が適当となる。のれんの規則的償却を行う日本基準は、実質的事業投資を想定したものと解釈できる。

次に、実質的金融投資に該当する買収は、形式的には資本を支配しながらも被取得企業の経営には介入せず、もっぱら子会社株式の保有から得られる配当や株式売却益を期待するものである。取得企業と被取得企業の間に、取得を契機とした結合シナジーは生じず、被取得企業が利益を生まなくなれば適時売却することも厭わない点において金融投資といえる。この場合、有用な情報は、被取得企業の企業価値そのものとすれば、のれんは時価で測定される。米国基準および国際会計基準は、のれんの規則的償却を否認し、減損会計処理のみによる事後測定を行っている。これは、自己創設のれんの認識をもたらし、のれんの時価を測定するものと一面では解釈できる。

また、企業結合時点で見込んだ超過収益力が低下する局面、すなわちのれんの減損損失時には子会社への再投資<sup>9)</sup>が行われていると解することができる。このとき、減損後の帳簿価額は、減損認識時点におけるのれんの時価となる。

投資の目的とのれんの測定属性の関係を要約すれば、事業投資に該当する買収では、のれんは原価評価され、金融投資に該当する買収および減損時の子会社への再投資では、のれんは時価評価さ

買収通貨 投資の目的	円貨による買収	外貨による買収
事業投資	(i)円貨による原価評価	(ii) 外貨による原価評価 決算日レートによる換算
金融投資 減損時の再投資	(iii)円貨による時価評価	(iv) 外貨による時価評価 決算日レートによる換算

表4 投資実態とのれんの測定属性、換算会計処理の関係

れる。

#### 3.2.2. 買収通貨の選択

円貨による買収とは、取得企業が買収資金を円 貨で調達することを指す。具体的には、円建の手 元資金、円建の借入、社債および株式発行により 調達した資金を外貨に変換して取得対価に当てる ことである。また、返済額について為替予約を付 した外貨建借入により買収資金を調達する場合 も、円貨による買収に該当すると考える。これら の場合、投下資本の回収は円貨を基準に考えるは ずである。当初認識価額は円貨ベースで表され、 原価評価の対象となる資産は、その当初認識価額 を事後に費用配分する。資産が、事後に再評価の 対象となっても、円貨による投資が継続している と擬制すれば、円貨ベースによる再評価が適当で ある。

他方、外貨による買収とは、取得企業が買収資金を外貨で調達することを指す。具体的には、外貨建の手元資金、外貨建の借入、社債および株式発行により調達した資金を取得対価に当てることである。この場合、取得時点における資産の外貨価額が、将来回収すべき投下資本額である。外貨価額が要回収原価であるとすれば、為替相場によって円建の要回収額は変動する。これは、円貨でみたのれんの要回収額が為替リスクに曝されているものと解釈でき、原価評価を行う資産に対しても毎期末の換算会計処理が適用される。事後に再評価を行う場合にも、外貨による投資の継続を擬制して時価を算出し、それを円貨へと換算するこ

とになる。なお、財の測定が外貨で終了している と考えれば、換算ではなく再測定も考えられるが、 多通貨会計ではなく円貨による連結財務諸表の作 成を目的としている限り、換算を行うことが為替 リスクを表すことになる。

以上、投資の実態を、実質的な投資目的と買収 通貨により定義し、それぞれに整合するのれんの 測定属性と換算会計処理方法を述べた。これらを まとめると、以下の表4のようになる。

次の項では、これらの測定値の意味を考察する。なお、(iii)円貨による時価評価額と、(iv)外貨による時価評価額を決算日レートで換算した円価額を等しいものとし、(i)~(iii)を考察対象とする。

#### 3.3. 購買力平価説からみる各測定値

前項で示した、のれんに関する各測定値((i) ~ (iii))の意味を知るためには、換算会計処理の構造を理解することが必要である。本稿では、購買力平価が為替相場を決めるものと考え、換算会計処理を分析していく。むろん、為替相場を決定する要因としては、貨幣購買力以外にも金利や経常収支、投資家の心理等といったファンダメンタルズが存在するが、今回は貨幣購買力のみで為替相場を定義し、会計的考察を行う。まずは、購買力平価説について簡記する。

#### 3.3.1. 購買力平価説とは

購買力平価説<sup>10)</sup> は、一物一価の前提のもと、 2 国間の貨幣購買力の比によって為替相場が決ま

るとする説である。現実的には、中長期的な為替 相場の趨勢を説明することができる。ある時点t (取得日とする) の絶対的購買力平価は、t時点の 国内一般物価を、同じく†時点の国外一般物価で 除した値として表される(1式)。

$$E_t = \frac{Pt}{Pt*} \tag{1}$$

Et: t時点の絶対的購買力平価(円/\$)

P<sub>t</sub>: t 時点の国内一般物価(円)

P,\*:t時点の国外一般物価(\$)

そして、t+1時点(決算日とする)の購買力平 価は、t時点の絶対的購買力平価に相対的一般物 価変動率(t時点からt+1時点までの国内一般物 価変動率を同期間の国外一般物価変動率で除した もの)を乗じたものとして相対的に表される(2 式)。

$$E_{t+I} = E_t \times \frac{1+\pi}{1+\pi^*} \tag{2}$$

π: t 時点から t+1 時点までの国内一般物価変動率 π\*: t 時点から t+1 時点までの国外一般物価変動率

購買力平価説に関する以上の基本的な数式を念 頭に置いて、先述の3つの測定値((i)~(iii)) を数式によって示したい。なお、t時点ののれん の国外個別物価を表す変数として $S_t$ \*を、そして t時点からt+1時点までののれんの国外個別物価 変動率を表す変数として s\*を置く。

S.\*: t 時点の国外個別物価

s\*: t時点からt+1時点までの国外個別物価変動率 3.3.2. 購買力平価説による各測定値の数式化

いま定義した変数および式を用いて、検討対象 である測定値((i)~(iii)) を表せば、以下の ようになる。

(i) 円貨による原価評価額(t時点で支払った (i) 円貨による原価評価額を取得原価とすれ

円価額)

$$S_t^* \times E_t$$
 (3)

(ii) 外貨による原価評価額を決算日レートによ り換算した価額

> (t時点で支払った外貨価額にt+1時点の為 替相場を乗じた価額)

$$S_{t}^{*} \times E_{t+l} = S_{t}^{*} \times E_{t} \times \frac{1+\pi}{1+\pi*}$$

$$= [S_{t}^{*} \times E_{t}] + [S_{t}^{*} \times E_{t} \times (\frac{1+\pi}{1+\pi*} - 1)]$$

$$(4)$$

(iii) 円貨による時価評価額

= 外貨による時価評価額を決算日レート により換算した価額

(t+1時点ののれんの国外個別物価にt+1時 点の為替相場を乗じた価額)

$$S_{t+l}^{*} \times E_{t+l} = S_{t+l}^{*} \times E_{t} \times \frac{1+\pi}{1+\pi*}$$

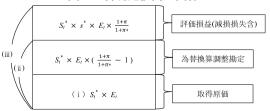
$$= S_{t}^{*} \times (1+s^{*}) \times E_{t} \times \frac{1+\pi}{1+\pi*}$$

$$= [S_{t}^{*} \times E_{t}] + [S_{t}^{*} \times E_{t} \times (\frac{1+\pi}{1+\pi*} - 1)]$$

 $+ [S_t^* \times s^* \times E_t \times \frac{1+\pi}{1+\pi *}]$ (5)

そして、これら各測定値の関係を図示すると、以 下のようになる。

各測定値間の関係



ば、(ii)外貨による原価評価額を決算日レート により換算した価額との差額が為替調整勘定とな る。さらに、(ii)と(iii)外貨による時価評価 額を決算日レートにより換算した価額すなわち測 定時点で在外子会社を清算するとしたら実現する 時価との差額が、評価損益として認識される。本 稿で主眼に置いているのは、(ii)の測定値および、 併せて生じる為替換算調整勘定の意味を明らかに することである。数式化したように、(ii)は、 取得原価に $\frac{1+\pi}{1+\pi}$ を乗じることで導出される。 $\frac{1+\pi}{1+\pi}$ は、国外との比較でみた相対的国内一般物価変動 率である。一般物価変動の影響を測定に加味して いる点で、これは実質資本維持会計の一環である 可能性がある。そうであるならば、為替換算調整 勘定の解釈の仕方によってのれん価額の意味が異 なる。

そこで項をあらため、資本維持会計の思考を用いて、(ii)の測定値と為替換算調整勘定の性格を論じてみたい。

## 3.4. 資本維持会計からみるのれん価額と為替換 算調整勘定の意味

外貨による原価評価額を決算日レートで換算したことにより生じる為替換算調整勘定の性格は、維持すべき資本額に影響される。資本維持会計は、根本的には損益計算に関わる問題であり、維持すべき資本額を超えて生じる余剰を利益として認識する。この項では、維持すべき資本額によって、為替換算調整勘定の性格が変わることを示したい。測定単位を貨幣に限定したとき、のれんに関

して決算日に維持すべき資本額のパターンは以下 の4つになる。

a.は取得原価に等しく、b.は外貨による原価評 価額を決算日レートにより換算したものに等し い。a.を維持すべき資本額とした時、換算により 生じる為替換算調整勘定は、将来実現する損益で ある。減損認識時の減損損失額あるいは在外子会 社清算時の売却損益額にいずれ含まれることにな る。他方、b.を維持すべき資本額とした時、換算 により生じる為替換算調整勘定は、将来実現する 損益とはならない。名目投下資本額と為替換算調 整勘定額の合計を超えて生じた余剰が、初めて利 益として認識される。すなわち、為替換算調整勘 定は、修正資本勘定となり、減損損失額や在外子 会社株式売却損益額に将来的にも含まれることは ない。ただし、この時適用されるインフレ修正係 数は、 $\frac{1+\pi}{1+\pi*}$ であって、実質資本維持を企図する 時に用いられる $(1+\pi)$ ではない。しかし、  $\pi^* = 0$ という限界的な状況下では、b.の資本額 を維持することはこの実質投下資本額を維持する ことに等しい(規則的償却を行っている場合、既 に費消した部分に対応する資産から生じる為替換 算調整勘定も合わせて資本修正とすることで、目 的の資本維持が達成される)。換算を行うことで 生じる為替換算調整勘定が、将来配当可能な利益 ではなく修正資本勘定であるとすれば、換算会計 処理を実質資本維持会計の一環として捉えること ができる。その場合、換算後ののれん価額は、修 正原価を表すことになる。

表5 のれんに関して決算日に維持すべき資本額のパターン

名目貨幣資本維持	a.名目投下資本額 $S_t^* \times E_t$	b.外貨建名目投下資本額×CR $S_t^* \times E_t \times \frac{1+\pi}{1+\pi^*}$
実質貨幣資本維持 ※ c と d は等しい	c.実質投下資本額 $S_t^* \times E_t \times (1+\pi)$	d.外貨建実質投下資本額×CR $S_t^* \times (1 + \pi *) \times E_t \times \frac{1+\pi}{1+\pi *}$

#### 3.5. 維持すべき資本額を決定する要因

維持すべき資本額によって、為替換算調整勘定 は将来実現損益あるいは修正資本となる。それで は、維持すべき資本額はいかなる要因により決ま るのだろうか。それは、既に論じた在外子会社を 買収した通貨によるものと考える。具体的には、 買収資金が円貨により調達されれば円貨による投 資がなされたものとし、買収資金が外貨により調 達されれば外貨による投資がなされたものとし た。円貨により在外子会社を買収した場合には、 名目投下資本額を維持し、それを超えて生じた余 剰を利益とする。すわなち為替換算調整勘定は現 行の会計基準と同様にその他包括利益となる。対 して、外貨により在外子会社を買収した場合には、 外貨建名目投下資本額に決算日レートを乗じた額 を超えた額が利益となる。したがって、毎期末の 換算会計処理により生じる為替換算調整勘定は修 正資本となる。

#### 3.6. 小括

換算会計処理を資本維持会計の視点から捉え、 維持すべき資本額とのれん価額、為替換算調整勘 定の関係をまとめたものが以下の表6となる。

# 4. のれんの測定および為替換算調整勘 定の認識方法に関する考察

これまでの考察を受けて、在外子会社の取得に 伴い認識されるのれんの測定および為替換算調整 勘定の認識方法について言及したい。要点は2つ あり、順に述べる。

#### 4.1. 為替換算会計処理を排したのれんの測定

在外子会社への投資を円貨により行っている場合、すわなち、維持すべき資本額は取得時に支払った円価額となる場合には、本来的にのれんの換算会計処理は不要である。表6で示したように、当該状況下において換算会計処理を行った結果生じる為替換算調整勘定は、在外子会社清算時に実現する将来利益である。換算後ののれん価額は、時価評価額とも言えない回収可能価額の一部を表している。事務処理コストをかけてまで、時価とも言えない価額を認識し、さらに将来利益を先取りする必要はない。これは、のれんや事業資産を回収可能価額で評価することは、投資家の意思決定有用性に資さないという主張と軌を一にする。米国・国際会計基準および改訂後日本基準はいずれも、在外子会社の清算時には為替換算調整勘定

表6 維持すべき資本額とのれん価額、為替換算調整勘定の関係

	のれん価額の意味	為替換算調整勘定の意味
名目投下資本額を維持 (円貨で買収を行ったとする 場合)	換算を行わない場合、償却原 価を示す (改訂前日本基準) 換算を行う場合、回収可能な 価額の一部を示す (米国・国 際会計基準、改訂後日本基準)	為替換算調整勘定(貸方)は、 維持すべき資本額を超えて生 じた余剰であり、将来配当可 能な利益の性格を持つ 後に減損損失額、在外子会社 株式売却損益額に含まれる
外貨建名目投下資本額を決算 日レートで換算した額を維持 (外貨で買収を行ったとする 場合)	換算を行わない場合はない (行うことで外貨建名目投下 資本額×CRを維持できる) 換算を行ったのれん価額は、 修正原価を示す	為替換算調整勘定は、資本修 正の性格を持つ 後に減損損失額、在外子会社 株式売却損益額には含まれない

を取り崩し、損益勘定に振り替えている。名目投 下資本額の維持が目的とされている以上、改訂前 日本基準のように、在外子会社の取得に伴い生ず るのれんを換算会計処理の対象とする必要はな い。また、換算会計処理を行わない償却原価を基 準として超過収益力の低下を測った減損損失額 が、目的適合的な情報になると考える。これによ って、取得原価主義会計に則った一般的な会計処 理との整合性が保たれる。

#### 4.2. 為替換算調整勘定の性質に応じた科目認識

維持すべき資本額によって、為替換算調整勘定 の性格は異なる。名目投下資本額を維持する場合 に生じた為替換算調整勘定は、将来実現する利益 であるから、その他包括利益として認識すること が望ましい。対照的に、外貨建名目投下資本額を 維持する場合に生じる為替換算調整勘定は、修正 資本であるため、株主資本の区分に認識すること が適当である。また、修正資本とされた為替換算 調整勘定は、在外子会社清算後も損益勘定へは振 り替えず資本として残存することになる。在外子 会社の清算後は、当該在外子会社に関する連結会 計処理を行わないため、修正資本は親会社の個別 財務諸表上で認識される。先述のように、これは 実質資本維持会計に当たる。会計処理の整合性を 考えるのであれば、親会社個別財務諸表上におい ても常時実質資本維持会計を行う必要がある。

#### 5. 要約と結論

まず、本稿の目的は、換算会計処理の対象となったのれんの価額と、為替換算調整勘定の意味を理論的に考察することであった。一般的性質に照らせば、のれんは原価ベースで測定され、換算会計処理の対象とする必然性はない。しかし、投資の実態に着目すれば、のれんの測定値にはいくつ

かのパターンがあり、時価での測定や換算会計処 理もありうる。そして、表4に示した3つの測定 値の意味を知るために、為替相場を購買力平価の 観点から定義した。これによって、のれんの換算 会計処理は、実質資本維持会計の一環として捉え ることが可能となる。維持すべき資本額によって、 為替換算調整勘定の性格および換算後ののれん価 額の解釈、最終的な評価損益の額が異なる。その 違いは表6に示した通りである。ここまでの考察 から導かれる結論は2つである。まず1つ目は、 名目資本維持会計を貫徹するならば、のれんの換 算会計処理は必要ないということである。実際、 各会計基準は名目資本維持会計を志向している。 換算会計処理を排したのれん価額と、それを基準 に測定した減損損失額を認識することが、目的適 合的な情報提供に資する。そして、換算会計処理 を実質資本維持会計の一環と理解したとき、すな わち在外子会社は外貨により取得され維持すべき 資本は外貨建名目投下資本額に決算日レートを乗 じた額とするとき、為替換算調整勘定は修正資本 となる。在外子会社清算後も修正資本は親会社個 別財務諸表に引き継がれる。究極的には、親会社 個別財務諸表上において実質資本維持会計を常時 行うことが整合的である。物価変動という経済事 象に対応するために議論されてきた、実質資本維 持会計の導入が、もう1つの結論となった。

《注》

- 1) 具体的な会計処理については、日本公認会計士協会 (2012) 「会計制度委員会報告第4号 外貨建取引等の会計処理に関 する実務指針」を参照。背景理論については、企業会計基 準委員会 (2007), 76-79項を参照。
- 2) IASB (2003), BC. 26-32. 参照。
- 3) 住友商事と丸紅は、それぞれ2010年度、2013年度に米国会 計基準から国際会計基準へ移行している。この2社以外は 全て米国会計基準適用会社である。

表1に記載しなかった米国基準採用企業は、ワコールHD、 日本ハム、富士フィルムHD、マキタ、三菱電機、パナソニ ック、村田製作所、トヨタ自動車、本田技研工業、インターネットイニシアティブ、ジュピターテレコム、三菱商事、 クボタ、アドバンテスト。

同じく国際会計基準採用企業は、HOYA、日本板硝子、日本たばこ産業、日本電波工業。

- 4) 以下では、公正価値と時価は同じ意味で用いている。
- 5)のれんの公正価値を直接見積もる手続きは、米国基準 (FASB(2001))のみで実施されている。しかし、ここでは、 のれんの測定のみを問題とするため、のれんの公正価値を 便宜的に措いた。
- 6)期中償却額は、原則として期中平均レートにより換算するが、本設例では簡便化の目的で決算日レートによる換算を行っている。
- 7)本稿ではのれんを、「資産同士の有機的結合により生じる、 将来超過収益の源泉となる識別不能な無形の資産」と定義 する。
- 8) 企業結合により新たに生じる超過収益力であり、具体例と しては、経営効率化による費用削減能力(コストシナジー)、 販売チャネルの共同活用による売上拡大能力(販売シナジー)、信用力改善等による資本コストの低下(財務シナジー) 等を挙げることができる。
- 9)「減損の対象となる資産を売却せずに保有し続けるという意思決定は、経済的にはその資産への再投資と同等である。

そのため、減損対象資産は公正価値で測定されるべきである。」という FASB (1995), para. 69の記述を参照。

10) 岩本 (2012) を参照。

#### 《参考文献》

Financial Accounting Standards Board, 1995. Statement of Financial Accounting Standards No.121, Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of, FASB.

Financial Accounting Standards Board, 2001. Statement of Financial Accounting Standards No.142, Goodwill and Other Intangible Assets. FASB.

International Accounting Standards Board, 2003. International Accounting Standard 21 (revised 2003), The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, IASB.

岩本武和, 2012. 『国際経済学 国際金融論』、ミネルヴァ書房. 加古官士, 1994. 『物価変動会計論』、中央経済社.

企業会計基準委員会, 2007. 『企業結合会計の見直しに関する論 点の整理』, 財務会計基準機構.

日本公認会計士協会, 2012. 『会計監査六法』、日本公認会計士 協会出版局.

## プロシーディングス

## 売上債権の増減、仕入債務の増減、たな卸資産 の増減と支払能力の関係についての一考察

A Study on the relationship between balance sheet item changes and solvency.

古 山 徹(日経メディアマーケティング㈱)
Tohru Furuyama, NIKKEI MEDIA MARKETING, INC.

#### 論文要旨

営業活動からのキャッシュ・フロー (CFO) の重要な構成要素として売上債権の増減 ( $\triangle$ R)、仕入債務の増減 ( $\triangle$ P)、たな卸資産の増減 ( $\triangle$ I) がある。本稿では、 $\triangle$ R、 $\triangle$ P、 $\triangle$ Iをそれぞれ $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I1、 $\triangle$ I2などの要素に分解し、それぞれの要素の大きさの比較、それぞれの要素とCFOとの関係などの確認を行った。その結果、 $\triangle$ R1よりも $\triangle$ R2、 $\triangle$ P1よりも $\triangle$ P2、 $\triangle$ I1よりも $\triangle$ I2の値が大きいことがわかった。また、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I2のCFOへの影響力は $\triangle$ R1、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ I1よりも大きいことが確認された。 $\triangle$ R、 $\triangle$ P、 $\triangle$ Iの評価においては、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I2に注目してみていくことが必要であろう。

#### Summary

In this study, I focus on components of the CFO such as Increase in accounts receivable (delta R), increase in accounts payable (delta P) and increase in inventories (delta I). These items are divided into two parts. For example, Increase in accounts receivable is divided into delta R1 and delta R2. I investigated the relation between delta R and delta R2, delta P and delta P2, delta I and delta I2. And I found change of delta R is depends on delta R2, change of delta P is depend on delta P2, and change of delta I is depend on delta I2. Hence, when we evaluate delta R, delta P and delta I, we have to focus on delta R2, delta P2 and delta I2.

## 1. 問題意識と目的

キャッシュ・フロー計算書が支払能力についての情報を含むものであることは、多くの先行研究によって示されているところである。なかでも、営業活動からのキャッシュ・フロー(以下CFOと略す)が、支払能力を見る上でもっとも重要な指標と言われている。したがって、CFOの値がプラスであるか、マイナスであるかによって支払能力の評価は大きく異なってくる。

このようなCFOの重要な構成要素として売上 債権の増減、仕入債務の増減、たな卸資産の増減 がある。売上債権の増減、仕入債務の増減、たな 卸資産の増減は、値の大きさから見てそれなりの大きさのものであってCFOの値に少なからぬ影響を及ぼしているものと考えることができる。それゆえ、売上債権の増減、仕入債務の増減、たな卸資産の増減の値をある程度コントロールできるのであれば、それによってCFOの値をコントロールでき、延いてはCFOによって示される支払能力の良し悪しをコントロールすることができる。

「利益は意見、キャッシュ・フローは事実」という言葉で示されるように、利益の値は操作可能だが、キャッシュ・フローの値は操作できない、あるいは操作しにくいものだと言われている。売

連絡先: 古山 徹 〒351-0012 埼玉県朝霞市栄町3-6-34-1001 日経メディアマーケティング(株) 電話・FAX: 048-451-6071 E-Mail: furuyama@nikkeimm.co.jp 上高と売上収入は原因と結果の関係にあるが、売上債権の増減は売上収入の一部であるから、売上債権の増減は売上高を原因として発生する現金収入の一部を示している。同様に仕入高と仕入代支出も原因と結果の関係にあるが、仕入債務の増減は仕入代支出の一部であるから仕入債務の増減は仕入高を原因として発生する現金支出の一部を示している。結果である売上債権の増減や仕入債務の増減は事実であるから操作が入る余地はないと考えるのが一般的であるかもしれない。しかしながら果たして本当にそうだろうか。

売上債権の増減は売上高の増減に連動する部分 と売上高の増減に連動しない部分に、仕入債務の 増減は仕入高の増減に連動する部分と仕入高の増 減に連動しない部分に、たな卸資産の増減は売上 原価に連動する部分と売上原価の増減に連動しな い部分に分解することができる。売上債権の増減 のうち売上高の増加に連動しない部分、仕入債務 の増減のうち仕入高に連動しない部分、たな卸資 産の増減のうち売上原価に連動しない部分に関し ては増減に操作、恣意性の入り込む余地を完全に 否定することはできない。また、売上債権の増減 のうちの売上高の増減に連動しない部分、仕入債 務の増減のうちの仕入高の増減に連動しない部 分、たな卸資産の増減のうち売上原価に連動しな い部分は値の大きさからみてそれなりのものであ って、それぞれ売上債権の増減、仕入債務の増減、 たな卸資産の増減さらにはCFOに及ぼす影響も 大きなものであると考えられる。

本稿では、売上債権の増減のうちの売上高の増減に連動しない部分、仕入債務の増減のうちの仕入高の増減に連動しない部分、たな卸資産のうち売上原価の増減に連動しない部分に注目して、これらが持つ特性について調べてみたい。

これらの特性を知ることは、売上債権の増減、 仕入債務の増減、たな卸資産の増減が支払能力に どのような影響を及ぼしているかを調べていく上 で極めて有用なものであると言えよう。

### 2. 背景となる考え方など

つぎに問題意識の背景や測定方法についての基本的考え方について説明する。

#### 2.1. CFO を構成する要素とその大きさ

キャッシュ・フロー計算書に示されている CFOの主な要素としては、税金等調整前当期純 利益、減価償却費、売上債権の増減、たな卸資産 の増減、仕入債務の増減といったものが挙げら れる。

- ①キャッシュ・フロー (税金等調整前当期純利益+減価償却費) (以下 CF と示す)
- ②売上債権の増減 (△R)
- ③たな卸資産の増減 (△I)
- ④仕入債務の増減 (△P)

CFO、CFを構成する項目、△R、△P、△Iの基本統計量を示したものが表1である。これを見ると、普通に平均値を取った場合は、△R、△P、
△Iなどの値はCFOに比べてとても小さく、これらの影響力もまた小さいと見えてしまう。ところが、△R、△P、△Iの値を絶対値にして平均を取ってみると、評価は異なってくる。すなわち、
△R、△P、△Iなどの絶対値の平均値は、CFOの20%程度の大きさであって、それなりの影響力を持っていると考えられる。これらの要素をコントロールできればCFOの値をコントロールできる。すなわち、これらは支払能力の調整材料として利用することは十分可能な大きさである。

#### 2.2. ⊿R、⊿P、⊿Iを構成する要素

支払能力は、CFOによって測定できるので、 CFOの値をプラス方向に大きくすることは支払

					1)	单位:百万円)
	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値	平均値 (絶対値)
cfo0	15,442	90,540	1,569	2,830,872	-135,130	15,948
cfo_c00	6,471	38,250	856	962,163	-766,134	8,679
cfo_c01	9,075	57,292	740	2,015,980	0	9,075
cfo_c02	-198	15,425	-3	698,096	-576,711	2,994
cfo_c03	926	12,365	12	352,994	-208,924	2,662
cfo_c04	26	15,153	-3	649,214	-406,210	2,902

表1 基本統計量 (サンプルサイズ: 14607社・期)

ただし、表1におけるcfo0、cfo\_c00、cfo\_c01、cfo\_c02、cfo\_c03、cfo\_c04の意味はそれぞれ次の通り。cfo0:営業活動からのキャッシュ・フロー、cfo\_c00:税金等調整前当期純利益、cfo\_c01:減価償却費、cfo\_c02:売上債権の増減、cfo\_c03:仕入債務の増減、cfo\_c04:たな卸資産の増減

能力が改善することを意味する。△R、△P、△I の値を大きく変動させることができれば、支払能 力を改善させることができる。通常、売上債権は 売上高に、仕入債務は仕入高に、たな卸資産は売 上原価に連動して動く。すなわち、売上高が増加 すれば⊿Rはプラス方向に大きくなり、仕入高が 増加すれば△Pはプラス方向に大きくなり、売上 原価が増加すれば△Iはプラス方向に大きくなる。 それゆえ、普通に考えれば、△R、△P、△Iは 売上高、仕入高、売上原価に連動して大きくなっ たり、小さくなったりする。以下の方法により、 △Rを売上高に連動する部分と売上高に連動しな い部分、△Pを仕入高に連動する部分と仕入高に 連動しない部分、△Iを売上原価に連動する部分 と売上原価に連動しない部分に分けることができ る (この分析方法は森脇 (2002) に示されている)。 このように分解すると話は少し変わってくる。

売上債権の増減 = 当期末売上債権 -前期末売上債権 当期末売上債権 = 当期平均月商 × 当期売上債権回収期間 前期末売上債権 = 前期平均月商 ×

前期売上債権回収期間

ここで、売上債権残高をR、平均月商をS、売上 債権回収期間をTとすると、売上債権の増加⊿R は次のように示すことができる。

$$\triangle R = \triangle S \times T_{t-1} + S_{t-1} \times \triangle_t + \triangle S \times \triangle T$$
...... $\updownarrow 1$ 

ただし、

$$\begin{split} R_t &= S_t \times T_t, \ \ \, r_{t-1} = S_{t-1} \times T_{t-1} \\ S_t &= S_{t-1} + \triangle \, S_t, \ \ \, T_t = T_{t-1} + \triangle \, T \end{split}$$

式1の三つの項は、それぞれ次のような内容に なる。

- (1) △R1: △S×T<sub>t-1</sub>売上高の増減による売上債権の増減
- (2) △R2: S<sub>t-1</sub>× △T回収期間の変化による売上債権の増減
- (3) △R3: △S×△T 売上高の増減と回収期間の変化の両方に よる売上債権の増減

売上債権の増減すべてを見てしまうと、どうしても売上高に連動してしまう。それは、要素として△R1を含んでいるからである。△R2は売上高の増減に関係のない部分であって、この部分は売上高の増減以外の理由で動く部分である。この部

分をマイナス方向に大きくすることで⊿Rをマイナス方向に大きくし、CFOを大きくすることができる。それによって、支払能力の余裕度は大きくなることになる。この部分に注目することで、売上債権を使った資金面の操作の可能性を確認することができる。⊿R2を取り出してみることで、それがどのような方向に向いているかを見ることで資金面の操作を行なおうとする企業行動が有ったか無かったか、企業行動はどちらの方向を向いていたかを知ることができる。仕入債務の増加、たな卸資産の減少についても同様に考えることができる。

#### 2.3. ∠R、∠P、∠Iを構成する要素の大きさ

 $\triangle$ R、 $\triangle$ P、 $\triangle$ Iの3つをそれぞれ構成要素に 分解し、それぞれの項目とCFOの相関係数およ びそれぞれの項目の大きさを比較してみると、表 2、表3のようになる。

まず、相関係数についてみると、CFOと税金 等調整前当期純利益 (cfo\_c00)、減価償却費 (cfo\_c0) の相関は非常に高いが、CFOと $\triangle$ R、 $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ R3、 $\triangle$ P、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ P3、 $\triangle$ I、 $\triangle$ I1、 $\triangle$ I2、 $\triangle$ I3との相関は低い。しかしながら、CFOと $\triangle$ R2、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I2といった売上高や仕入高の増減に関係のない要素の相関は、プラスになっていて、そのことが $\triangle$ Rと $\triangle$ Pの相関

表2 CFOと△R、△P、△Iなどの相関係数

項目	相関係数	項目	相関係数	項目	相関係数	項目	相関係数
CFO_01	0.627	⊿R	0.122	⊿P	0,238	ΔI	-0.052
CFO_02	0.947	⊿R1	-0.077	⊿P1	-0.071	⊿ I1	-0.134
		⊿ R2	0.195	⊿ P2	0.243	⊿ I2	0.072
		⊿ R3	-0.277	⊿ P3	-0.184	⊿ I3	-0.049

表3 CFO および AR、 AP、 AIなどの基本統計量

(単位:百万円)

	平均值	標準偏差	中央値	最大値	最小値	平均値 (絶対値)
CFO	15,442	90,540	1,569	2,830,872	-135,130	15,948
⊿R	703	17,221	20	492,225	-697,215	3,296
⊿ R1	-692	16,441	-9	376,984	-632,217	3,098
⊿ R2	1,944	25,322	30	650,494	-720,635	4,394
⊿ R3	-549	5,668	-5	16,824	-418,623	658
⊿P	531	15,786	2	657,050	-453,433	2,945
⊿ P1	-505	12,796	-10	314,419	-455,435	2,317
⊿ P2	1,549	27,444	6	1,492,281	-454,776	3,940
⊿ P3	-514	10,933	-2	10,171	-1,208,879	633
⊿I	-435	14,074	-6	273,753	-308,332	2,967
⊿ I1	-691	11,806	-5	254,515	-449,678	2,275
⊿ I2	630	21,498	3	2,017,717	-241,171	2,975
⊿ I3	-375	14,272	-1	37,651	-1,634,528	567
CFO_01	6,471	38,250	856	962,163	-766,134	8,679
CFO_02	9,075	57,292	740	2,015,980	0	9,075

係数をプラスにしていると考えられる。

つぎに、基本統計量をみると、 $\triangle R$ 、 $\triangle R1$ 、 $\triangle R2$ 、 $\triangle R3$ 、 $\triangle P$ 、 $\triangle P1$ 、 $\triangle P2$ 、 $\triangle P3$ 、 $\triangle I$ 、 $\triangle I1$ 、 $\triangle I2$ 、 $\triangle I3$ の平均値は、税金等調整前当期純利益(CFO\_01)や減価償却費(CFO\_02)に比べて小さく影響力は小さい。しかし、 $\triangle R$ 、 $\triangle R1$ 、 $\triangle R2$ 、 $\triangle R3$ 、 $\triangle P$ ,  $\triangle P1$ ,  $\triangle P2$ 、 $\triangle P3$ 、 $\triangle I$ ,  $\triangle I1$ ,  $\triangle I2$ ,  $\triangle I3$ の絶対値の平均値を見ると、 $\triangle R$ ,  $\triangle R1$ ,  $\triangle R2$ ,  $\triangle R1$ ,  $\triangle R2$ ,  $\triangle P$ ,  $\triangle P1$ ,  $\triangle P2$ ,  $\triangle P3$ ,  $\triangle I$ ,  $\triangle I1$ ,  $\triangle I2$ はそれなりに大きく、CFOに対する影響力も大きいと見られる。中でも $\triangle R2$ 、 $\triangle P2$ 、 $\triangle I2$ の大きさは、 $\triangle R1$ ,  $\triangle P1$ ,  $\triangle I1$ よりも大きく、さらには $\triangle R$ ,  $\triangle P$ ,  $\triangle I6$ も上回る大きさであって、CFOに対する影響力は大きいと見られる。

#### 2.4. ここでのまとめ

CFOを構成する要素である $\triangle$ R、 $\triangle$ P、 $\triangle$ Iは それなりの大きさであって、CFOに対する影響 力もかなり大きいと考えられる。さらに、 $\triangle$ Rを  $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ R3に、 $\triangle$ Pを $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ P3に、 $\triangle$ Iを $\triangle$ I1、 $\triangle$ I2、 $\triangle$ I3にそれぞれ分解し て、CFOに対する相関や大きさの比較を行って みると、相関係数からは $\triangle$ R1と $\triangle$ R2、 $\triangle$ P1と $\triangle$  P2、 $\triangle I1$ と $\triangle I2$ のCFOに対する影響の方向が異なっていること、大きさの比較からは $\triangle R2$ は $\triangle R1$ や $\triangle R$ 、 $\triangle P2$ は $\triangle P1$ や $\triangle P$ 、 $\triangle I2$ は $\triangle I1$ や $\triangle I$  より大きく、 $\triangle R2$ 、 $\triangle P2$ 、 $\triangle I2$ の $\triangle CFO$ に対する影響力は大きいとみられる。

#### 3. 分析結果

#### 3.1. 測定、分析に用いたデータ

銀行、証券、保険を除く全上場会社(2013年3月31日時点)のうち2009年度(2009年4月~2010年3月)から2012年度(2012年4月~2013年3月)の間に決算を行い、かつ、決算期変更を行なっていない会社のデータを用いた。さらに、 $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ R3、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ P3、 $\triangle$ I1、 $\triangle$ I2、 $\triangle$ I3が正しく算出されるためのデータがそろっているサンプルに限定した。

従属変数はCFOがプラス(1)かマイナス(0)であり、独立変数は $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I1、 $\triangle$ I2である。ポアソン回帰を当てはめることによって係数を推計した。また、全サンプルを用いたケース、売上高が増加している局面のサンプルに限定したケース、売上高が減少している局面のサンプルのみに限定したケースの3つ

表4 CFOの符号と AR1, AR2, AP1, AP2, AI1, AI2の関係(全サンプル14607)

	Estimate		SE
(Intercept)	-0.117	***	0.009
⊿R1	-0.756	*	0.344
⊿ R2	-2.349	***	0.235
⊿P1	1.242	*	0.611
⊿ P2	2.149	***	0.309
⊿ I1	-0.683	**	0.227
⊿ I2	-0.981	***	0.158
AIC	28748		

表5 CFOの符号とR1, R2, P1, P2, I1, I2の 関係(売上高増加局面サンプル6826)

	Estimate		SE
(Intercept)	-0.070	***	0.015
⊿R1	-1.283	**	0.491
⊿ R2	-2.691	***	0.382
⊿ P1	0.665		0.878
⊿ P2	1.897	***	0.512
⊿I1	-1.581	***	0.456
⊿ I2	-1.336	***	0.334
AIC	13543		

表6 CFOの符号と AR1, AR2, AP1, AP2, AI1, AI2の関係 (売上高減少局面サンプル7704)

	Estimate		SE
(Intercept)	-0.104	***	0.017
⊿R1	0.070		0.652
⊿ R2	-2.096	***	0.313
⊿ P1	2.099		1.116
⊿ P2	2.540	***	0.414
⊿ I1	-0.117		0.344
⊿ I2	-1.064	***	0.207
AIC	15180		

について係数の推計を行なった。推計の結果は、 表4、表5、表6に示したとおりである。

#### 従属変数

CFOがプラス(1)かマイナス(0)か

#### 独立変数

- △R1 売上債権の増減額のうち売上高の増減に 連動する部分
- △R2 売上債権の増減額のうち売上高の増減に 連動しない部分
- △P1 仕入債務の増減額のうち売上原価の増減 に連動する部分
- △P2 仕入債務の増減額のうち売上原価の増減 に連動しない部分
- △I1 たな卸資産の増減額のうち売上原価の増減 に連動する部分
- △I2 たな卸資産の増減額のうち売上原価の増減 に連動しない部分

#### 3.2. ⊿Rについて

3つのケースすべてにおいて $\triangle$ R2は有意で、 CFOに対して $\triangle$ R1よりも大きな影響力を有して いる。売上高減少の場合においては、 $\triangle$ R2のみ 有意で、かつ、△R2の係数の符号は△R1の係数 の符号と逆方向になっている。3つのケースすべ てにおいて、△R2はCFOを増加させる方向に作 用している。

#### 3.3. ⊿Pについて

3つのケースすべてにおいて△P2は有意で、CFOに対して△P1よりも大きな影響力を有している。売上高増加、売上高減少の場合に分けてみると、△P2のみがCFOに対して有意な影響力を持っている。3つのケースすべてにおいて、△P2はCFOを増加させる方向に作用している。

#### 3.4. ⊿1について

3つのケースすべてにおいて△I2は有意で、CFOに対して△I1よりも大きな影響力を有している。売上高減少の場合においては△I2のみがCFOに対して有意な影響力を持っている。3つのケースすべてにおいて、△I2はCFOを増加させる方向に作用している。

#### 4. 終わりに

本稿では、まず $\triangle$ R、 $\triangle$ P、 $\triangle$ Iをそれぞれ $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ R3、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ P3、 $\triangle$ II、 $\triangle$ I2、 $\triangle$ I3に分解し、それぞれの要素の大きさの比較、それぞれの要素とCFOとの関係などの確認を行った。その結果、 $\triangle$ R1よりも $\triangle$ R2、 $\triangle$ P1よりも $\triangle$ P2、 $\triangle$ I1,よりも $\triangle$ I2の値が大きいこと、さらには $\triangle$ R2は $\triangle$ R、 $\triangle$ P2は $\triangle$ P、 $\triangle$ I2は $\triangle$ Iよりも大きいものであることがわかった。

つぎに、 $\triangle$ R1、 $\triangle$ R2、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I1、 $\triangle$ I2のCFOに対する影響力について調べた。その結果 $\triangle$ R2、 $\triangle$ P2、 $\triangle$ I2のCFOへの影響力は $\triangle$ R1、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ I1よりも大きいことが確認できた。 $\triangle$ R1、 $\triangle$ P1、 $\triangle$ I1は売上高や売上原価の変化

により変動する部分を示している。一方△R2、 △P2、△I2は、売上高や売上原価の変化の影響を受けず、回収条件、支払条件、在庫の状況の変化のみによって変動する部分を示している。大きさや相関係数の比較から△R、△P、△Iは大きさが同等程度の2つの要素により構成されていること、さらに2つの要素は性質の異なるものであることが分かった。

売上高の回収条件、仕入高の支払条件、たな卸資産の在庫期間に変化がなければ、 △Rは △R1、△Pは△P1、△Iは△I1に一致するはずである。売上高の回収条件、仕入高の支払条件、たな卸資産の在庫期間に変化があったとき、はじめて △R3、△P3、△I3や△R2、△P2、△I2が発生し、 △Rと △R1、△Pと △P1、 △Iと △I1の間に差違が発生することになる。売上高の回収条件、仕入高の支払条件、たな卸資産の在庫期間の変化に恣意性が含まれているかどうかは本稿の分析だけでは分からない。

しかしながら、△R、△P、△Iは単純に売上 高や売上原価の変動によって増減するものではな く、むしろそれとは異なる要因によって変動し、 それがCFOにかなりの影響を及ぼしているので ある。それゆえに、 $\triangle R$ 、 $\triangle P$ 、 $\triangle I$ はそのまま分析に用いるべきではなく、少なくとも $\triangle R$ は $\triangle R$ 1と $\triangle R$ 2に、 $\triangle P$ は $\triangle P$ 1と $\triangle P$ 2に、 $\triangle I$ は $\triangle I$ 1と $\triangle I$ 2に分解して用いるべきものであると言える。そのように用いることで、 $\triangle R$ 、 $\triangle P$ 、 $\triangle I$ 1に含まれる異なる性質の要素間の値の相殺による影響力のミスリードを防ぐことができると考えられる。

このことは、CFOが売上高の増減や売上原価の増減とは関係のない要素によって決まっていることを意味しており、売上高の増減や売上原価の増減との単純な比例関係にはないことが確認できたことになる。

#### 《参考文献》

- 上野清貴, 2001年3月. 『キャッシュ・フロー会計論―会計の論理統合―』, 創成社.
- 鎌田信夫・藤田幸男共訳、ロイド・C・ヒース、1982年11月. 『財 務報告と支払能力の評価』、国元書房.
- 鎌田信夫, 2006年7月. 『キャッシュ・フロー会計の原理[新版 第2版]』, 税務経理協会.
- 古山徹,2004年4月. 『支払能力の測定と評価 建設業の場合』, 創成社.
- 森脇彬,2002年8月.『資金と支払能力の分析 [四訂版]』, 税務 経理協会.

## プロシーディングス

## 銀行業におけるヘッジ会計適用に関する考察

## A Study of Hedge Accounting in the Japanese Banking Industry

松山將之(株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所主任研究員)
Masayuki Matsuyama, Development Bank of Japan Inc. Research Institute
of Capital Formation Senior Economist

#### 要旨

本稿は、日本の銀行業におけるヘッジ会計の適用についての分析である。ヘッジ会計とは、企業の保有する金融資産や金融負債について市場変動のリスクを回避するため一定の要件を満たすことによって損益を同一の会計期間に認識し財務諸表に反映させる特殊な会計処理である。

ヘッジ会計は、様々な業種で適用されているが、その中でも、銀行業は、金融資産、金融負債を多く保有し、またヘッジ手段であるデリバティブのマーケットメイクも行っていることからヘッジ会計とは親和性の高い業種である。しかし、そもそもヘッジ会計の運用面に関する分析は数少なく、また、銀行業に関するヘッジ会計の研究は、ほとんど行われていない。

一方で、日本の金融商品会計は、IFRS 9 に収斂され、公正価値会計によるヘッジ会計の導入が予定されており、会計情報の利用者だけではなく実際のヘッジ取引の実務への影響も注目されている。本稿は、銀行業におけるヘッジ会計適用を判断する要因をバランスシートの構成面と業種固有の特質面から、明らかにすることによって、今後のヘッジ会計に関する議論の活性化や会計実務と学術的な認識のギャップ解消の一助となる研究として意義があると考える。

#### Summary

This study examines the application of hedge accounting in the Japanese banking industry. It is generally known that hedge accounting is a specialized accounting treatment for reducing the financial market risk of company-owned financial instruments. Hedge accounting has been applied in a variety of industries. The banking industry, in particular, is a heavy user of this accounting method. The reasons for this are that the banking industry is the market maker for derivatives, which are used to hedge financial instruments, and that bank balance sheets include almost all the financial instruments. However, there are few research papers on hedge accounting in the banking industry. Further, accounting standards for financial instruments in Japan must converge according to IFRS 9. The application of IFRS 9 has been focused on the financial activities of the company and the analysis of accounting information. The academic contribution of this study is to examine the application of hedge accounting through an analysis of the balance sheets of banks, and to bridge the gap between research and practice.

## 1. はじめに

ヘッジ会計とは、体系的な会計基準の中でも例 外的なものとして紹介されることが多い。その理 由の一つとして、金融商品会計上の要件を満たせ ば収益認識のタイミングを変更するという特殊な 会計処理を行うことがあげられる。また、金融資 産若しくは金融負債をヘッジの対象として指定 し、デリバティブをヘッジ手段とし、これらを会 計基準適用の構成要件としている点も他の会計基 準と比較して特徴的である。

そして、現在、日本基準、米国基準(SFAS133)、 国際会計基準(IAS39) でのヘッジ会計は、 IFRS 9への収斂に向けてこれまで、長らく議論

連絡先:松山將之 〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目9番7号大手町フィナンシャルシティサウスタワー5F東京金融ビレッジ 電話:03-3244-1474 FAX:03-3270-7084 E-Mail:msmatsu@dbj.jp されてきたが、ようやくIFRS 9 の2013年度版においてようやく一般ヘッジ内容が固まった状況である。しかし、主に金融機関を利用者として想定されているマクロヘッジ会計に関しては、一般ヘッジの会計基準からスピンアウトされ、まだ基準決定までの明確な筋道が描けていない。

一方、ヘッジ手段であるデリバティブの規制は、近年デリバティブ自体のリスクだけではなく、取引相手先リスクの管理にもフォーカスした内容に変わってきている。OTC(Over-the-counter)取引が主流であるデリバティブ取引は、ISDA(International Swap and Derivatives Association)によって契約内容が共通化され、更にCSA(Credit Support Annex)に従ったリスク管理も一般的になっている。更に欧米のインターバンク(金融機関間)取引では、CCP(Central Counter Party:中央清算機関)による取引清算が義務化されている。

しかし、本稿は、会計基準の動向や金融機関の 規制についての是非を問うことを目的としている のではない。現在のヘッジ会計が日本基準の中で の運用状況を明らかにし、金融商品を扱う実務者 にとっては、ともすれば当然かもしれない周知の 事実を会計理論や実証研究との整合性を明らかに することによって、研究者だけではなく、会計情 報の利用者や財務情報の報告者も含めた関係者間 での認識を共有することを目的としている。

その中でも、銀行業を分析対象とした理由としては、ヘッジ会計の要素を構成しているデリバティブ取引についてのマーケットメイカーであり、ヘッジ会計を最も積極的に活用している業種の1つであるにもかかわらず、日本では、殆ど研究されていないという問題意識からである。

また、今後、デリバティブをはじめとする金融 商品に関連した会計基準の動向や金融機関への規 制に関する議論も国内でも高まることが予想され ることから、本稿は、会計実務と学術的な認識の ギャップ解消の一助となる研究として意義がある と考える。

## 2. ヘッジ会計とは

ヘッジ会計とは、一般的に企業がヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動、および為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引である<sup>1)</sup>。ヘッジ会計の基本的なコンセプトは、日本基準だけではなく米国基準、国際会計基準においても、会計基準の目的適合性や信頼性の点で共通しており、また、ヘッジ対象とヘッジ手段との対応関係を会計基準適用の構成要件やヘッジ手段として主にデリバティブを利用するといった手法における技術的な点も共通している。ただ、日本基準と米国基準、国際会計基準とは会計基準のフレームワークが異なるため、ヘッジ行為自体の背景や手法についての考え方が異なっている。

例えば、米国基準や国際会計基準にもキャッシュフローヘッジとして効果としては日本基準と同様の手法は認められているが、実際には公正価値の変動をヘッジ目的とするフェアバリューヘッジの利用が主流である。一方、日本基準では、逆に同様のヘッジは、時価ヘッジと呼ばれ、あくまでも例外的処理との位置付けに過ぎない。つまり、会計基準が存在するということと、その会計基準が利用されるということは異なっており、同じ目的であってもその会計基準を適用する国の実情に合致した手法が適用されている。

その中で、日本基準におけるヘッジ会計の会計 処理上の特徴は、ヘッジ手段の時価変動から発生 する損益を純資産の部において繰延処理する点で ある。従って繰延ヘッジが適用された場合、特例 処理や、時価ヘッジなどといった特別な処理を除けば、純資産の部の繰延ヘッジ損益の変動が認められれば、企業がヘッジ会計を適用していると判断できる。本稿では、この特徴を利用して、ヘッジ会計の適用の有無についての分析を行っている。

### 3. ヘッジ会計の適用とヘッジ手段

#### 3.1. ヘッジ会計の適用状況について

日本基準におけるヘッジ会計の利用状況について上場企業のデータを用いて概観する。日本で適用されているヘッジ会計の殆どは、繰延ヘッジであることから、ヘッジ会計の適用の有無については、純資産の部の繰延ヘッジ損益の変動で判断が可能である。2012年度の日本の上場企業の決算データを基にして、繰延ヘッジ損益に前年度と比較して変動があった場合には、ヘッジ会計を適用していると判断した場合、結果、サンプル全体の適用率は34.8%という結果となった<sup>2)</sup>。そこから更に、製造業、非製造業、金融業に分けて適用率を比較してみると、金融業が最も高く61.0%の適用率であり、製造業では、39.8%、非製造業では、26.5%と、産業によって適用率が大きく変わることがわかる<sup>3)</sup>。

ただ、同じ産業群である金融業の中であっても、個々の業種に目を向けてみると、銀行業77.1%、保険業66.7%の適用率である一方で、証券業、商品先物取引業では12.5%と適用率に大きな違いが見られる。これは、ストックビジネスである銀行業や保険業とフロービジネスである証券業との間での違いがヘッジ会計の適用率の違いにも表れていると考えられる。

#### 3.2. 日本のデリバティブ市場について

次に、ヘッジの手段であるデリバティブの市場に関して概観する。デリバティブの国際的な統計に関しては、BISやIMFの統計を用いるのが一般的であるが、国内市場のみの分析であれば、日本銀行が定期的に公表している統計を用いるのが有効である<sup>4)</sup>。(表 2) は、2012年12月末基準の公表データを用いて、デリバティブの想定元本をデリバティブ種別、取引商品、取引期間別に分類したものである。デリバティブは、ヘッジ以外でもマーケットメイク、トレーディング、ALMといった様々な目的で利用されており、取引の外形上は、目的まで特定することはできないが、その種別から対象となるリスクや、商品と期間から有効なヘッジ手段として利用されるデリバティブをある程度、特定することができる。

表 1 日本企業の上場企業のヘッジ会計の適用比率

区分	企業数	ヘッシ	適用比率	
		非適用	適用	- 週用几平
製造業	1,064	641	423	39.8%
非製造業	1,066	784	282	26.5%
金融機関	136	53	83	61.0%
銀行業	83	19	64	77.1%
保険業	9	3	66	6.7%
その他金融業	20	10	10	50.0%
証券、商品先物取引業	24	21	3	12.5%
	2,266	1,478	788	34.8%

出所:日本政策投資銀行「財務データバンク」、Bloomberg

表2 日本のデリバティブ市場規模(想定元本)(種別、取引、期間別)

(単位:百万ドル)

OTC取引合計	想定元本			1年以内	1年超 5年以内	5年超
	47,078,238		93.17%			
うち外為関連取引	5,915,586		12.57%			
フォワード・為替スワップ		2,839,803		2 200 722	1 955 996	246 601
通貨スワップ		2,029,436		3,266,732	1,255,826	346,681
オプション (売り)		532,707		326,884	179,839	25,987
オプション(買い)		513,645		314,400	167,717	31,528
うち金利関連取引	40,999,428		87.09%	<u>'</u>	'	
FRA(金利先渡取引)		2,285,962		11 770 074	16 901 095	8,568,723
金利スワップ		34,344,570		11,779,874	16,281,935	
オプション (売り)		2,291,234		614,332	1,036,763	640,141
オプション(買い)		2,077,661		477,233	938,501	661,929
うちエクイティ関連取引	140,973		0.30%			
フォワード・スワップ		30,232		6,009	13,112	11,110
オプション (売り)		57,892		24,026	23,766	10,101
オプション(買い)		52,850		23,117	21,190	8,546
うちコモディティ関連取引	22,251	,	0.05%	"	'	
フォワード・スワップ		13,054				
オプション (売り)		4,584				
オプション(買い)		4,613				
·ジット・デリバティブ	1,047,913					

取引	所取引合計	想定元本	
		3,450,785	6.83%
	うちコモディティ関連取引	180	0.01%
	うち外為関連取引	3,353,152	97.17%
	うち金利関連取引	91,183	2.64%
	うちエクイティ関連取引	6,270	0.18%

OTC取引+取引所取引合計	想定元本
	50,529,023

出所:日本銀行

想定元本ベースでのデリバティブ種別では、金利関連と為替関連の取引が、OTC取引の99.6.%を占めている。また取引商品の内訳は、金利関連取引では、金利スワップが全体の83.8%を占めており、為替関連取引では、通貨スワップが34.3%、フォワードも含めた為替スワップが48.0%を占めている。これらの3つの取引でOTC取引全体の

想定元本ベースで83.2%を占めている。

更に、主な取引商品の取引期間を1年未満と1年以上に分類してみると、金利関連では、金利スワップにFRAも加えた1年未満の取引の比率が32.2%であるのに対し、スワップにフォワードを加えた1年未満の為替取引は、67.1%を占めている。

実務上、フォワード取引や1年未満の為替スワップは資金調達目的で利用されることを勘案すると、ヘッジ手段として利用されているデリバティブの取引商品は、金利スワップ若しくは期間1年以上の通貨スワップであり、これらの商品によって繰延ヘッジを用いてヘッジできるリスクは金利リスクであると考えられる。

### 4. 先行研究

ファイナンス分野の先行研究では、海外を中心として、企業がヘッジ取引を行なう要因について企業活動とヘッジ取引との関係、期待倒産コストの低減や節税効果などから企業価値向上との関係等、様々な実証分析がなされている<sup>5)</sup>。また、銀行業に関する研究では、デリバティブの利用とバランスシートの規模や流動資産、預金等の負債の規模に有意に正関係があることが、数多くの先行研究の中で示されている<sup>6)</sup>(たとえば、Sinkey and Carter, 2001)。しかし、取引の目的がヘッジ取引であるか、ヘッジ取引に関してもヘッジ会計を適用しているか否かに関しては、取引の外形だけで判断することは難しいことから、先行研究においてもヘッジ取引若しくはデリバティブ取引全般を対象とした分析がなされている。

会計基準に関する理論研究では、ヘッジ会計を 事業投資から発生するキャッシュフローのヘッジ 行為を経営者から投資家への有用な情報伝達手段 として位置付けている。これは、日本基準ではヘッジ会計を適用するデリバティブ取引には、企業 の経営者が事業投資に付随するリスクをヘッジす るという明確な意図が会計情報に含まれると考え られている。(斉藤, 2009)

ヘッジ会計を適用しないヘッジ取引は投機取引 と明確に区分している点は、海外のヘッジに関す る先行研究と異なる点である。また、日本におけ る会計情報についての考え方を基本として、ヘッジの意図が実際の企業活動に反映され財務情報との関係について実証分析している点が、本稿の会計研究上の新規性である。

### 5. リサーチクエッション

企業がヘッジ会計を適用する財務情報上の要因としては、バランスシートに内包されるリスクを軽減することを目的に利用すると考えられており、バランスシートの規模とヘッジ行為との間に正に有意な関係があると考えられる。しかし、銀行業のようなバランスシートの大半が金融資産、金融負債で構成されており、かつトレーディング勘定の利用や会計基準の適用要件が緩和された手法の利用が認められている業種では、バランスシートの規模に関する要因は、デリバティブを利用するという動機とは異なりヘッジ会計適用の判断要因に影響を及ぼさないのではないか。

### 6. 分析方法

#### 6.1. 説明変数について

銀行業の資産、負債の大半は、金融資産、金融 負債から構成されており、バランスシート全体の リスクをマネージするためにALMについての方 針を策定している。その方針に従って、運用、調 達を実行し、ポートフォリオを構築している。具 体的には、総資産(Ta)における金融資産は、 証書貸付に代表される長期貸出(loan)と、手形 貸付に代表される短期貸出(L\_BD)に分類され、 有価証券運用は、資金流動性を重視した国債に代 表される債券運用(sec\_ex\_stock)と、株式に代 表される純投資としての運用(stock)に分類さ れる。負債(Lib)における金融負債は、銀行業 としての預金(dep)と一般事業法人と同様の債 券や借入による長期調達(long\_fond)に大別されるが、特に預金に関しては、普通預金や当座預金に代表される決済性預金(COSD\_dep)と定期性預金(Term\_dep)に分類される。このように銀行業は、期間やリスクプロファイルの異なった金融資産、金融負債を数多く保有している。

ヘッジ会計を適用する場合には、通常、ヘッジ対象とヘッジ手段の1対1の対応関係を満たしていることが適用要件として求められている。しかし、金融機関の場合、ヘッジ要素の対応関係を個々

の資産、負債について満たしていくことが実務上、 難しい場合と考えられることから、日本基準では、 リスク管理方針を別途定めることによって、要件 を緩和した手法である包括ヘッジの適用が認めら れている<sup>7)</sup>。

また、銀行業は、貸出や預金といった経常的な 金融資産、金融負債は通常、銀行勘定において認 識されるが、高度なリスクマネジメントの要件を 満たすことにより、トレーディング取引等を目的 とした特定取引勘定と呼ばれる特別勘定を設置す

表3 説明変数

我 5 奶奶炙奶							
説明変数		内 容					
特定取引勘定の有無	toradhing_account	特定取引勘定設置の有無(有=1、無=0)					
包括ヘッジ方針の有無	potoforio_hedge	業種別24号・25号に関して、重要な会計上の方針の 有無(有=1、無=0)					
負債	ln_ToT_Lib	負債(対数)					
預金	ln_dep	預金総額(対数)					
預金 (決済性預金除く)	ln_Term_depo	定期性預金の合計値(対数)					
決済性預金	ln_COSD_depo	決済性預金の合計(対数)					
長期調達	ln_long_fund	社債、債権(金融債)、銀行借入(インターバンク等市場取引除く)の合計					
純資産	ln_ToT_NA	純資産 (対数)					
貸出	ln_loans and bills discounted	融資(対数)					
融資	ln_Loan	証書貸付 (対数)					
融資(証書貸出除く)	ln_L_BD	割引手形、手形貸付の合計(対数)					
有価証券(株式除く)	ln_sec_ex_stock	銀行勘定で保有する有価証券のうち株式を除いたもの(対数)					
株式	ln_stock	銀行勘定で保有する株式(対数)					
総負債総資産比率	Lib_Ta	総資産に対する総負債の比率					
預金総負債比率	dep_Lib	総負債に対する預金総額の比率					
預金(決済性預金除く)総負債比率	Term_depo_Lib	総負債に対する定期性預金の合計額の比率					
決済性預金総負債比率	COSD_depo_Lib	総負債に対する決済性預金の合計額の比率					
長期調達比率	long_fund_Lib	総負債に対する社債、債権(金融債)、銀行借入合計 額の比率					
貸出資産総資産比率	loan_billD_Ta	総資産に対する貸出資産の比率					
銀行融資総資産比率	loan_Ta	総資産に対する銀行融資の比率					
銀行融資(証書貸出除く)総資産比率	L_BD_Ta	総資産に対する割引手形、手形貸付の合計額の比率					
有価証券(株式除く)総資産比率	sec_ex_stock_Ta	総資産に対する銀行勘定で保有する株式を除く有価 証券の比率					
自己資本比率(修正)	capital_ratio_adj	自己資本比率連結(連結のないものは単体)					

定期性預金 = 譲渡性預金 + 定期積立預金 + 定期預金の合計値、決済性預金 = 普通預金 + 当座預金 + 通知預金の合計値 出所:全銀協、有価証券報告書 ることが認められている。更に、自己資本についてBISの定める自己資本比率に関する規制を受けており、先行研究においても、デリバティブ使用との関連性が指摘されている。自己資本比率(capital\_ratio\_adj)に関しては、連結ベースを基本としているが、単体開示のみの場合には、単体ベースでの自己資本比率を採用している。

金融資産、金融負債といったヘッジ対象以外にヘッジ会計並びにデリバティブ使用について関連する銀行業固有の説明変数により業種固有の要因をコントロールしている。包括ヘッジの代理変数として、重要な会計方針における業種別24号、25号の枠組の開示の有無(portforio\_hedge)、デリバティブ使用に関して高度なリスク管理が求められる業務を行っていることの代理変数としての特定取引勘定の設置の有無(trading\_account)について、それぞれダミー変数を用いてコントロールしている。

#### 6.2. モデルについて

実証分析にあたっては、ヘッジ会計の有無を被 説明変数としたロジットモデルによる分析を行 う。ヘッジ対象を説明変数としてその限界効果か ら、ヘッジ会計適用する要因について考察する。

 hed ge\_accounting = \_\_0 ...2011年度において繰延

 ヘッジ損益の増減がなかった場合

1…①繰延ヘッジ損益の増減があった場合、②繰延ヘッジ損益の増減がなかった場合で且つ時価ヘッジの利用が開示されている場合

ヘッジ会計適用の要件について、ヘッジ対象となる資産、負債の規模との関係について分析する。 銀行業固有の要件として、資本に関する制約を自己資本比率とトレーディング取引、ヘッジ会計適 用要件の緩和については、ダミー変数を用いてコ ントロールしている。そして、ヘッジ対象の規模 に関して、ヘッジ会計の適用についての分析を以 下のステップに分けて分析を行う。

#### 6.2.1. ヘッジ対象との絶対的な規模について

バランスシートの絶対的な規模がヘッジ会計適用に及ぼす影響を分析する。総資産の規模にあたっては、ヘッジ対象となる総負債(ln\_ToT\_Lib)とヘッジ対象外である純資産(ln\_ToT\_Na)の面から分析を行っている。

 $hedge\_accounting_i = a_0 + a_1 \ln\_ToT\_Lib_i + a_2 \ln\_ToT\_Na_i + a_3 capital\_ratio\_adj_i + a_4 trading\_account_i + a_5 portforio\_hedge_i + \varepsilon_i$  (1)

次に、ヘッジ対象を属性よって区分し、ヘッジ会計の適用の要因について分析する。銀行業のバランスシートの特徴の1つは、バランスシートを構成する資産、負債の金融資産と金融負債で構成されている点である。一般事業法人と同様に起債や借入金によって資金調達も行う一方、預金による資金調達や融資、債券による資金運用も行っている。

金融資産では、貸出(ln\_loan\_and\_bills\_discounted) と有価証券運用に大別され、有価証券運用に関しては、ヘッジ対象資産となる債券運用(ln\_sec\_ex\_stock)と純投資である株式運用(ln\_stock) に区分できる。金融負債については、銀行業固有の調達手段である預金(ln\_dep)と企業としての調達手段である起債や借入金による長期調達(ln\_long\_fund)に区分できる。

更に、(2)の属性区分よりも対象を限定し金

融商品レベルで区分する。銀行業の開示科目では、商品別に表示されており、それらに内在するリスクも、金融商品によってある程度判断できる。証書貸出(ln\_Loan)によって長期貸出と手形貸出(ln\_L\_BD)によって短期貸出に、預金に関しては、決済性預金(ln\_COSD\_depo)によって短期調達と定期性預金(ln\_Term\_depo)によって長期調達にそれぞれ区分できる。本分析によって、金融商品に内在するリスク量が絶対的な規模とヘッジ会計を適用するインセンティブとの関係を明らかにする。

 $hedge\_accounting_i = a_0 + a_1 \ln_T Term\_depo_i + a_2 \ln_T Term\_depo_i + a_2 \ln_T Term\_depo_i + a_2 \ln_T Term\_depo_i + a_3 \ln_T term\_depo_i + a_4 \ln_T term\_depo_i + a_5 \ln_T term\_de$ 

#### 6.2.2. ヘッジ対象との相対的な規模について

バランスシートの相対的な規模に関しては、まず、総資産に占める負債の比率(Lib\_Ta)がヘッジ会計適用に及ぼす影響に関して分析する。ファイナンス分野では、ヘッジのインセンティブと負債との関連性についての先行研究も数多くあるが、銀行業のような金融負債が大半を占めるような場合でも同様のインセンティブが働くかを確認する。

$$\begin{split} & \textit{hedge\_accounting}_i = a_0 + a_1 L \textit{ib\_Ta}_i + \\ & \textit{a_2capital\_ratio\_adj}_i + a_3 \textit{trading\_account}_i + a_4 \\ & \textit{portforio\_hedge}_i + \varepsilon_i \pmod{4} \end{split}$$

次に預金及び長期調達が総負債に対して占める それぞれの比率(dep\_Lib、long\_fund\_Lib)と融 資、債券運用、株式運用が総資産に対して占める それぞれの比率(loan\_billsD\_Ta、sec\_ex\_stock\_ Ta、stock\_Ta)を説明変数とする。金融資産、金 融負債の相対的な規模とヘッジ会計適用のインセ ンティブの働きの違いについて明らかにする。  $hedge\_accounting_i = a_0 + a_1 dep\_Lib_i + a_2 long\_$   $fund\_Lib_i + a_3 loan\_billsD\_Ta_i + a_4 sec\_ex\_stock\_$   $Ta_i + a_5 stock\_Ta_i + a_6 capital\_ratio\_adj_i + a_7$  $trading\_account_i + a_8 portforio\_hedge_i + \varepsilon_i$  (5)

更に、金融商品のレベルまでヘッジ対象を区分し、預金に関しては、決済性預金と定期性預金の総負債に占めるそれぞれの比率(COSD\_depo\_Lib、Term\_depo\_Lib)と貸出に関しては、証書貸付と手形貸付に対する総資産に占めるそれぞれの比率(Loan\_Ta、L\_BD\_Ta)を説明変数として分析を行う。長期と短期の金融商品に内在するリスクの違いによる総資産、総負債に占める相対的な規模とヘッジ会計を適用するインセンティブとの関係を明らかにする。

hedge\_accounting<sub>i</sub>= $a_0+a_1Term\_depo\_Lib_i+$   $a_2COSD\_depo\_Lib_i+a_3long\_fund\_Lib_i+a_4$   $Loan\_Ta+a_5L\_BD\_Ta_i+a_6sec\_ex\_stock\_Ta_i+$   $a_7stock\_Ta_i+a_8capital\_ratio\_adj_i+a_9trading\_$  $account_i+a_{10}portforio\_hedge_i+\varepsilon_i$  (6)

## 7. 分析結果

#### 7.1. データについて

各銀行の財務データは、一般社団法人全国銀行協会が公表している2011年度の各行別財務諸表から取得している。分析対象は、都市銀行6行、第一地銀63行、第二地銀42行、信託銀行6行に、新生銀行とあおぞら銀行を加えた計119行としている<sup>8)</sup>。また、銀行本体のヘッジ活動を分析することを目的としていることから、単体の財務データを用いている。特定取引勘定の有無、包括ヘッジの有無、自己資本比率の情報に関しては、同協会が公表している銀行別諸比率表から取得している。

表4 記述統計量

(単位:百万円)

Variable	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
Term_depo	119	2,589,191	5,663,199	0	45,512,304
COSD_depo	119	2,662,857	7,877,599	0	64,300,809
long_fund	119	469,716	1,783,895	0	10,800,123
sec_ex_stock	119	2,004,184	6,437,125	0	54,600,050
stocks	119	159,829	521,986	0	3,674,325
L_BD	119	197,449	424,641	0	3,774,960
Loan	119	3,074,259	6,940,909	0	51,700,115
COSD_depo_Lib	119	0.399	0.117	0.000	0.626
Term_depo_Lib	119	0.508	0.112	0.000	0.732
long_fund_Lib	119	0.028	0.046	0.000	0.336
sec_ex_stok_Ta	119	0.250	0.081	0.000	0.579
stock_Ta	119	0.015	0.010	0.000	0.056
loan_Ta	119	0.535	0.097	0.000	0.761
L_BD_Ta	119	0.043	0.021	0.000	0.108
capital_ratio_adj	119	0.119	0.031	0.067	0.314
toradhing_account (Dummy)	119	0.202	0.403	0	1
potoforio_hedge (Dummy)	119	0.462	0.501	0	1

#### 7.2. 分析結果について

ヘッジ対象の絶対的な規模とヘッジ会計適用に 関するインセンティブに関して(1)において、 総資産の規模との間に有意な関係は見られなかっ た。(2)においても、ヘッジ対象となる金融資産、 金融負債の属性に関しても絶対的な規模に関して 有意な結果とならなかった。金融商品レベルでの ヘッジ対象について分析した(3)では、定期性 預金(ln\_Term\_depo)の規模との関係において 5%の有意水準で正の関係と、証書貸付(ln Loan) の規模との関係において10%の有意水準 で負の関係が確認できた。また、包括ヘッジの枠 組みの有無(portforio\_hedge)を示すダミー変 数に関しては、各モデルにおいて1%の有意水 準で、包括ヘッジの枠組みを持つこととヘッジ会 計を適用するインセンティブの間に正の関係が認 められた。

ヘッジ対象の相対的な規模とヘッジ会計適用に

関するインセンティブに関して(4)において、 総資産に占める負債の規模 (Lib Ta)、自己資本 比率 (capital ratio adj)、について 5 %の有意 水準で正の関係が認められた。また、包括ヘッジ の枠組みの有無 (portforio\_hedge) に関しては 1%の有意水準で、特定取引勘定の有無(trading\_ account) に関しても10%の有意水準で正の関係 が認められている。(modelE) におけるヘッジ対 象となる金融資産、金融負債の属性に対する相対 的な規模に関しては、金融負債においては、預金 に対する総負債の比率 (dep Lib) に関して、5 %の有意水準で正の関係は認められたが、金融資 産のうち、ヘッジ対象となる資産である融資と債 券運用が総資産に占める比率 (loan\_billsD\_Ta) (sec\_ex\_stock\_Ta) に関しては、それぞれ負の 関係を示しているが、有意水準とはならなかった。 更に、(5)における金融商品レベルでの相対的 な規模に関しての分析結果については、決済性預

表5-1 分析結果

	4(0 1 ))		地彩明亦料。	ご公共室田ナケ	rc.	
			被説明変数 ヘッジ会計適用有無 hedge accounting			
			(1)	(2)	(3)	
説明変数		符号	b/Z	b/Z	b/Z	
特定取引勘定 (ダミー変数)	toradhing_account	(+)	1.1833 [0.98]	0.9435 [0.75]	0.8813	
包括ヘッジ方針 (ダミー変数)	potoforio_hedge	(+)	1.8514	2.0744 [3.50] ***	2.3115 [3.62] * * *	
負債	ln_ToT_Lib	(+)	1.8488	[0,00]	[0.02]	
預金	ln_dep	(+)		5.047 [1.21]		
預金(決済性預金除く)	ln_Term_depo	(+)			8.5227 [2.31] * *	
決済性預金	ln_COSD_depo	(+)			2.7366 [1.32]	
長期調達	ln_long_fund	(+)		0.2658 [1.08]	0.2055	
純資産	ln_ToT_NA	(-)	-0.4923 [-0.43]	[2,00]	[0.02]	
貸出	ln_loans and billsdiscounted	(-)		- 2.3805 [ - 0.69]		
融資	ln_Loan	(-)		[ 0.00]	-5.9603	
融資(証書貸出除く)	ln_L_BD	(-)			-0.8997 [-1.42]	
有価証券(株式除く)	ln_sec_ex_stock	(-)		-1.6722 [ $-1.25$ ]	- 2.6738 [ - 1.61]	
株式	ln_stock	(+)		0.296	0.1642	
自己資本比率(修正)	capital_ratio_adj	(+)	17.8861 [1.29]	27.5039 [1.52]	33.4248 [1.80]*	
	_cons		-23.8851 [-3.28]***	- 26.8589 [ - 3.17] ***	- 35.2217 [-3.40]***	
	N		119	113	113	
	Prude R2		0.4196	0.4466	0.4834	
	適合比率		0.7899	0.8319	0.8142	

\* p < 0.1, \*\* p < 0.05, \*\*\* p < 0.01

金が負債に占める相対的な比率(COSD\_depo\_Lib)に関して5%の有意水準で正の関係が認められたが、長期調達との関係においては有意な結果とはならなかった。一方、資産サイドの金融商品においては、短期貸出と債券運用との総資産に占める比率(L\_BD\_Ta)(sec\_ex\_stock\_Ta)に関して、それぞれ10%の有意水準で負の関係が認

められた。包括ヘッジの枠組みの有無(portforio\_hedge)を示すダミー変数に関しては、(5)(6)においても1%の有意水準で、正の関係が認められた。

表5-2 分析結果

	1KU-Z )).	川和木	被説明変数 ヘッジ会計適用有無 hedge_accounting		
説明変数		符号	(4) b/Z	(5) b/Z	(6) b/Z
特定取引勘定(ダミー変数)	toradhing_account	(+)	2.0752 [1.98]*	1.3837 [1.19]	1.0638 [0.88]
包括ヘッジ方針 (ダミー変数)	potoforio_hedge	(+)	2.1361 [4.25] * * *	2.2164 [4.24]***	1.9988 [3.74]***
総負債総資産比率	Lib_Ta	(+)	36.7523 [2.08] * *	2.1-23	[911 2]
預金総負債比率	dep_Lib	(+)		12.7651 [2.09]**	
預金(決済性預金除く)総負債比率	Term_depo_Lib	(+)			8.2186 [1.40]
決済性預金総負債比率	COSD_depo_Lib	(+)			10.7873 [2.10] * *
長期調達比率	long_fund_Lib	(+)		39.0924 [1.90]*	25.5594 [1.36]
貸出資産総資産比率	loan_billD_Ta	(-)		- 14.8205 [ - 1.51]	
銀行融資総資産比率	loan_Ta	(-)		[ 101]	- 11.9685 [ - 1.44]
銀行融資(証書貸出除く)総資産比率	L_BD_Ta	(-)			- 28.3292 [ - 1.73] *
有価証券(株式除く)総資産比率	sec_ex_stock_Ta	(-)		$-12.6547$ $\lceil -1.54 \rceil$	-13.8994 [-1.74]*
株式総資産比率	stock_Ta	(+)		16.401	10.2652
自己資本比率(修正)	capital_ratio_adj	(+)	40.3215	34.4812 [1.96]**	27.5052 [1.58]
	_cons		-40.4969 [-2.20]**	- 4.7134 [ - 0.71]	-1.9306 [-0.29]
	N	1	119	119	119
	Prude R2		0.3384	0.3544	0.3694
	適合比率		0.7899	0.8067	0.8235

\* p < 0.1, \*\* p < 0.05, \*\*\* p < 0.01

## 8. 結論と今後の課題

ヘッジ会計は、企業の事業投資から発生するキャッシュフローから市場の相場変動の要因をヘッジ手段としてデリバティブを用いることによって、収支の安定性を高める為に利用される会計処理である。本稿は、銀行業のような、ヘッジ対象となる金融資産や金融負債を多く保有し、且つ、ヘッジ手段であるデリバティブのマーケットメイ

クも行っている業種でも同様のインセンティブが 働くか、若しくは業種固有の要因や行動思考が存 在し、ファイナンス研究でのコンセンサスとは異 なる結果になるか否かについて分析をおこなっ た。

ヘッジに関する先行研究では、バランスシート の規模が、企業のヘッジ活動のインセンティブと なることに関しては、海外、国内の先行研究の中 でも正に有意な関係について確認されている。し かし、本稿での分析の結果では、ヘッジ対象の規模との関係において、定期性預金や融資といった一部の金融商品レベルでの有意な関係は認められたが、全般的にはヘッジ対象の絶対的な規模がヘッジ会計適用に関するインセンティブへの影響は乏しいものであった。また、ヘッジ対象の資産や負債に対する相対的な規模とヘッジ会計を適用するインセンティブに関しては、負債サイドの説明変数において有意に正の関係を確認することができたが、資産サイドも含めて考えた場合には、ヘッジ対象の相対的な規模がヘッジ会計適用に対するインセンティブに明らかに影響を及ぼしているとは言い難いものであった。

一方、包括ヘッジの代理変数である、業種別24 号、25号の枠組の開示の有無(portforio\_hedge)に関しては、1%の有意水準で正の関係を示しており、限界効果は小さいものの会計基準の適用を緩和した枠組みがヘッジ会計適用のインセンティブに影響を及ぼしていることを分析結果上、示唆している。

分析結果の含意は、銀行業のような金融業は、一般事業法人のようなリスクヘッジ的な基準でヘッジ会計を"適用する""適用しない"の判断を行うのではなく、企業としてのリスクマネジメントの数多ある手段の一つとしてヘッジ会計の適用の判断を行っているのではないかということである。従って、ヘッジ会計の適用を前提として考えた場合、企業としての行動を分析する為には、ヘッジ会計を適用するかしないかに関してよりも寧ろ、適用を前提に、どこまでの水準に関してヘッジ会計を適用するかに重点を置いた分析が必要であると考える。

今後の課題は、銀行業のようなヘッジ会計の適 用率の高い業種に関して、会計基準の適用の有無 だけではなくヘッジ会計を適用しているデリバテ ィブの想定元本や適用している比率等による量的 変数によるヘッジ適用の水準を被説明変数とする ことによって、分析の範囲を拡大させることであ ると考える。

以上

《注》

- 1)日本基準のヘッジ会計に関しては、金融商品会計基準の第 29項~34項に定められている。
- 2) 東証上場(東証1部、東証2部、マザーズ)のうち日本国内に拠点を置く事業法人であり、ファンド、事業年度1未満若しくは対象年度内に上場廃止した企業は除いた、決算年度ベースでのデータより作成した。東証業種コード並びに繰り延ベヘッジ損益の変動値についてBloombergより取得している。
- 3) 東証33業種を基準に分類し、製造業、非製造業、金融業に それぞれ該当する業種をグループ化している。
- 4)日本銀行がBSI統計を同じ集計基準で「デリバティブに関する定例市場報告」として日本国内市場の取引のみを対象として公表している。これらの報告は、日銀取引先の金融機関から集計したものであり、デリバティブの種別、ポジション、想定元本、取引商品、取引相手先、取引期間(1部)についての計表の形となっている。
- 5)海外での研究では、資金調達や為替取引とヘッジ取引との 関係を述べた、Nance et al. (1993)、Géczy et al. (1997) がある。ヘッジ行為の企業の期待倒産コストの低減の観点 から企業のヘッジ取引に関するインセンティブを指摘した 研究としてはSmith and Stutz (1985)が代表的である。ま た、Graham and Rogers (2002)のように負債利用による 節税効果とヘッジ活動との関連から、ヘッジ行為のインセ ンティブを指摘した研究もある。日本での研究では、柳瀬 (2010)が、東証一部上場企業を対象に、企業のデリバティ ブの利用とヘッジ動機に関する分析を行っている。
- 6)本文中に示したもの以外でも、銀行のバランスシートの規模とデリバティブの利用との間で正の関係を述べているものとしてはKoppenhaver (1990)、Kim and Koppenhaver (1992)、Gunther and Siems (2002)などがある。また、規模を大手銀行の代理変数として、内部統制や人材インフラが整っていることからデリバティブを利用しやすい環境にあることを述べていることも指摘している。
- 7)日本における包括ヘッジは、金融商品会計基準の第99項に 金融機関に適用することが認められ、業種別監査委員会報 告第24号、第25号において具体的な規定が定められている。
- 8) 公表データのうち第1地銀の北九州銀行は、分析年度期の 途中より営業を開始していることから対象外としている。

#### 参考文献

- あずさ監査法人編, 2013. 『金融商品会計の実務』, 第 4 版, 東 洋経済新報社.
- 荻茂生,長谷川芳孝,2006.『ヘッジ取引の会計と税務』,第4版, 中央経済社.
- Harold,Bierman, Jr., L.Todd Johnson,andD.ScottPeterson., 1991. Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying, FASB. (白鳥庄之助他訳, 1997. 『ヘッジ会計: 基本問題の探求』, 増補版, 中央経済社.)
- 斎藤静樹, 2010. 『会計基準の研究』, 増補版, 中央経済社. 米山正樹, 2008. 『会計基準の整合性分析』, 中央経済社.
- Ge'czy, C., Minton, B. A., & Schrand, C., 1997. Why firms use currency derivatives. Journal of Finance 52(4), 1323-1354.
- Graham, JR, and DA Rogers., 2002. Do Firms Hedge in Response to Tax Incentives?. The Journal of Finance 57(2), 815-840.
- Gunther, J. W., & Siems, T. F., 2002. The likelihood and extent of banks' involvement with interest-rate derivatives as end-users. Research in Finance 19 (1), 125–142.
- Jr, JF Sinkey, and DA Carter., 2001. Evidence on the Financial Characteristics of Banks That Do and Do Not Use Derivatives. The Quarterly Review of Economics and

- Finance 40 (3), 431-449.
- Kim, S.-H., & Koppenhaver, G. D., 1992. An empirical analysis of bank interest-rate swaps. Journal of Financial Services Research 7(1), 57-74.
- Koppenhaver, G. D., 1990. An empirical analysis of bank hedging in futures markets. Journal of Futures Markets 10 (1), 1-12.
- Nance, D. R., Smith, C. W., Jr., & Smithson, C. W., 1993. On the determinants of corporate hedging. The Journal Finance 48 (1), 267–284.
- 斎藤静樹, 1999. 「キャッシュフローヘッジの概念とヘッジ会計 の方法」『會計』156 (6), 1-14.
- 桜井貴憲, 1999.「キャッシュフローヘッジ会計の国際比較研究」 『會計』156 (3), 137-149.
- Smith, CW, and RM Stulz., 1985a. The Determinants of Firms' Hedging Policies. Journal of financial and quantitative 20(4), 391-406.
- Triki, Thouraya., 2005. Research on Corporate Hedging Theories: A Critical Review of the Evidence to Date. Working Paper No. 05-04, HEC Montrea.
- 柳瀬典由, 2011. 「わが国企業のデリバティブ利用とヘッジ行動」 『証券アナリストジャーナル』 49 (2), 66-75.

資 料

## 【資料1】

# 日本ディスクロージャー研究学会役員一覧 (任期: 2012年4月1日~2015年3月31日)

[会長] 黒川行治(慶應義塾大学)

[名誉会長] 柴 健次 (関西大学) 日本学術会議および関西地区担当

[副会長] 薄井 彰 (早稲田大学) 研究および大会担当および関東地区担当

亀川雅人(立教大学) 研究および大会担当、経営関連学会評議員

[常任理事] 中條祐介(横浜市立大学) 学会誌編集委員長

吉田和生(名古屋市立大学) 会報、故須田先生追悼記念事業および中部地区担当

大柳康司(専修大学) 会員担当およびディスクロージャー研究会議担当

岩渕昭子(東京経営短期大学) 会計担当

坂上 学 (法政大学) 年報編集委員長およびウェブ・広報担当

村井秀樹(日本大学) 渉外担当

[理事] 青木茂男(青山学院大学) 青淵正幸(立教大学)

黒川保美(専修大学)首藤昭信(神戸大学)竹原 均(早稲田大学)八田進二(青山学院大学)大田進二(青山学院大学)東野優太(名古屋大学)早野優太(名古屋市立大学)

古山 徹(日経メディアマーケティング株式会社) 吉田 靖(千葉商科大学)

[監事] 瓦谷純一(瓦谷公認会計士事務所) 町田祥弘(青山学院大学)

[幹事] 浅野敬志(首都大学東京) 記録担当

国見真理子(田園調布学園大学) 会員・出納担当

## 【資料 2】

## 日本ディスクロージャー研究学会第7回研究大会プログラム

2013年 5 月11日 (土) ~12日 (日) 福島学院大学・宮代キャンパス

### 大会1日目 5月11日(土)

■理事会 (11:00~12:00)

■会員総会(12:30~13:00)

■統一論題報告(11:00~17:00)

■特別講演(13:00~14:00)

「福島原発事故にみられたリスク・コミュニケーションの問題点」 野村修也氏(中央大学法科大学院教授・弁護士)

■統一論題報告(14:05~16:15)

テーマ「東日本大震災後のリスク開示と情報のディスクロージャーのあり方|

司 会:黒川行治氏(慶應義塾大学)

#### 統一論題解題

黒川行治氏 (慶應義塾大学)

第1報告 「リスク・コミュニケーションの現代的意義」

吉川肇子氏 (慶應義塾大学)

第2報告 「東日本大震災と福島第一原発事故をめぐる情報:福島在住者の視点から」 藤野美都子氏(福島県立医科大学)

第3報告 「ディスクロージャーの原点を探る―会計が果たす役割を中心に―」 八田進二氏 (青山学院大学)

第4報告 「リスクのディスクロージャーに関する研究の必要性」 柴 健次氏 (関西大学)

### ■統一論題討論(16:30~17:45)

座長:黒川行治氏(慶應義塾大学)

討論者:野村修也氏(中央大学法科大学院教授・弁護士) 吉川肇子氏(慶應義塾大学) 藤野美都子氏(福島県立医科大学) 八田進二氏(青山学院大学) 柴 健次氏(関西大学)

■懇親会(19:00~20:30)

### 大会2日目 5月12日(日)

■特別プロジェクト (10:00~11:20)

司 会:音川和久氏(神戸大学)

第1報告 「東日本大震災のディスクロージャー問題に関する実証研究」

代表: 薄井 彰氏(早稲田大学)

浅野敬志氏(首都大学東京)・稲葉喜子氏(早稲田大学)・海老原崇氏(武蔵大学)・

大鹿智基氏(早稲田大学)・奥村雅史氏(早稲田大学)・乙政正太氏(関西大学)・

坂上 学氏(法政大学)・中野貴之氏(法政大学)・吉田和生氏(名古屋市立大学)・

吉田 靖氏(東京経済大学)

司 会: 亀川雅人氏(立教大学)

第2報告 「大震災後に考えるリスク管理とディスクロージャー」

代表:柴 健次氏(関西大学)

副代表:太田三郎氏(千葉商科大学)・副代表:本間基照氏(インターリスク総研) 金子友裕氏(岩手県立大学)・佐藤綾子氏(早稲田大学)・円谷昭一氏(一橋大学)・ 中島真澄氏(福島学院大学)

## ■自由論題報告・院生コロキアム (11:30~14:30)

○第1会場 自由論題報告

司 会:木村史彦氏(東北大学)

第1報告 「東日本大震災によるディスクロージャー実務への影響―被災地企業に関する定性的調査」

川島健司氏(法政大学)

ディスカッサント:村宮克彦氏(大阪大学)

第2報告 「東日本大震災復興ファンドの現状と情報開示のあり方に関する一考察」

杉浦慶一氏(日本バイアウト研究所)

ディスカッサント:青淵正幸氏(立教大学)

司 会:高橋 衛氏(浜松大学)

第3報告 「情報開示の有効性向上にいかに取り組むべきか」 円谷昭一氏 (一橋大学)

ディスカッサント:坂上 学氏(法政大学)

第4報告 「風評被害とディスクロージャー」 岩渕昭子氏(東京経営短期大学) ディスカッサント:町田祥弘氏(青山学院大学)

#### ○第2会場 院生コロキアム・自由論題報告

司 会:橋本 尚氏(青山学院大学)

第1報告 「地方議会における財務報告活用に関する事例研究」 佐藤綾子氏(早稲田大学大学院博士課程) ディスカッサント: 宗岡 徹氏 (関西大学)

第2報告 「被買収企業の存続期間に関する生存時間分析-情報通信業における事例研究」 小倉賢治氏(立教大学大学院博士課程)

司 会:榎本正博氏(神戸大学)

第3報告 「子会社・関係会社との取引と企業の支払能力の関係についての一考察」 古山 徹氏 (日経メディアマーケティング) ディスカッサント:一ノ宮士郎氏 (専修大学)

第4報告 「Management forecasts, idiosyncratic risk, and information environment」 奥田真也氏(大阪学院大学)・北川教央氏(神戸大学) ディスカッサント:太田浩司氏(関西大学)

○大会参加費 (会員) 5,000円 (当日受付・非会員) 5,500円○懇親会費 (会員) 4,000円 (当日受付・非会員) 4,500円

## 【資料3】

### 日本ディスクロージャー研究学会第8回研究大会プログラム

2014年1月11日(土) 専修大学・神田キャンパス

- ■自由論題報告(10:00~11:25)
  - ○第1会場 司 会:浅野敬志(首都大学東京)
  - 第1報告 「経営者予想情報と実績情報に対する市場の反応」 棚橋則子(名古屋市立大学大学院)
  - 第2報告 「なぜ経営者が公表する業績予想の誤差は持続するのか」 鈴木智大 (亜細亜大学)
  - ○第2会場 司 会:中嶋教夫(明星大学)
  - 第1報告 「のれんの換算会計処理と開示に関する一考察」 澤井康毅 (慶應義塾大学大学院)
  - 第2報告 「売上債権の増減、仕入債務の増減と支払能力の関係についての一考察」 古山 徹(日経メディアマーケティング(株))
  - ○第3会場 司 会:吉田 靖(東京経済大学)
  - 第1報告 「M&A 効果の誤認リスクに関する研究 財務情報の視点から 」 村上暢子 (筑波大学大学院)
  - 第2報告 「M&Aに関する適時開示情報と株式市場の反応」 高橋由香里(首都大学東京)
  - ○第4会場 司 会:吉田和生(名古屋市立大学)
  - 第1報告 「会計保守主義が企業の資金調達活動に及ぼす影響」 石田惣平(一橋大学大学院)
  - 第2報告 「Accrual Based and Real Activities Based Earnings Management Behavior of Family Firms in Japan」
    Hitoshi Takehara (Waseda University), Tai-Yuan Chen (Hong Kong University of

Science and Technology), Zhaoyang Gu (Chinese University of Hong Kong), Keiichi Kubota (Chuo University)

■理事会(11:40~12:40)

### ■自由論題報告(12:50~14:15)

○第1会場 司 会:一ノ宮士郎(専修大学)

第3報告 「銀行業におけるヘッジ会計適用に関しての考察」

松山将之(日本政策投資銀行)

第4報告 「地方銀行の貸倒引当金に対する市場の評価」

梅澤俊浩 (北九州市立大学)

#### ○第2会場 司 会:薄井 彰(早稲田大学)

第3報告 「企業の利益の質と実体的裁量行動 |

大沼 宏 (東京理科大学),安藤博昭 (東京理科大学大学院)

第4報告 「資本剰余金配当を実施する法人の財務的特性と投資家の反応」

櫻田 譲(北海道大学)

#### ○第3会場 司 会:山﨑秀彦(専修大学)

第3報告 「データサイエンスによる会計教育の試行、統合報告時代に向けた開示情報ユーザ の育成について」

村上敏也(慶應義塾大学大学院)

第4報告 「社外監査役の出自の違いは監査の品質に影響を及ぼすのか」 浅野信博 (大阪市立大学)

#### ■統一論題報告(14:30~16:00)

統一論題テーマ「企業不祥事におけるディスクロージャー」

司 会:太田三郎(千葉商科大学)

統一論題解題

大柳康司 (専修大学)

第1報告

末松義章(千葉商科大学大学院・文京学院大学)

第2報告

齋藤 憲(専修大学)

#### **■**パネルディスカッション $(16:20\sim17:30)$

パネリスト: 末松義章 (千葉商科大学大学院・文京学院大学)

齋藤 憲 (専修大学)

大柳康司 (専修大学)

モデレータ:太田三郎 (千葉商科大学)

■懇親会(18:00~20:00)

○大会参加費 (会員) 2,000円○懇親会費 (会員) 4,000円○懇親会費 (会員) 4,000円(当日払いおよび非会員) 4,000円

## 【資料 4】

# 日本ディスクロージャー研究学会 第7回『現代ディスクロージャー研究』 カンファレンス

2014年1月11日(土) 専修大学神田キャンパス

○10:30~11:30 (報告20分, コメント20分, 質疑応答20分)

司 会:坂上 学(法政大学)

テーマ:変数「外国人持株比率」はなぜ有意になるのか

円谷昭一 (一橋大学)

コメンテータ:田澤宗裕(名城大学)

## 年報 経営ディスクロージャー研究 (第13号) 編集委員会

編 集 長:坂上 学(法政大学)

編集者: 奥村雅史(早稲田大学)

野口晃弘 (名古屋大学)

大柳康司 (専修大学)

町田祥弘 (青山学院大学) 編集委員:浅野敬志 (首都大学東京)

村井秀樹 (日本大学)

# 年報 経営ディスクロージャー研究 第13号

発 行 2014年 3 月31日 編集人 坂 上 学 発行人 黒 川 行 治

日本ディスクロージャー研究学会 ©2014年 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学 商学部会計研究室気付